

第二編  
議  
会



# 第一章 概 説

県議会は、群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十三年条例第三十七号）により、議員定数が五十六人と定められ、十五年の一般選挙から施行された。その後、十八年二月定例会において当該条例の一部が改正され、十九年の一般選挙から議員の定数を五十人とするとともに、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数が見直された。

県議会議員の選挙は、一般選挙が平成十五年四月十三日、十九年四月八日、二十三年四月十日の三回執行され、補欠選挙が十四年五月、十七年五月、十八年四月及び五月、二十一年一月に行われた。十八年の補欠選挙で歴代四人目となる女性議員（須藤日米代）が誕生したほか、十九年の一般選挙で二人の女性議員（茂木英子、阿部知世）が、二十三年の一般選挙でも二人の女性議員（桂川孝子、小川晶）が誕生した。

県議会の定例会は、概ね二月、五月、九月、十二月に開かれている。臨時会については、平成十五年八月、十九年八月、二十三年八月に知事選挙後の臨時会が開かれたほか、

十五年五月、十九年五月に県議会議員の改選に伴う議会構成のための臨時会が開かれた。二十一年七月に経済危機対策補正予算の審議のため、会期三日間の臨時会が開かれ、二十二年八月に副知事選任のための臨時会が開かれた。

平成十四年四月から二十四年三月までの期間中に、議会の要である議長には、山口清議員に引続き、岩井賢太郎、高木政夫、矢口昇、中村紀雄、大澤正明、中沢丈一、腰塚誠、原富夫、関根圀男、南波和憲の各議員が就任した。副議長には、中村紀雄議員に引続き、時吉敏郎、秋山一男、原富夫、中沢丈一、関根圀男、五十嵐清隆、小野里光敏、金田克次、松本耕司、久保田順一郎の各議員が就任した。常任委員会は、六つの委員会が置かれていたが、平成二十一年五月定例会で委員会条例の一部を改正し、総務企画、厚生文化、環境農林、産経土木及び文教警察の五つの委員会に改編された。

特別委員会は、まず、決算特別委員会については、平成二十二年九月定例会から全議員（議長、副議長及び監査委員

を除く)を構成員とし、常任委員会単位の分科会で審査した後に総括質疑を行う方式に改めた。また、決算以外の特別委員会については、二十二年五月定例会から県政の特に重要な特定事件を審査するために設置することとし、一年程度を目安に議会としての意見・提言をまとめることとした。

議会改革に関しては、地方分権一括法が施行され、地方議会としても「立法機能」及び執行機関に対する「監視機能」の強化を図り、分権時代に適合した議会へと改革を推進することが喫緊の課題となった。そこで、本県議会において、平成十七年五月、早急に議会改革を推進するため、議会運営委員会の諮問機関として「議会改革検討委員会」が設置された。当該委員会では、開かれた議会のあり方、本議会のあり方、県計画に対する議会の関与のあり方など議会改革に関して精力的に検討を行った。当該委員会の答申を受けて、実現した議会改革の主な取組は次のとおりである。

平成十七年十二月定例会から一般質問における対面演壇による一問一答方式が導入された。議員定数及び選挙区の見直しについては、定数を五十六人から五十人とし、選挙区については、公職選挙法の原則どおりとしつつ、勢多郡は前橋市に、群馬郡は高崎市に合区とし、十九年の一般選

挙から適用した。

また、議会開会中の費用弁償については、平成二年の制度改正当時のまま据え置かれた状況であったことから見直しを行い、実費弁償の考え方を基本におき、費用弁償の日額を、自家用車使用を前提として、これに要する標準的な費用に雑費を考慮した額に見直した。

政務調査費については、その使途の透明性を高める方策を検討するなかで、平成十九年四月から収支報告書に一件一万円以上の支出に係る領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けることとした。二十二年四月から使途基準の運用の統一を図るため、政務調査マニュアルを作成するとともに、すべての支出に係る証拠書類の写しを添付することとした。

また、県行政執行並びに計画策定に対する議会の関与のあり方について検討を行い、執行部の策定する基本計画について、地方自治法第九十六条第二項の規定に基づく議決事件とし、総合的な計画及び各分野の基本計画のうち主要な計画で計画期間五年以上のもを議決事項とする「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」を制定し、平成二十年四月に施行した。

平成十八年五月定例会から質疑及び一般質問の群馬テレビによる生中継及びインターネットによる本会議の録画配

信を開始した。また、同年九月定例会からインターネット生中継を開始した。

平成十九年五月に委員会条例の一部を改正し、委員会の傍聴については許可制を公開制とした。二十二年六月には都道府県議会でも初めて「ツイッター」を導入した。また、二十二年十二月、二十四年一月に、県内市町村議会とより緊密な連携を図るため、議会改革や大規模災害への議会のかかり方をテーマに「県・市町村議会議長交流会」を実施した。

歴代県議会議長・副議長名簿（出身地は就任当時の市町村）

議長		副議長	
就任年月日	氏名	就任年月日	氏名
平成一三・五・二九	山口清	平成一三・五・二九	中村紀雄
平成一四・五・三一	岩井賢太郎	平成一四・五・三一	時吉敏郎
平成一五・五・二〇	高木政夫	平成一五・五・二〇	秋山一男
平成一五・二・一五	矢口紀昇	平成一六・五・三一	原富夫
平成一七・五・三一	中村紀雄	平成一七・五・三一	中沢丈一
平成一八・五・三〇	大澤正明	平成一八・五・三〇	関根圀男
平成一九・五・二二	中沢丈一	平成一九・五・二二	五十嵐清隆
平成二〇・五・二九	腰塚誠	平成二〇・五・二九	小野里光敏
平成二一・五・二七	原富夫	平成二一・五・二七	金田克次
平成二二・五・二七	関根圀男	平成二二・五・二七	松本耕司
平成二三・五・一八	南波和憲	平成二三・五・一八	久保田順一郎
出身地	藤岡市 富岡市 前橋市 邑楽郡板倉町 前橋市 太田市 前橋市 桐生市 伊勢崎市 高崎市 吾妻郡東吾妻町	出身地	前橋市 高崎市 太田市 佐波郡境町 前橋市 高崎市 伊勢崎市 利根郡みなかみ町 太田市 館林市 邑楽郡大泉町

こうした議会改革の流れを踏まえて、これまで進めてきた議会改革の成果や活動方針、議会機能の強化策を条例として定めるべきとの機運の高まりから、平成二十四年二月定例会において「群馬県議会基本条例」を制定し、二十四年四月一日に施行した。

議会事務局は、局長ほか三十五名の定数で、三課一課内室（総務課、議事課、調査広報課、秘書室）の組織をもって議会に関する事務に従事した。平成二十三年四月に議員の政策提案等のサポート体制を充実させるため、調査広報課に政策調査係を設置した。

## 一 議会改革について

地方自治制度は、議事機関としての議会と執行機関としての長とともに住民の代表とする二元代表制をとり、双方が独立して機能を発揮することにより、民意を十分に反映させる仕組みとなっている。

平成十二年に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止されたことに伴い、地方自治体の執行機関の自己決定権が拡大し、その権限が大きなものとなった。これに対して、議会としても、その役割である「立法機能」及び執行機関に対する「監視機能」の強化を図り、分権時代に適合した議会へと改革を推進することが喫緊の課題となった。

このような状況を踏まえて、群馬県議会においても、早急に議会改革の検討を行うため、平成十七年五月に議会運営委員会の諮問機関として議会改革検討委員会が設置された。当該委員会では、開かれた議会のあり方、本会議のあり方、県計画に対する議会の関与のあり方など議会改革に関して精力的に検討を行った。議会改革検討委員会の答申などを契機に実現した主な議会改革は、次のとおりである。

### (一) 開かれた議会への取組

議会及び議員の活動状況に関する情報を広く公開して、県民に開かれた県議会とするために、新たな取組を行った。

### ア テレビによる議会生中継の開始

平成十八年五月定例会から、質疑及び一般質問について群馬テレビによる生中継を開始した。

### イ インターネットによる議会生中継等の開始

平成十八年五月定例会から、インターネットにより、本会議全日程の録画配信を開始した。また、同年九月定例会から、本会議全日程について、インターネットによる生中継を始めた。

### ウ 委員会の公開

平成十九年五月に委員会条例の一部を改正して、委員会の傍聴について、許可制から公開制とした。

### エ ツイッターの導入

平成二十二年六月から都道府県議会ですべてツイッターを導入した。

### (二) 質疑及び一般質問における一問一答方式の導入

議会改革検討委員会第一次答申において、本会議のあり方について、議会活動の根幹は本会議であり、本会議を活性化することが議会改革の第一歩であり、本会議の運営方法の改革が検討すべき最優先課題」とされ、「県民にとって開かれた議会であるためには、本会議における議論が分かりやすく、かつ、政策について徹底した議論が尽くされる方向

で改革する必要がある」とされた。当該答申を踏まえ、平成十七年十二月定例会から、質疑及び一般質問における対面演壇による一問一答方式が導入された。



(三) 群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する  
条例の制定(議決事件の拡大)

知事等が策定する主要な計画を議会の議決事件とする条例の制定について、議会改革検討委員会において検討を重ね、平成二十年二月定例会において、「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」を議会運営委員会の提案により上程し、全会一致で制定した。

本条例は、県行政に係る基本計画の策定、変更及び廃止を議会の議決事件として定め、議会が基本計画の立案段階から関わることにより、県民の視点に立った透明性の高い県行政の推進に資することを目的とした。

(四) 政策立案機能の強化

政策的な条例が議員又は委員会の発議により提案され、制定された。

議員又は委員会の提案による政策的な条例

条例名	議決日	公布日	施行日	発議者	議決	目的
群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例	平成一九年六月二一日	平成一九年六月二八日	平成一九年一〇月一一日	中村紀雄議員外二名の議員	全会一致	県営住宅から暴力団員を排除する
群馬県がん対策推進条例	平成二二年一月二六日	平成二二年一月二四日		がん対策推進特別委員会	全会一致	がん対策を県民と共に総合的かつ計画的に推進する

(五) 群馬県議会基本条例の制定

ア 議会基本条例とは

議会に関する基本的な事項、議会活動の基本ルールを定めた条例で、議会関連条例のうち最高規範となるものである。平成二四年二月定例会において、条例案が議会運営委員会の発議により提案され、質疑を経て、「群馬県議会基本条例」として可決成立した。

イ 制定に至る経緯

地方分権の進展等に伴い、県議会は、本来の役割である行政事務の監視とともに、主体的な政策立案や政策提言が必要となり、議会・議員の役割や責務を時代の要請に応じて見直すべき時期に来ていた。

こうした認識に基づき、群馬県議会は、他県に先駆けて、先進的で実効性のある様々な議会改革を検討し、実施して

きたところ、平成二十三年六月から同年九月にかけて議会基本条例を本県で制定する必要性について検討した。

議会基本条例を既に制定した他県状況の調査を行い、条例制定の意義、制定後の効果、成果等の検証を行った結果、二元代表制の一翼を担う県議会の基本理念を明らかにし、これまで進めてきた議会改革の成果を、活動方針や機能の強化策として定めることが、今後の議会活動の活性化、県民福祉の向上に寄与するものと判断し、条例を制定すべきとの結論に至った。

この検討結果を受けて、平成二十三年十月に開催された議会運営委員会において条例制定について正式決定するとともに、条例案の策定を議会改革検討委員会に諮問した。直ちに議会改革検討委員会が開催され、計八回にわたる協議を経て条例案を策定し、議会運営委員会に答申した。



この答申を受けて議会運営委員会において、全会一致で条例案を発議することが決定された。条例案は、平成二十四年二月定例会に上程され、提案説明の後、質疑を経て、全会一致で可決された。条例の施行は、二十四年四月一日である。

## ウ 条例の目的

これまで進めてきた議会改革の成果を条例へと集約し、議会活動の基本理念や活動方針として明らかにし、これを拠り所として新たな議会改革の推進など議会機能の強化を図り、もって県議会や議員活動に対する県民の信頼にこたえて行くことを目的とした。

## 二 政務調査費の制度の改正について

平成十二年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の制度が新たに設けられた。これを受けて、条例を制定し、十三年度から議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費を会派へ交付している。

その後政務調査費の使途の透明性を求める動きが全国的に出てきたことを受け、平成十九年三月に議会改革検討委員会から議会運営委員会へ「政務調査費の改革に関する答申」が行われ、これをもとに十九年六月定例会において、

関東地方では最初となる、一件一万円以上の支出に係る領収書等の写しの添付を義務づける条例改正を行った。

平成二十一年三月には、「群馬県政務調査費ワーキンググループ」を代表者会議の下に設置し、二十二年二月までの間に十一回に渡り検討を重ね、統一性に欠けていた使途の具体的な統一基準を「政務調査費マニュアル」として取りまとめた。また、より高い透明性の確保を図るため、政務調査費の全ての支出について証拠書類を添付することを決定した。

平成二十三年度には、前年度に改正された政務調査費の具体的運用状況と「政務調査費マニュアル」についてワーキンググループによる検証を行い、課題に対する対応策の検討を重ねて、使途項目の見直し及び「政務調査費マニュアル」の改正を行った。

## 第二章 議会組織と活動

### 第一節 条例規則

第一項 群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の改正

一 県議会議員の選挙区、配当数及び議員定数について、県内の市町村合併状況がほぼ固まったこと及び平成十七年の国勢調査の速報値が発表されたことを受けて、十七年十一月二十八日に議会運営委員会から議会改革検討委員会に諮問された。

議会改革検討委員会において、平成十八年二月十日まで協議・検討がされた結果、議員定数については、次の一般選挙から五十人とすること、選挙区及び配当数については、公職選挙法の原則どおりの取扱いとする事としたが、選挙区について、勢多郡は前橋市に、群馬郡は高崎市に合区とすることの答申が出された。この答申

を受けて、「群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」(十三年条例第三十七号)の一部改正が十八年二月定例会に議会運営委員会所属の賛成議員により発議され、三月七日の本会議で可決された。この一部改正された条例は、十九年の一般選挙から適用されることになった。

平成十八年十月に、高崎市と榛名町の合併に伴い選挙区の名称・区域の見直しが行われた。

平成二十一年五月に、前橋市と富士見村の合併に伴い選挙区の名称・区域の見直しが行われた。

二 県議会議員の選挙区の見直しについて、平成二十一年十月十四日に議会運営委員会から議会改革検討委員会に諮問され、議会改革検討委員会において、協議・検討がされた結果、「選挙区については、藤岡市と多野郡を合区とすること、議員定数は現行どおりの五十人とすること、選挙区の配当数については、今回の藤岡市

と多野郡の合区に伴い、高崎市選挙区が八人から九人に増員となること、また、十七年の国勢調査をもとに、公職選挙法の原則どおり人口に比例して定めることとされたが、二十二年の国勢調査の速報値が公表後、議会運営委員会において配当数の確認を行い、変わることであれば、再検討すること」の答申が出された。この答申を受けて、「群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部改正が二十一年十一月定例会に議会運営委員会から発議され、十二月十五日の本会議で可決された。この一部改正された条例は、次の二十三年の一般選挙から適用されることになった。

## 第二項 群馬県議会議規則の改正

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第七項他に、委員会の議案提出に関する規定が制定されたことにより、群馬県議会議規則(昭和三十一年議会議規則第一号)第十四条に委員会の議案提出に関する条項を加え、平成十九年四月一日から施行した。

二 地方自治法第百条第十二項に、議案の審査又は議会の

の運営に関して協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)に関する規定が制定されたことにより、議会議規則第二百一条に協議等の場の条項及び別表を加え、平成二十年九月定例会から施行した。

三 委員会の中間報告について、議会議規則第四十六条に「委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる」の項を加え、平成二十二年四月一日から施行した。

### 別表(協議等の場関係)

名称	目的	構成員	招集権者
各党(会) 派世話人 会	改選時における議会運営委員会が設置されるまでの間の議会の運営に関する協議又は調整	改選前の代表者会議で、構成員を選出することが決定された党(会)	議事 務局長
		派から選出さ	

代表者会議	議会の運営に関する党(会)派間の協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員会の委員長及び議会運営委員会が定めるところにより交渉団体として認められた党(会)派(以下「交渉団体」という。)から選出された議員	議長
正副委員長会議	委員会の審査又は議会の審査又は委員会の運営に関する協議又は調整	議長、副議長並びに常任委員会、議会運営	議長
全会協議	議会の審査又は議会の運営に関する議員全体の協議又は調整	全議員	議長

図書広報委員会	群馬県議会図書室の運営及び議会広報に関する協議	議長が議会運営委員会に諮って指名した議員	委員長
議会改革検討委員会	議会運営委員会の諮問に基づく、議会の機能強化、運営の改善その他議会の改革に必要な事項に関する協議	交渉団体から選出された議員	委員長

### 第三項 群馬県議会委員会条例の改正

一 委員会傍聴に関して、群馬県議会委員会条例(昭和三十一年群馬県条例第三十号)第十六条を見直し、許可制を公開制とし、平成十九年五月定例会から施行した。

二 委員会条例第二条の別表を見直し、委員会構成の変更(名称・定数・所管事項)を行い、平成二十一年五月定例会から施行した。

別表(第二条関係)

名称	定数	所管事項
総務企画 常任委員 会	十人	1 総務部の所管に関する事項 2 企画部の所管に関する事項 3 会計局、企業局、選挙管理委員会、 人事委員会及び監査委員の所管に 関する事項 4 他の常任委員会の所管に属しない事 項
厚生文化 常任委員 会	十人	1 生活文化部の所管に関する事項 2 健康福祉部の所管に関する事項 3 病院局の所管に関する事項
環境農林 常任委員 会	十人	1 環境森林部の所管に関する事項 2 農政部の所管に関する事項 3 内水面漁場管理委員会の所管に 関する事項
産経土木 常任委員	十人	1 産業経済部の所管に関する事項 2 県土整備部の所管に関する事項

会		3 労働委員会及び収用委員会の所管 に関する事項
文教警察 常任委員 会	十人	1 教育委員会の所管に関する事項 2 公安委員会及び警察本部の所管に 関する事項

第四項 群馬県議会傍聴規則の改正

一 別記様式第一号(一般傍聴券)の中、傍聴人の「住所」  
「氏名」を記入する欄が二箇所あるものを、傍聴人の負  
担を軽減するため一箇所とする改正を行い、平成十六  
年九月二十四日から施行した。

第五項 群馬県政務調査費の交付に関する  
条例の改正

一 収支報告書の報告期限について、「翌年度の五月三十  
一日まで」を「終了の日の翌日から起算して三十日以内」  
とすること、及び会派が解散した場合は、「解散した日  
から二月以内」を「解散した日の翌日から起算して三十  
日以内」とすること、また、収支報告書には、一件一万  
円以上の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを

添付しなければならないこととする改正を行い、平成十九年六月二十八日に施行し、適用は四月三十日からとした。

二 政務調査費についてより高い透明性を確保するため、支出に係るすべての証拠書類の添付を義務づける所要の改正を行い、平成二十二年四月一日から施行した。

三 任期満了による収支報告書の議長への提出を不要とし、併せて会派の解散を行わず会派が消滅した場合の文言について改正を行い、平成二十三年四月一日から施行した。

四 政務調査費の用途基準の変更により、収支報告書の様式を改正し、平成二十四年四月一日から施行した。

#### 第六項 群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例の制定

知事等が策定する主要な計画を議会の議決事件とする条例の制定について、議会改革検討委員会において検討を重ね、平成二十年二月定例会において、「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」を議会運営委員会の提案により上程し、全会一致で制定、四月一日から施行した。

議決の対象は、計画期間が五年以上で、県行政の総合的な計画等及び各分野における特に重要な計画等とし、これらに該当するものを基本計画と定義した。

知事等が基本計画を策定若しくは変更する場合又は廃止しようとする場合には、議会の議決を経ることを必要とし、また、知事等が基本計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ議会に報告しなければならないことや、議会が基本計画の変更又は廃止を必要と認めるときは、知事等に対して意見を述べることができるという規定を定めた。

#### 第七項 群馬県議会基本条例の制定

平成二十四年二月定例会において、条例案が議会運営委員会の発議により提案され、質疑を経て、「群馬県議会基本条例」として可決成立し、四月一日から施行した。

##### 一 条例制定における基本的な考え方

議会活動の基本理念と、理念実現のための仕組みを持つ条例とした。

##### 二 条例の基本理念

条例の第二章において、議会と議員活動の基本理念を定めた。

第三条は、議会中継の充実など、県民への情報公開を十分に行うとともに、議会がどのように意思を決定しているか、意思形成のプロセスを明らかにし、開かれた議会を実現するという規定である。

第四条は、県政全般の課題とともに、地域における県民の意思を把握し、県政に反映させること、県政への民意の適切な反映を理念としてうたった。

第五条の議会改革の継続は、効率的で効果のある方法で議会運営をするため、議会改革に、継続して、取り組んでいくという規定である。

第六条は、議員の品位の保持や倫理の向上、年間を通して議員活動により、様々な民意の把握と県政への反映、県民への説明など、重要な役割を議員が担っていることを、改めて議員活動の理念として定めたものである。

### 三 条例の構成

#### 前文

・豊かな自然、温泉など群馬県の特徴、二元代表制の一翼を担う県議会の責務、議会改革とその継承、議員の責任と決意を明記

#### 第一章 総則

##### ・条例制定の目的

議会の役割、行政の監視、政策形成機能の強化、希望あ  
る豊かな群馬県の創造

#### 第二章 基本理念

・議会(県民に開かれた議会、県民意思の反映、議会改革の  
継続)

・議員(品位の保持・倫理向上、多様な意見の把握と県政への  
反映、県民への説明)

#### 第三章 活動方針

・議会運営の原則(公正・透明、効率的・効果的な議会運営)  
・本会議(事務執行の監視・評価、一問一答による論点の明確化、積極的な討論)

・常任委員会(所管事務の調査及び付託議案の審査による  
事務執行の監視・評価、閉会中の特定日における開催)

・特別委員会(特に重要な特定事件の審査、政策提言・政策  
立案、決算特別委員会の運営)

・会派等の活動(会派の結成と活動、会派による県民意見の  
集約、議員連盟)

・県民との関係(会議等の原則公開、議案に対する会派ごとの  
賛否の公表、会議等の記録の閲覧、請願の誠実処理、広報・広聴の充実)

- ・知事等との関係(知事等の執行事務の監視・評価、知事等への政策提言・政策立案、基本計画等の議決)

#### 第四章 議会機能の強化

- ・常任委員会の機能(緊急課題に対応して年間を通し機動的に開催、公聴会・参考人制度の積極的な活用)
- ・特別委員会の機能(政策形成過程の明文化、議員間討議の活発化、公聴会・参考人制度の積極的な活用)

- ・議会改革の推進(議会改革の継続的な推進、議会基本条例推進委員会による審議)

#### 第五章 議会基本条例の推進体制

- ・議会基本条例推進委員会の設置(条例の基本理念を実現するための具体的な取組、議会改革に係る事項等の検討・実施・評価)
- ・学識経験者等による調査・検証
- ・条例の見直し

#### 第六章 補則

- ・議会に関する条例等との関係(最高規範)

## 第二節 選挙

### 第一項 平成十四年五月県議会議員補欠選挙

平成十四年四月十四日、星野巳喜雄議員が沼田市長選挙に立候補されたことに伴い、その補欠選挙(沼田市選挙区)が、十四年五月十七日に告示され、五月二十六日を投票日として執行された。

立候補者二人、投票率四六・〇六%で、選挙結果は次のとおりである。

選挙区 (定数)	候補者氏名	年齢	票	得票数	当落
沼田市 (一)	金子 浩隆 井澤 和男	四二 六八	無 無	一一、一五二 四、三五七	当 落

### 第二項 平成十五年四月県議会議員選挙

第十五回統一地方選挙に伴う県議会議員の選挙が、平成十五年四月四日告示され、四月十三日を投票日として執行された。

今回は、群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成十三年条例第三十七号)が制定されて初めての選挙となった。桐生市の議員定数が一人減って定数三人、碓氷郡と安中市を合区して定数二人となり、従前の定数五十七人から一人減



の定数五十六人、二十二選挙区で争われた。

立候補者数は前回より十人少ない七十三人で、無投票選挙区は、北群馬郡(定数一)、多野郡(定数二人)、利根郡(定数二人)、新田郡(定数二人)、山田郡(定数一人)、館林市(定数二人)、渋川市(定数一人)であった。

投票率は、五六・九三%で、過去最低であった前回を二・八ポイント下回った。また、党派別当選者数は、自由民主党四十二人、民主党三人、日本共産党二人、公明党二人、無所属七人、計五十六人となっている。

選挙区 (定数)	候補者氏名	年齢	派	得票数	当落
選挙区 (定数)	候補者氏名	年齢	派	得票数	当落
勢多郡 (三)	角田 登 金子 一郎 青木 秋夫 登丸 保	六〇 五三 七一 四九	自 自 自 無	一三、九九一 一一、八七〇 一二、七二三 七、八六三	当 " " 落
群馬郡 (二)	平田 英勝 木暮 繁俊 樋口 司	六一 六七 五二	無 自 無	一三、七七五 一一、三四六 一〇、〇三六	当 " 落
北群馬郡 (一)	大林 喬任	七一	自	無投票	当
多野郡 (一)	荻原 康二	五七	自	無投票	当

選挙区 (二)	関根 窓男	五六	自		当
甘楽郡 (一)	織田沢俊幸 飯ヶ浜幸次	五一 六〇	無 無	一〇、八三六 九、四一〇	当 落
碓氷郡 安中市 (二)	岩井 均 岡田 義弘 清水 勇次	三九 六四 五四	自 自 無	一四、二一四 一〇、三四四 八四四	当 " 落
吾妻郡 (二)	南波 和憲 山本 龍 重野 能之	五五 四三 二五	自 自 無	一七、八六三 一五、九八三 四、〇一四	当 " 落
利根郡 (二)	星野 寛 小野里光敏	四七 六二	自 自	無投票	当
佐波郡 (三)	金田 賢司 田島 雄一 原 富夫 平岩 悦夫	七二 五四 六八 五八	自 自 自 無	一五、〇八六 一一、六一六 一一、五〇八 五、二四七	当 " " 落
新田郡 (二)	須藤 昭男 大澤 正明	四二 五七	自 自	無投票	当
山田郡 (一)	石原 条	三八	自	無投票	当
邑楽郡 (三)	塚原 仁 久保田順一郎 矢口 昇	五二 五〇 七一	無 自 自	一五、六四五 一三、〇〇二 一二、四〇三	当 " "

(三) 桐生市													(八) 前橋市							
腰塚 龜山 大沢	幸一	時吉	小林	松沢	伊藤	中島	福重	長崎	橋爪	鈴木	高坂	高木	金子	狩野	早川	桑原	中沢	中村	小島	小林
誠	文	敏郎	義康	睦	祐司	篤	隆浩	博幸	洋介	庸	利信	政夫	泰造	浩志	昌枝	功	丈一	紀雄	明人	滋由
五五	五九	五八	五三	七二	四五	四八	四〇	五三	三五	五一	五五	五三	五八	四二	六三	五八	五四	六二	五四	四三
自	民	自	自	自	共	自	公	無	自	無	自	自	自	自	共	民	自	自	公	無
一、二、三、九、六、七	一、七、一、九、二	一〇、〇、四、五	一〇、九、一、九	一、一、八、三、九	一、二、三、三、四	一、二、九、〇、六	一、三、七、二、七	一、四、九、〇、二	一、四、九、六、三	三、六、八、三	一〇、四、五、三	一、一、〇、〇、七	一、二、一、五、〇	一、二、一、六、二	一、二、四、四、三	一、二、七、一、九	一、三、七、〇、〇	一、三、八、六、六	一、三、九、五、〇	八、九、五、四
〃	〃	当	落	〃	〃	〃	〃	〃	当	〃	落	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	当	落

(一) 富岡市		(二) 藤岡市		(一) 渋川市		(二) 館林市		(一) 沼田市		(四) 太田市		(三) 伊勢崎市								
内田	岩井賢太郎	山口	新井	田所三千男	真下	松本	安楽岡一雄	須田	金子	石川	阿部	金田	長谷川	黒沢	秋山	栗原	塚越	石関	五十嵐	関口
榮次	清	雅博	誠治	耕司	清七	浩隆	宏	知世	克次	孝行	一男	章二	紀一	貴史	直久	清隆	直久	直久	直久	直久
五四	六一	七〇	四二	五三	六一	五八	五五	五一	四二	四七	三一	五九	五〇	五一	五六	五四	六一	三一	五〇	五三
無	自	自	無	自	自	自	無	自	無	無	自	自	民	自	自	無	無	自	共	共
九、五、四、〇	一、五、二、三、〇	一〇、九、六、三	一〇、〇、五、九、〇	一〇、六、二、六	無投票	無投票	一、四、八、六、五	七、七、八、三	五、七、三、五	六、七、二、四	一〇、八、三、九	一、一、四、四、五	一、一、八、五、二	一、三、一、七、七	一、一、一、三、二	一、二、五、七、三	一、二、六、〇、三	一、四、一、四、三	九、五、二、九	落
落	当	落	〃	当	当	〃	当	落	当	〃	落	〃	〃	〃	当	落	〃	〃	当	落

第三項 平成十七年五月県議会議員補欠選挙

平成十六年一月三十一日、高木政夫議員が前橋市長選挙に立候補するため辞職し、十七年四月六日、小島明人議員が急逝され、前橋市選挙区(定数八人)における欠員の数が二人となったため、その補欠選挙が、十七年五月十三日に告示され、五月二十二日を投票日として執行された。立候補者四人、投票率二六・二一%で、選挙結果は次のとおりである。

選挙区 (定数)	候補者氏名	年齢	票	得票数	当落
前橋市 (二)	岩上 憲司	三二	自	一一、三八九	当
	中島 資浩	三四	無	一五、九二五	落
	亀田 好子	四九	民	一二、七一九	落
	蓮沼 隆	四九	共	六、七三四	落

第四項 平成十八年四月県議会議員補欠選挙

平成十八年三月二十日、岩井賢太郎議員が富岡市長選挙に立候補するため辞職されたことに伴い、その補欠選挙(富岡市選挙区)が、十八年四月十四日に告示され、四月

二十三日を投票日として執行された。立候補者五人、投票率七四・一八%で、選挙結果は次のとおりである。

選挙区 (定数)	候補者氏名	年齢	票	得票数	当落
富岡市 (二)	今井 哲	三七	無	九、三六四	当
	新井 義宏	六〇	無	七、九〇八	落
	長沼今朝男	五九	無	五、五九一	落
	内田 栄次	五七	無	三、三四六	落
	石松 忠明	五六	無	一、三五六	落

第五項 平成十八年五月県議会議員補欠選挙

平成十八年三月三十一日、石原条議員がみどり市長選挙に立候補するため辞職されたことに伴い、その補欠選挙(山田郡選挙区)が、十八年五月十二日に告示され、五月二十一日を投票日として執行された。

立候補者一人のため、無投票となった。選挙結果は次のとおりである。

選挙区	候補者氏名	年齢	票	得票数	当落

(定数)					弱
山田郡	須藤日米代	五四	無	無投票	当
(一)					

第六項 平成十九年四月県議会議員選挙

第十六回統一地方選挙に伴う県議会議員の選挙が、平成十九年三月三十日告示され、四月八日を投票日として執行された。

今回は、平成十八年に群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例が一部改正され、議員定数が五十六人から五十人に、選挙区が二十二から十九へ変更されての選挙となり、地方分権改革への取り組みや市町村合併が大きく進む中で、今後の県政の行方を左右する選挙として争われた。

立候補者数は、前回を一人下回る七十二人で、無投票選挙区は、北群馬郡(定数一人)、甘楽郡(定数一人)、沼田市(定数一人)、館林市(定数二人)、渋川市(定数二人)、みどり市(定数一人)であった。

投票率は、五五・五一%で、過去最低であった前回をさらに一・四二ポイント下回った。また、党派別当選者数は、自由民主党三十二人、民主党三人、公明党二人、日本共産

党一人、無所属十二人、計五十人となっている。

選挙区 (定数)	候補者氏名	年齢	黨	得票数	落
北群馬郡 (一)	大林 俊一	五〇	自	無投票	当
多野郡 (二)	角倉 邦良 荻原 康二	四六 六一	無 自	八、五三一 八、一一三	当 落
甘楽郡 (一)	織田沢俊幸	五五	自	無投票	当
吾妻郡 (二)	南波 和憲 萩原 涉 重野 能之	五九 五三 二九	自 自 無	一七、六八二 九、九六三 七、三六一	当 当 落
利根郡 (一)	小野里光敏 星野 寛	六六 五一	無 無	一一、八〇八 一一、四九五	当 落
佐波郡 (一)	井田 泉 渡辺 孝宏	四四 四七	自 無	八、三〇三 六、九七六	当 落
邑楽郡 (三)	久保田順一郎 塚原 仁 館野 英一	五四 五六 五八	自 無 自	一六、九三四 一四、六四七 一〇、四七六	当 当 当

高崎市 (八)					勢多郡 (八)										前橋市				
平田	関根	中島	石川	橋爪	福重	後関	亀田	吉川	中島	桑原	中沢	金子	中村	狩野	早川	金子	水野	岩上	石村
英勝	冨男	篤	貴夫	洋介	隆浩	千代寿	好子	真由美	資浩	功	丈一	一郎	紀雄	浩志	昌枝	泰造	俊雄	憲司	和男
六五	六〇	五二	二八	三九	四四	六三	五一	四二	三五	六二	五八	五七	六六	四六	六七	六二	三五	三四	五九
自	自	自	民	自	公	無	民	無	無	民	自	自	自	自	共	自	公	無	無
一三、六九〇	一四、六四一	一四、七一	一四、八八二	一五、九二八	一六、八八〇	五〇、五二	八一、一八	八、八四一	九、八五九	九、九九三	一一、三九八	一一、四二二	一一、四四一	一二、一一〇	一二、四五五	一三、四二三	一四、六一九	一六、六三九	六、三四八
〃	〃	〃	〃	〃	当	〃	〃	〃	〃	落	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	当	落

太田市 (五)				伊勢崎市 (五)					桐生市 (三)										
金田	黒沢	阿部	長谷川	笹川	井下	久保田	原	塚越	田島	五十嵐	関口	腰塚	村岡	大沢	小坂	木暮	伊藤	小林	後藤
克次	孝行	知世	嘉一	博義	泰伸	務	富夫	紀一	雄一	清隆	直久	誠	隆村	幸一	桂子	繁俊	祐司	義康	克己
六三	五五	三五	五四	四〇	四三	五七	七二	六五	五八	五四	五七	五九	五六	六三	四九	七一	四九	五七	三三
自	無	無	自	自	無	民	自	無	自	自	共	自	自	民	無	自	共	自	無
一一、九五三	一二、四〇一	一二、四七七	一四、四二四	一五、二六六	一〇、三九五	一〇、八四三	一一、六六七	一一、九二一	一二、八九六	一七、〇四八	一〇、八二四	一二、七一	一五、一八四	一六、六二九	六、一五二	七、五五〇	一二、二六六	一二、五四九	一三、三八一
〃	〃	〃	〃	当	落	〃	〃	〃	〃	当	落	〃	〃	当	〃	〃	落	〃	〃



執行された。

今回は、三月十一日に発生した東日本大震災により、甚大な被害を受けた地域は、特例法に基づき、統一地方選挙の期日が延期されることとなったが、本県は対象地域に指定されなかったことから、当初の予定どおり執行された。本県は、地震、津波等による直接的な被害を受けた地域に比べれば、比較的被害は少なかったものの、社会全体が大きく混乱し、余震も続く中、計画停電や燃料不足の状況下で争われる選挙となった。

また、二十一年に選挙区の見直しが行われ、藤岡市と多野郡を合区して、新たに十八選挙区とする群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正を受けての選挙となり、前回を二人下回る七十人が立候補した。

無投票選挙区は、北群馬郡(定数一人)、甘楽郡(定数一人)、佐波郡(定数一人)、邑楽郡(定数三人)、安中市(定数二人)であった。

投票率は、四九・〇八%で、過去最低であった前回をさらに六・四三ポイント下回った。また、党派別当選者数は、自由民主党三十人、民主党四人、公明党三人、日本共産党二人、みんなの党一人、無所属十人、計五十人となっている。

選挙区 (定数)	候補者氏名	年齢	黨	得票数	落選
北群馬郡 (一)	大林 俊一	五四	自	無投票	当
甘楽郡 (一)	織田沢俊幸	五九	自	無投票	当
吾妻郡 (二)	南波 和憲 萩原 涉 重野 能之	六三 五七 三三	自 自 無	一六、八九六 九、三九七 五、七〇〇	当 落
利根郡 (一)	星野 寛 小野里光敏	五五 七〇	無 自	一一、九八四 九、九三〇	当 落
佐波郡 (一)	井田 泉	四八	自	無投票	当
邑楽郡 (三)	館野 英一 久保田順一郎 塚原 仁	六二 五八 六〇	自 自 無	無投票	当
前橋市 (八)	岩上 憲司 中沢 丈一 水野 俊雄 中村 紀雄 狩野 浩志	三八 六二 三九 七〇 五〇	無 自 公 自 自	一七、八六三 一五、七二一 一四、九〇一 一三、六〇八 一二、九〇六	当 当 当 当 当

(五) 伊勢崎市	桐生市 (三)	高崎市 (九)	小川 晶	安孫子 哲	酒井 宏明	亀田 好子	本郷 高明	後閑千代寿	清水 真人	橋爪 洋介	福重 隆浩	岸 善一郎	後藤 克己	関根 窓男	桂川 孝子	伊藤 祐司	角倉 邦良	石川 貴夫	大沢 幸一	腰塚 誠	村岡 隆村	関口 直久	原 和隆	井下 泰伸		
			二八	三九	四五	五五	三九	六七	三六	四三	四八	六一	三七	六四	四七	五三	五〇	三二	六七	六三	六〇	六一	四一	四七		
			民	自	共	無	民	無	無	自	自	公	自	民	自	自	共	無	民	無	自	自	共	自	自	
			一〇、八一八	九、二九五	九、一三五	六、三五七	六、一〇二	四、六四五	二、六八三	一、七〇四三	一、六、七〇七	一、六、五二六	一、四、六二四	一、三、七三九	一、二、五七九	一、二、四三九	一、一、〇六五	九、八五四	一、五、四一七	一、〇、九九八	一、〇、六八九	七、五九〇	一、三、二〇一	一、一、七三三	一、一、七三三	
			〃	〃	〃	落	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

藤岡市	渋川市 (二)	館林市 (二)	沼田市 (二)	太田市 (五)	臂 泰雄	塚越 紀一	吉山 勇	久保田 務	森田 修	笹川 博義	薬丸 潔	阿部 知世	高田 勝浩	黒沢 孝行	穂積 昌信	田島 國彦	金井 康夫	金子 浩隆	中沢 均	須藤 和臣	松本 耕司	茂木 直久	金子 渡	星名 建市	真下 誠治	田所三千男			
					五八	六九	四八	六一	六一	四四	三二	三九	四二	五九	三六	四一	四二	五〇	六三	四三	六六	五五	四〇	五四	五四	六九	六一		
					自	無	み	民	無	公	民	自	民	自	民	自	無	自	無	自	自	無	民	自	自	無	自	自	
					一〇、七四三	九、七六一	七、六九一	六、八五五	五、二七二	一、九、〇七三	一、四、二九七	一、二、六四一	九、五八九	八、九四三	八、二八六	五、七五九	一、一、〇九七	七、五一九	五、四一〇	一、一、四五三	九、六六二	六、八七六	一、四、五二三	一、二、五四〇	一、二、五四〇	一、〇、九五二	一、二、一六〇		
					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



多野郡	新井 雅博	五〇	自	一、二、〇、四二	〃
(二)	関口 茂樹	六五	無	一〇、三一八	落
富岡市	大手 治之	五八	無	六、九五、四	当
(一)	今井 哲	四二	自	六、七、九、三	落
	矢野 英司	四三	無	六、三、六、三	〃
	下山 真	六一	無	四、一、七、三	〃
安中市	茂木 英子	五一	無	無投票	当
(二)	岩井 均	四七	自		〃
みどり市	須藤 昭男	五〇	自	一、二、四、三、一	当
(一)	石川 直哉	三一	民	三、四、四、四	落

### 第三節 党派の変遷と所属議員の異動

第一項 平成十一年四月から十五年三月まで(定数五十七人)

#### 一 平成十一年四月十一日当選時の党派別所属議員

- (一) 自由民主党(三十七人)
- 角田登、青木秋夫、柳沢本次、木暮繁俊、大林喬任、関根圀男、荻原康二、中村栄一、南波和憲、星野寛、小野里光敏、田島雄一、金田賢司、原富夫、大澤正明、

石原条、矢口昇、久保田順一郎、菅野義章、高木政夫、中村紀雄、中沢丈一、金子泰造、松沢睦、橋爪和夫、時吉敏郎、小林義康、腰塚誠、五十嵐清隆、栗原章二、秋山一男、金田克次、星野已喜雄、安楽岡一雄、松本耕司、岩井賢太郎、岡田義弘

#### (二) 日本共産党(三人)

早川昌枝、宇津野洋一、金子賢

#### (三) 民主党(二人)

境野貞夫、黒沢孝行

#### (四) 公明党(一人)

小島明人、庭山昌

#### (五) 無所属(十三人)

金子一郎、岩井均、山本龍、須藤昭男、山下勝、吉川真由美、長崎博幸、亀山豊文、塚越紀一、長谷川嘉一、真下誠治、山口清、田所三千男

#### 二 当選後の所属議員の異動

- (一) 平成十一年五月一日無所属の金子一郎、須藤昭男、長谷川嘉一、真下誠治、田所三千男の五議員が自由民主党に所属。民主党の境野貞夫、黒沢孝行の二議員及び無所属の山下勝、長崎博幸、塚越紀一の三議員がフォーラム群馬を結成。また、無所属議員の山本龍議

員が白根クラブ、吉川真由美議員が友翔クラブ、山口清議員が三名クラブ、岩井均議員が碓氷クラブ、龜山豊文議員が新未来クラブをそれぞれ結成。(自四十二フオ五、共三、公二、三名一、新未来一、白根一、碓氷一、友翔一)

(二) 平成十一年五月十三日新未来クラブの龜山豊文議員が新未来クラブを解消し自由民主党に所属。(自四十三、フオ五、共三、公二、三名一、白根一、碓氷一、友翔一)

(三) 平成十一年八月十一日白根クラブの山本龍議員が白根クラブを解消し自由民主党に所属。(自四十四、フオ五、共三、公二、三名一、碓氷一、友翔一)

(四) 平成十二年四月一日三名クラブの山口清議員が三名クラブを解消し自由民主党に所属。(自四十五、フオ五、共三、公二、友翔一、碓氷一)

(五) 平成十二年十二月十九日碓氷クラブの岩井均議員が碓氷クラブを解消し自由民主党に所属。(自四十六、フオ五、共三、公二、友翔一)

(六) 平成十三年六月十二日友翔クラブの吉川真由美議員が一身上の都合により辞職。(自四十六、フオ五、共三、公二、欠員一)

(七) 平成十四年四月十四日自由民主党の星野已喜雄議

員が沼田市長選挙立候補により辞職とみなされた。(自四十五、フオ五、共三、公二、欠員一)

(八) 平成十四年五月二十六日沼田市選挙区の補欠選挙で無所属の金子浩隆議員が当選。(自四十五、フオ五、共三、公二、無一、欠員一)

(九) 平成十四年五月二十七日無所属の金子浩隆議員が自由民主党に所属。(自四十六、フオ五、共三、公二、欠員一)

第二項 平成十五年四月から十九年三

月まで(定数五十六人)

一 平成十五年四月十三日当選時の党派別所属議員

(一) 自由民主党(四十二人)

角田登、金子一郎、青木秋夫、木暮繁俊、大林喬任、荻原康二、関根園男、岩井均、岡田義弘、南波和憲、山本龍、星野寛、小野里光敏、金田賢司、田島雄一、原富夫、須藤昭男、大澤正明、石原条、久保田順一郎、矢口昇、中村紀雄、中沢丈一、狩野浩志、金子泰造、高木政夫、橋爪洋介、中島篤、松沢睦、小林義康、龜山豊文、腰塚誠、五十嵐清隆、秋山一男、長谷川嘉一、金田克次

金子浩隆、安樂岡一雄、松本耕司、真下誠治、田所三千男、岩井賢太郎

(二) 民主党(三人)

桑原功、大沢幸一、黒沢孝行

(三) 公明党(二人)

小島明人、福重隆浩

(四) 日本共産党(二人)

早川昌枝、伊藤祐司

(五) 無所属(七人)

平田英勝、織田沢俊幸、塚原仁、長崎博幸、石関貴

史、塚越紀一、新井雅博

## 二 当選後の所属議員の異動

(一) 平成十五年五月一日無所属の平田英勝、織田沢俊

幸、新井雅博の三議員が自由民主党に所属。民主党の

桑原功、大沢幸一、黒沢孝行の三議員及び無所属の塚

原仁、長崎博幸、塚越紀一の三議員がフォーラム群馬

を結成。また、無所属の石関貴史議員が改革クラブを

それぞれ結成。(自四十五、フオ六、公二、共二、改革

一)

(二) 平成十五年十二月二十四日自由民主党の高木政夫議員が離党し無所属になる。(自四十四、フオ六、共二

公二、改革一、無一)

(三) 平成十六年一月三十一日無所属の高木政夫議員が

市長選挙立候補のため辞職。(自四十四、フオ六、公二

共二、改革一、欠員一)

(四) 平成十六年二月二十六日自由民主党の金田賢司議

員が都合により辞職。(自四十三、フオ六、公二、共二

改革一、欠員二)

(五) 平成十七年二月十七日自由民主党の秋山一男議員

が都合により辞職。(自四十二、フオ六、公二、共二、

改革一、欠員三)

(六) 平成十七年四月七日公明党の小島明人議員が逝

去。(自四十二、フオ六、共二、公一、改革一、欠員四)

(七) 平成十七年五月十八日改革クラブの石関貴史議員

が改革クラブを解消しフォーラム群馬に所属。(自四十

二、フオ七、共二、公一、欠員四)

(八) 平成十七年五月二十二日前橋市選挙区の補欠選挙

で自由民主党の岩上憲司議員と無所属の中島資浩議

員が当選。(自四十三、フオ七、共二、公一、無一、欠

員二)

(九) 平成十七年五月二十四日無所属の中島資浩議員が

県民の会を結成。(自四十三、フオ七、共二、公一、県

民一、欠員二)

(十) 平成十七年八月二十三日フォーラム群馬の石関貴史議員が衆議院議員選挙立候補のため辞職。(自四十三、フオ六、共二、公一、県民一、欠員三)

三、フオ六、共二、公一、県民一、欠員三)

(十一) 平成十八年三月七日自由民主党の岩上憲司議員が自由民主党を離党し無所属になる。(自四十二、フオ六、共二、公一、県民一、無一、欠員三)

(十二) 平成十八年三月二十日自由民主党の岩井賢太郎議員が富岡市長選挙立候補のため辞職。自由民主党の山本龍議員が離党し無所属になる。(自四十

フオ六、共二、公一、県民一、無二、欠員四)

(十三) 平成十八年三月二十四日無所属の山本龍議員が無所属クラブを結成。(自四十、フオ六、共二、公一、県民一、無所属一、無一、欠員四)

(十四) 平成十八年三月二十八日無所属の岩上憲司議員がオンリーワン県政を結成。(自四十、フオ六、共二、公一、県民一、無所属一、オ一、欠員四)

(十五) 平成十八年三月三十一日自由民主党の石原条議員がみどり市長選挙立候補のため辞職。(自三十九、フオ六、共二、公一、県民一、無所属一、オ一、欠員五)

(十六) 平成十八年四月十二日自由民主党の岡田義弘議員が安中市長選挙立候補のため辞職。(自三十八、

フオ六、共二、公一、県民一、無所属一、オ一、欠員六)

(十七) 平成十八年四月二十三日富岡市選挙区の補欠選挙で無所属の今井哲議員が当選。(自三十八、フオ六、共二、公一、県民一、無所属一、オ一、無一、欠員五)

(十八) 平成十八年五月二十一日山田郡選挙区の補欠選挙で無所属の須藤日米代議員が当選。(自三十八、フオ六、共二、公一、県民一、無所属一、オ一、無二、欠員四)

(十九) 平成十八年五月二十三日無所属の須藤日米代議員が自由民主党に所属。(自三十九、フオ六、共二、公一、県民一、無所属一、オ一、無一、欠員四)

(二十) 平成十八年五月二十四日無所属の今井哲議員が無所属の会を結成。(自三十九、フオ六、共二、公一、県民一、無所属クラブ一、オ一、無所属の会一、欠員四)

(二十一) 平成十八年七月三日無所属クラブの山本龍議員が都合により辞職。(自三十九、フオ六、共二、オ一、県民一、公一、無所属の会一、欠員五)

(二十二) 平成十八年十二月十七日自由民主党の大林喬任議員が逝去。(自三十八、フオ六、共二、オ一、

一 公一、無所属の会一、欠員六)

(二十三) 平成十九年四月十五日自由民主党の安楽岡一

雄議員と亀山豊文議員が市長選挙立候補により

辞職とみなされた。(自三十六、フオ六、共二、オ

一、県民一、公一、無所属の会一、欠員八)

### 第三項 平成十九年四月から二十三年

三月まで(定数五十人)

#### 一 平成十九年四月八日当選時の党派別所属議員

(一) 自由民主党(三十二人)

大林俊一、織田沢俊幸、南波和憲、萩原涉、井田泉、

久保田順一郎、館野英一、金子泰造、狩野浩志、中村紀

雄、金子一郎、中沢丈一、橋爪洋介、中島篤、関根圀男

平田英勝、小林義康、村岡隆村、腰塚誠、五十嵐清隆、

田島雄一、原富夫、笹川博義、長谷川嘉一、金田克次、

金子浩隆、須藤和臣、松本耕司、真下誠治、新井雅博、

岩井均、須藤昭男

(二) 民主党(三人)

石川貴夫、大沢幸一、久保田務

(三) 公明党(二人)

水野俊雄、福重隆浩

(四) 日本共産党(一人)

早川昌枝

(五) 無所属(十二人)

角倉邦良、小野里光敏、塚原仁、岩上憲司、後藤克己

塚越紀一、阿部知世、黒沢孝行、星名建市、関口茂樹、

今井哲、茂木英子

#### 二 当選後の所属議員の異動

(一) 平成十九年五月一日無所属の小野里光敏議員が自

由民主党に所属。民主党の大沢幸一議員及び無所属

の後藤克己、塚越紀一、黒沢孝行、塚原仁の四議員が

フォーラム群馬を結成。また、無所属の岩上憲司、関口

茂樹、今井哲、角倉邦良の四議員がスクラム群馬、民

主党の石川貴夫、久保田務の二議員が民主党改革ク

ラブ、無所属の阿部知世、茂木英子の二議員が爽風、

無所属の星名建市議員がポラリスの会をそれぞれ結成

(自二十三、フオ五、スク四、公二、民主二、爽風二、共

一、ポ一)

(二) 平成二十年一月三十一日自由民主党の金子泰造議

員が一身上の都合により辞職。(自三十二、フオ五、ス

ク四、民主一、爽風二、公二、ポ一、共一、欠員一)

(三) 平成二十年四月三十日大沢幸一、後藤克己、塚越

紀一、黒沢孝行、塚原仁の四議員がフォーラム群馬、岩上憲司、関口茂樹、今井哲、角倉邦良の四議員がスクラム群馬、早川昌枝議員が日本共産党を解消。(自三十二、公二、民主二、爽風二、共一、ポ一、無九、欠員一)

(四) 平成二十年五月一日黒沢孝行、岩上憲司、塚越紀一、大沢幸一、塚原仁、今井哲、関口茂樹、角倉邦良後藤克己の九議員がリベラル群馬を早川昌枝議員がのぞみを結成。(自三十二、リ九、民主二、爽風二、公二ポ一、の二、欠員一)

(五) 平成二十年八月四日自由民主党の小林義康議員が逝去。(自三十一、リ九、民主二、爽風二、公二、ポ一の二、欠員二)

(六) 平成二十年十二月四日自由民主党の金子一郎議員が逝去。(自三十、リ九、民主二、爽風二、公二、ポ一、の二、欠員二)

(七) 平成二十年十二月十九日自由民主党の五十嵐清隆議員が一人上の都合により辞職。(自二十九、リ九、民主二、爽風二、公二、ポ一、の二、欠員四)

(八) 平成二十一年一月二十五日前橋市・勢多郡選挙区の補欠選挙で自由民主党の山本龍議員と無所属の後藤新議員が当選。(自三十、リ九、民主二、爽風二、公

二、ポ一、の二、無一、欠員二)

(九) 平成二十一年二月六日リベラル群馬の今井哲議員が離党しポラリスの会に所属、無所属の後藤新議員がリベラル群馬に所属。(自三十、リ九、民主二、爽風二、公二、ポ二、の二、欠員二)

(十) 平成二十一年二月十一日自由民主党の長谷川嘉一議員が一人上の都合により辞職。(自二十九、リ九、民主二、爽風二、公二、ポ二、の二、欠員三)

(十一) 平成二十一年十二月三十一日星名建市、今井哲の二議員がポラリスの会を解消し自由民主党に所属(自三十一、リ九、民主二、爽風二、公二、の二、欠員三)

第四項 平成二十三年四月から二十四年三月まで(定数五十人)

一 平成二十三年四月十日当選時の党派別所属議員

(一) 自由民主党(三十人)

大林俊一、織田沢俊幸、南波和憲、萩原渉、井田泉、館野英一、久保田順一郎、中沢丈一、中村紀雄、狩野浩志、安孫子哲、清水真人、橋爪洋介、岸善一郎、関根圀男、桂川孝子、腰塚誠、村岡隆村、原和隆、井下泰伸、

臂泰雄、笹川博義、高田勝浩、須藤和臣、松本耕司、星  
名建市、田所三千男、新井雅博、岩井均、須藤昭男、

(二) 民主党(四人)

小川晶、後藤克己、阿部知世、黒沢孝行

(三) 公明党(三人)

水野俊雄、福重隆浩、薬丸潔

(四) 日本共産党(二人)

酒井宏明、伊藤祐司

(五) みんなの党(一人)

吉山勇

(六) 無所属(十人)

星野寛、塚原仁、岩上憲司、角倉邦良、大沢幸一、塚  
越紀一、金井康夫、金子渡、大手治之、茂木英子

二 当選後の所属議員の異動

(一) 平成二十三年四月十九日無所属の星野寛議員が自  
由民主党に所属。民主党の小川晶、後藤克己、黒沢孝  
行の三議員及び無所属の角倉邦良、大沢幸一、塚越紀  
一、塚原仁の四議員がリベラル群馬を結成。また、無所  
属の岩上憲司、金井康夫、金子渡の三議員が新星会、  
無所属の大手治之議員が光クラブ、民主党の阿部知世  
議員、無所属の茂木英子議員が爽風をそれぞれ結成。

(自三十一、リ七、新三、公三、爽風二、共二、光一、  
み一)

(二) 平成二十三年九月一日光クラブの大手治之議員が  
光クラブを解消し自由民主党に所属。(自三十二、リ  
七、新三、公三、爽風二、共二、み一)

## 第四節 本会議

平成十四年度から二十三年度までに通算四十七回の議  
会が招集され、うち定例会は四十回、臨時会は七回開催さ  
れた。五月臨時会は議会構成が主で、七月臨時会は補正予  
算、八月臨時会は知事の当選や副知事の選任に伴うもので  
ある。

なお、会期の年度平均は九十・八日となっている。

### 第一項 定例会・臨時会の開催

定例会・臨時会の開催状況（平成十四年五月定例会以降）

	内訳	年度
五月臨時会	平成一四	五・二九 六・二七 二〇日間
五月定例会	平成一五	五・二〇 五・二三 三日間
六月定例会	平成一六	五・二七 六・一 一六日間
七月臨時会	平成一七	五・二七 六・一四 一九日間
七月定例会	平成一八	五・二六 六・一三 一九日間
八月臨時会	平成一九	五・二二 六・六 一六日間
八月定例会	平成二〇	五・二七 六・一二 一七日間
九月臨時会	平成二一	五・二六 六・一 一七日間
九月定例会	平成二二	五・二六 六・一 一七日間
一一月定例会	平成二三	五・二七 六・一五 二〇日間
一一月定例会	平成二四	五・二八 六・一〇 二四日間



二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間
二月定例会	二・二九 三・一二 三・二二日間	二・二八 二・二九 二・三〇日間

※ 各枠内の二行目は開会日、三行目は閉会日、四行目は会期である。

第二項 会期の内訳及び党派別質問者数

一 会期の内訳

休 会	調 整 日	委員 会 予 備 日	委 員 会	議 案 調 査	本 会 議	内 訳	年 度
二 三	三		一 五	二 〇	二 一	平 成 二 四	
二 七	五		一 八	一 九	二 五	平 成 二 五	
二 六	四		一 九	一 六	二 一	平 成 二 六	
二 七	四		一 九	一 九	二 一	平 成 二 七	
二 三	四		一 六	一 八	二 〇	平 成 二 八	
二 四	五		一 九	二 〇	二 三	平 成 二 九	
二 三	四	二	一 八	二 〇	二 一	平 成 二 〇	
三 〇	五	四	一 七	一 七	二 四	平 成 二 一	
二 六	四	四	一 五	二 〇	二 三	平 成 三 一	
三 一	八	三	一 七	二 三	二 五	平 成 三 二	

会期計	八二	九四	八六	九〇	八一	九一	八八	九七	九二	一〇七
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

## 二 党派別質問者数

従前、一般質問は五月定例会が二日間、九月定例会が三日間、十二月定例会が二日間、二月定例会が四日間、年度間合計で十一日間とし、一日五人以内とし、質問時間は一人最高百分までとされた。

また、議員二名以上をもつて交渉団体となり、交渉団体に対しては、一会期につき二百分を交渉団体数で除した時間が基礎時間として割り当てられた。

平成二十年五月定例会から質問時間の割当て方法が変更され、各党(会)派には六十五分に所属議員数を乗じて得た時間を年間の質問時間として割り当てられた。各質問者の質問時間は六十五分とした。

また、交渉団体である各党(会)派は、二月定例会に代表質問を行うこととされた。

## 党派別質問者数

質問者数	年度	
	会派	質問者数
自由民主党	五二	平成二四
自由民主党	五一	平成二五
自由民主党	五一	平成二六
自由民主党	四七	平成二七
自由民主党	五〇	平成二八
自由民主党	六一	平成一九
自由民主党	五五	平成二〇
自由民主党	五九	平成二二
自由民主党	五二	平成三二
自由民主党	五三	平成三三
自由民主党・ポラリスの会	三四	
フォーラム群馬	六	
	九	
	九	
	九	
	九	
	七	

内											訳		
みんなの党	新星会	のぞみ	リベラル群馬	ポラリスの会	爽風	民主党改革クラブ	スクラム群馬	無所属の会	オンラインワン県政	県民の会	改革クラブ	公明党	日本共産党群馬議団
												四	五
											一	四	四
											一	四	四
										一		一	四
								一	一	一		一	四
				二	四	五	七					四	三
		一	一〇	二	三	三						三	
		二	一一		四	四						四	
			一〇		三	三						三	
一	四		七		二							四	二



議員・委員会提出議案の処理状況

内訳	年度				
	平成一四	平成一五	平成一六	平成一七	平成一八
意見書	一四	九	一七	一一	七
要望書	二			一	三
決議					三
宣明例		二	四	一	一三
規程	一四				七
条則					一
動議		二			
その他	三			一	
計	二四	一三	二三	一四	一四
					二七
					一九
					三七
					二一
					二九

※ 一 意見書・決議の内容については、第三章を参照  
 二 地方自治法の改正により、平成十九年度から委員会提出議案が加わった

第五項 請願陳情の処理状況

平成十四年度から二十三年度までの請願の新規受理件数は六百四十一件、年度平均で約六十四件となっている。そ

のうち、採択(趣旨採択を含む)が四百三十七件で、六八・二%の採択率である。  
 また、同期間における陳情の受理件数は百八十二件、年度平均で約十八件となっている。

請願陳情の処理状況

陳情の受理状況	処理状況		受理		内訳 年度			
	審査未了	継取り下げ	採択	採択		計	新前年度からの継続規	
三一	一六	三一	六	五一	一〇四	八三	二一	平成二四
二六		二七	四	四一	七二	七二		平成二五
一五	二五	二一	一六	四五	九八	七一	二七	平成二六
一五	一七	一七	一	四八	八三	六二	二一	平成二七
一二	二二	一六	一〇	四四	八二	六五	一七	平成二八
一七		二〇	二	四六	六八	六八		平成一九
二六	一六	二二		四三	八一	六一	二〇	平成二〇
一七	一七	一六		四四	七七	五五	二二	平成二二
一三	一四	八		三五	五七	四一	一六	平成二三
九		一九	一	三〇	六三	六三		平成二三

第五節 委員会

第一項 常任委員会の活動状況

常任委員会の活動状況

文 教 治 安	産 業 経 済	農 林	環 境 土 木	保 健 福 祉	総 務 企 画	名 称
県 委 外 員 調 査 調 査 会	県 委 外 員 調 査 調 査 会	県 委 外 員 調 査 調 査 会	県 委 外 員 調 査 調 査 会	県 委 外 員 調 査 調 査 会	県 委 外 員 調 査 調 査 会	区 分
四 六 七	四 五 七	四 五 七	四 四 八	四 五 五	三 五 七	平 成 二 四
文 教 治 安	産 業 経 済	農 林	環 境 土 木	保 健 福 祉	総 務	名 称
三 二 九	四 三 八	四 六 八	四 六 六	三 二 六	四 三 七	平 成 二 五
文 警 教 察	県 十 整 備	産 業 経 済	環 境 農 林	保 健 福 祉	総 務	名 称
四 三 八	五 三 六	四 三 八	三 四 九	四 二 六	三 四 六	平 成 二 六
四 三 八	六 四 六	四 五 九	四 四 八	四 六 八	五 三 八	平 成 二 七
三 三 八	三 三 五	四 三 七	四 三 八	三 三 五	三 三 六	平 成 二 八
文 警 教 察	県 十 整 備	産 業 経 済	環 境 農 林	健 康 福 祉	総 務	名 称
三 二 七	三 六 十	四 二 七	三 二 七	三 一 六	三 二 八	平 成 二 九
文 警 教 察	県 十 整 備	産 業 経 済	環 境 農 林	厚 生 文 化	総 務 企 画	名 称
三 二 八	三 一 六	三 一 八	四 二 八	三 四 八	三 一 八	平 成 三 〇
	文 警 教 察	産 業 経 済	環 境 農 林	厚 生 文 化	総 務 企 画	名 称
	三 一 二	三 三 二	三 二 一	三 六 三	三 二 三	平 成 三 一
	三 三 十	三 二 一	三 四 三	三 四 二	三 四 三	平 成 三 二
	三 三 三	三 四 三	三 四 二	三 三 七	三 五 四	平 成 三 三

※ 委員会は開催日数で、県内(外)調査は調査日数である。

第二項 特別委員会の設置及び活動状況

一 平成十四年五月三十一日から十五年四月二十九日まで

(一) こども未来特別委員会(委員十三人)

ア 学校教育と家庭教育に関すること

イ こどもたちのための社会基盤づくりに関すること

ウ 子育て環境づくりに関すること

(二) 高齢・くらし特別委員会(委員十三人)

ア 高齢者・障害者等の

① 交通対策に関すること

② バリアフリーに関すること

③ 日常生活に関すること

イ 介護保険に関すること

ウ 男女共同参画社会に関すること

エ ボランティアに関すること

(三) 景気対策・科学技術特別委員会(委員十三人)

ア 景気対策・産業の活性化、雇用の創出に関すること

イ 科学技術の振興に関すること

ウ リサイクル社会の創出等、環境施策に関すること

(四) 決算特別委員会(委員十三人)

ア 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳

出決算の認定に関すること

イ 群馬県公営企業会計決算の認定に関すること

二 平成十四年十月十日から十四年十月十日まで

(一) 懲罰特別委員会(委員十三人)

ア 懲罰の動議に関すること

三 平成十五年五月二十二日から十六年五月三十一日まで

(一) 元気な群馬づくり特別委員会(委員十三人)

ア 働く人たちの生活の安定に関すること

イ 県内諸産業の連携・一体的な振興、ものづくり群馬

に関すること

ウ 「まち」の再生、復活に関すること

エ 中核都市の形成及び市町村合併に関すること

(二) 未来を拓く人づくり特別委員会(委員十三人)

ア 国際社会に対応できる人材育成に関すること

イ 諸産業の担い手育成に関すること

ウ 地域社会と学校・保育施設の連携に関すること

エ 人口減少地域の人づくりに関すること

(三) 安全・安心なくらし特別委員会(委員十三人)

ア 食の安全対策に関すること



イ 森林・河川等生活に密着した環境に関すること  
ウ 安心・安全で、快適なまちづくりに関すること

エ 高齢者・障害者の豊かな生活の確保に関すること

(四) 決算特別委員会(委員十五人)

ア 群馬県公営企業会計決算の認定に関すること

イ 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳

出決算の認定に関すること

ウ 決算認定の調査研究に関すること

四 平成十五年九月二十四日から十六年三月九日まで

(一) 機構改革調査特別委員会(委員十六人)

ア 県行政機構の改革に関すること

五 平成十六年五月三十一日から十七年五月三十一日まで

(一) 人づくり特別委員会(委員十三人)

ア 子育て環境づくりに関すること

イ 県民の自発的な活動と行政の連携に関すること

ウ 諸産業の担い手育成に関すること

エ 民間投資の誘発・新たな産業育成等、地域経済活性化による雇用の確保に関すること

(二) 安全・安心なくらし特別委員会(委員十三人)

ア 安心・安全で、快適なまちづくりに関すること

イ 高齢者・障害者にやさしいまちづくりに関すること

ウ 青少年の安全・安心なまちづくりへの参加に関すること

エ 食の安全対策に関すること

(三) 環境共生社会特別委員会(委員十三人)

ア 環境型社会形成の推進に関すること

イ 環境教育の推進に関すること

ウ 安全な水の確保、良質な水を育む循環系の整備・森林保全に関すること

エ 平野部における緑化の推進に関すること

オ 自然環境・景観に配慮した公共事業のあり方に関すること

(四) 決算特別委員会(委員十五人)

ア 群馬県公営企業会計決算の認定に関すること

イ 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算の認定に関すること

ウ 決算認定の調査研究に関すること

(五) 地域機関改革特別委員会(委員十六人) 十六年十月二十日廃止

ア 地域機関の機構改革に関すること

六 平成十七年二月二十四日から十七年三月十八日

まで

(一) 予算特別委員会(委員二十七人)

ア 県予算に関すること

七 平成十七年三月七日から十七年三月十八日まで

(一) 行財政改革特別委員会(委員十六人)

ア 次期群馬県行政改革大綱(案)に関すること

八 平成十七年五月三十一日から十八年五月三十日

まで

(一) 地域活性化対策特別委員会(委員十五人)

ア 世界遺産登録推進に関すること

イ 地域の連携による広域的な観光振興の推進に関すること

ウ 地域経済活性化の推進に関すること

エ 市町村合併後の地域振興に関すること

(二) 教育環境づくり特別委員会(委員十三人)

ア 学校、家庭、地域社会の連携による教育環境の整備

に関すること

イ 職業教育、専門教育に関すること

ウ 生涯を通じた教育・自己啓発に関すること

エ 少子化に対応した施策の推進に関すること

オ スポーツ振興に関すること

(三) 安全・安心なくらし特別委員会(委員十三人)

ア 安心・安全で、快適なまちづくりに関すること

イ 高齢者・障害者にやさしいまちづくりに関すること

ウ こどもの安全な環境づくりに関すること

エ 食の安全対策に関すること

(四) 環境共生社会特別委員会(委員十三人)

ア 環境型社会形成の推進に関すること

イ 環境教育の推進に関すること

ウ 安全な水の確保、良質な水を育む循環系の整備・森

林保全に関すること

エ 平野部における緑化の推進に関すること

オ 自然環境・景観に配慮した公共事業のあり方に関すること

九 平成十七年九月三十日から十七年十二月五日ま

で

(一) 決算特別委員会(委員十五人)

ア 決算に関すること

十 平成十八年二月二十四日から十八年三月二十日

まで

(一) 予算特別委員会(委員二十七人)

ア 県予算に関すること

十一 平成十八年五月三十日から十九年四月二十九

日まで

(一) 決算・行財政改革特別委員会(委員十五人)

ア 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳

出決算、同公営企業会計決算の認定に関すること

イ 決算認定の調査研究に関すること

ウ 行財政改革に関すること

(二) 地域活性化対策特別委員会(委員十三人)

ア 世界遺産登録推進に関すること

イ 地域の連携による広域的な観光振興の推進に関すること

ウ

地域経済活性化の推進に関すること

エ 市町村合併後の地域振興に関すること

オ 産学官連携による産業振興に関すること

カ 自然共生型の地域社会形成に関すること

(三) 教育環境づくり特別委員会(委員十三人)

ア 学校、家庭、地域社会の連携による教育環境の整備

に関すること

イ 職業教育、専門教育に関すること

ウ 生涯を通じた教育・自己啓発に関すること

エ 少子化に対応した施策の推進に関すること

オ スポーツ振興に関すること

(四) 安全・安心なくらし特別委員会(委員十三人)

ア 安心・安全で、快適なまちづくりに関すること

イ 高齢者・障害者にやさしいまちづくりに関すること

ウ こどもの安全な環境づくりに関すること

エ 食の安全対策に関すること

オ 高度先進医療に関すること

十二 平成十九年二月十六日から十九年三月九日ま

で

(一) 予算特別委員会(委員二十五人)

ア 県予算に関すること

イ 県政の重要課題に関すること

十三 平成十九年五月二十四日から二十年五月二十

九日まで

(一) 決算・行財政改革特別委員会(委員十五人)

ア 決算認定の調査研究に関すること

イ 行財政改革に関すること

(二)地域活性化対策特別委員会(委員十一人)

ア 産業振興による地域活性化に関すること

イ 産学官連携の推進、新産業創出に関すること

ウ 地域振興による地域活性化に関すること

(三)安全・安心な暮らし特別委員会(委員十一人)

ア 安全・安心な暮らしづくり・生活環境の整備に関する  
こと

イ 質の高い医療サービスの確保・充実にに関すること

ウ 食の安全対策に関すること

(四)子育て支援対策特別委員会(委員十一人)

ア 少子化に対応した施策の推進に関すること

イ 子育て環境の整備に関すること

ウ 学校、家庭、地域社会の連携による教育環境の整備  
に関すること

十四 平成十九年六月二十一日から十九年十月十二

日まで

(一)行政の中立に関する調査特別委員会(委員十三人)

ア 知事室長及び秘書課職員が「政治的行為の制限」の  
検査に関すること

十五 平成二十年二月十九日から二十年三月十九日

まで

(一)予算特別委員会(委員十五人)

ア 県予算に関すること

イ 県政の重要課題に関すること

十六 平成二十年三月十九日から二十一年三月十八

日まで

(二)県有地等の取得・処分に関する特別委員会(委員十五  
人)

ア 県有土地及び県有建物の取得・処分並びに有効利用  
に関すること

イ 県が出資する公社・事業団等の土地及び建物の取得  
・処分並びに有効利用に関すること

十七 平成二十年五月二十九日から二十一年五月二

十七日まで

(二)行財政改革特別委員会(委員十一人)

ア 行財政改革、公社・事業団等改革に関すること

イ 道州制等、地方分権に関すること

(二)地域活性化対策特別委員会(委員十一人)

ア 企業誘致による地域活性化に関すること

イ 産業振興による地域活性化に関すること

ウ 基盤整備等、地域振興の推進に関すること

(三)安全・安心なくらし特別委員会(委員十一人)

ア 安全・安心な生活環境の整備に関すること

イ 質の高い医療サービスの確保に関すること

ウ 食の安全対策に関すること

エ 子育て環境の整備に関すること

(四)決算特別委員会(委員十五人)

ア 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳

出決算、同公営企業会計決算の認定に関すること

イ 決算に関わる調査研究に関すること

十八 平成二十一年二月十七日から二十一年三月十

八日まで

(一)予算特別委員会(委員十五人)

ア 県予算に関すること

イ 県政の重要課題に関すること

十九 平成二十一年五月二十七日から二十二年五月

二十七日まで

(一)行財政改革特別委員会(委員十一人)

ア 行財政改革、公社・事業団等改革に関すること

イ 道州制等、地方分権に関すること

(二)地域活性化対策特別委員会(委員十一人)

ア 企業誘致による地域活性化に関すること

イ 産業振興による地域活性化に関すること

ウ 基盤整備等、地域振興の推進に関すること

(三)安全・安心なくらし特別委員会(委員十一人)

ア 安全・安心な生活環境の整備に関すること

イ 質の高い医療サービスの確保に関すること

ウ 食の安全対策に関すること

エ 子育て環境の整備に関すること

(四)決算特別委員会(委員十五人)

ア 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳

出決算、同公営企業会計決算の認定に関すること

イ 決算に関わる調査研究に関すること

二十 平成二十一年十月十五日から二十二年五月二

十七日まで

(一)八ッ場ダム対策特別委員会(委員十五人)

ア 八ッ場ダムの必要性(利水・治水)に関すること

イ 八ッ場ダムに係る住民の生活再建に関すること

二十一 平成二十二年五月二十七日から二十三年三

月十日まで

(一)八ツ場ダム対策特別委員会(委員十一人)

ア 八ツ場ダムの必要性(利水・治水)に関すること

イ 八ツ場ダムに係る住民の生活再建に関すること

(二)がん対策推進特別委員会(委員十一人) 二十二年

十二月十六日廃止

ア がん対策推進条例の制定に関すること

イ がんの予防及びがん医療の提供に関すること

(三)ググつとぐんま観光推進特別委員会(委員十一人)

ア デステイネーションキャンペーンに係る広報戦略に関すること

イ デステイネーションキャンペーンに係る県内交通、輸送

手段に関すること

ウ デステイネーションキャンペーンに係る物産振興に関すること

エ デステイネーションキャンペーンに係る観光地整備に関すること

(四)林業公社対策特別委員会(委員十一人) 二十二年

十二月十六日廃止

ア 林業公社の負債返済に関すること

イ 林業公社の今後のあり方に関すること

二十二 平成二十二年九月三十日から二十二年十月

二十日まで

(一)決算特別委員会(委員四十三人)

ア 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳

出決算、同公営企業会計決算の認定に関すること

二十三 平成二十二年十月二十日から二十三年三月

十日まで

(一)総合計画に関する特別委員会(委員十二人)

ア 総合計画の策定に関すること

イ 総合計画に係る成長戦略(景気・雇用対策を含む)

に関すること

二十四 平成二十三年五月二十日から二十四年五月

二十五日まで

(一)大規模地震対策特別委員会(委員十五人)

ア 東日本大震災に係る電力及び生活・産業関連物資

の供給不足対策に関すること

イ 福島第一原子力発電事故に係る県内の放射線被害

対策に関すること

ウ 東日本大震災に係る県内の産業支援に関すること

エ 大規模地震防災対策に関すること

(二)エネルギー対策特別委員会(委員十一人) 二十四年

二十一 平成二十二年九月三十日から二十二年十月

二十日まで

三月十九日廃止

- ア 再生可能エネルギーの導入促進に関すること
  - イ 水力発電等の開発・維持に関すること
  - ウ 環境新エネルギー産業の創出に関すること
  - エ エネルギー不足に伴う節電社会の推進に関すること
- (三)雇用対策特別委員会(委員十一人) 二十四年三月十九日廃止

- ア 若者、中高年齢者、女性、障がい者等に対する就職・就業支援に関すること
- イ 基金事業を活用した雇用の創出に関すること

### 第三項 議会運営委員会の活動状況

#### 議会運営委員会の活動状況

名称	区分	平成一四	平成一五	平成一六	平成一七	平成一八	平成一九	平成二〇	平成二一	平成二二	平成二三
議会運営委員会	県外調査	十八	二十七	十七	二十二	十七	二十三	十九	二十一	十八	二十一
委員会		三	三	三	一	三	三		二	二	二

※ 委員会は開催回数で、県外調査は調査日数である。

ウ 職業訓練の推進と働く意識の醸成に関すること

(四)八ツ場ダム対策特別委員会(委員十一人)

- ア 八ツ場ダムの必要性(利水・治水)に関すること
  - イ 八ツ場ダムに係る住民の生活再建に関すること
- 二十五 平成二十三年九月二十七日から二十三年十月十九日まで

(二)決算特別委員会(委員四十六人)

- ア 群馬県一般会計歳入歳出決算、同特別会計歳入歳出決算、同公営企業会計決算の認定に関すること

#### 第四項 図書広報委員会の活動状況

図書広報委員会は、平成二十年の地方自治法一部改正を受けた会議規則の改正により、議会の運営に関し協議又

は調整を行うための協議の場として位置づけられ、群馬県議会図書室の運営及び議会広報に関する協議を目的として委員十名で活動した。

#### 図書広報委員会の活動状況

名称	区分	平成一四	平成一五	平成一六	平成一七	平成一八	平成一九	平成二〇	平成二一	平成二二	平成二三
図書広報委員会 委員 会 県外調査	県外調査	二五	二五	二五	二五	二八	一五	二四	二六	一一 一一	一一 一一

※一 委員の数は、平成十九年度に九人から十二人へ、二十年度に十二人から十人へ変更となった。

二 委員会は開催回数で、県外調査は調査日数である。

#### 第五項 議会改革検討委員会の活動状況

#### 議会改革検討委員会の活動状況

名称	区分	平成一四	平成一五	平成一六	平成一七	平成一八	平成一九	平成二〇	平成二一	平成二二	平成二三
議会改革 検討委員会 委員 会 県外調査	県外調査	一	一	一	四四	十	九	六	五	四	五

※ 委員会は開催回数で、県外調査は調査日数である。



## 第六節 議員の海外派遣

- 一 山口清議長を平成十四年四月四日から十一日までの八日間、国際園芸博覧会に出席及び森林林業調査のため、オランダ、スウェーデンに派遣。
- 二 こども未来特別委員会の岩井賢太郎委員長、木暮繁俊副委員長、大林喬任、庭山昌、関根罔男、長崎博幸、塚塚誠、安樂岡一雄、南波和憲の各委員を、平成十四年四月十五日から二十六日までの十二日間、所管事項の調査のため、イタリア、スペイン、フランス、ドイツに派遣。
- 三 高齢くらし特別委員会の矢口昇委員長、亀山豊文副委員長、田島雄一、金田賢司、大澤正明、金子泰造、黒沢孝行、星野寛、真下誠治、金子一郎の各委員を、平成十四年四月十五日から二十六日までの十二日間、所管事項の調査のため、デンマーク、スウェーデン、オーストリア、ドイツ、イギリスに派遣。
- 四 決算特別委員会の原富夫委員長、松沢睦、高木政夫、塚越紀一、松本耕司、長谷川嘉一の各委員を、平成十四年四月十七日から二十八日までの十二日間、所管事項の調査のため、トルコ、ギリシャ、イタリア、バチカンに派遣。
- 五 岩井賢太郎議長を平成十四年七月十九日から二十二日までの四日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、ロシアに派遣。
- 六 時吉敏郎副議長を平成十四年七月二十二日から二十七日までの六日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、中国に派遣。
- 七 高木政夫議長を平成十五年十一月十二日から二十一日までの十日間、「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」調印式に出席のため、ブラジルに派遣。
- 八 秋山一男副議長を平成十五年十一月十六日から二十二日までの七日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、パラオ・マリアナ諸島に派遣。
- 九 矢口昇議長を平成十六年十一月十四日から十六日までの三日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、ミャンマーに派遣。
- 十 中村紀雄議長を平成十七年八月十六日から三十一日までの十六日間、在外群馬県人会訪問団のアメリカ四カ国歴訪(ブラジル・サンパウロ州姉妹州県提携二十五周年事業に出席)のため、アメリカ、パラグアイ、アルゼンチン、ブラジルに派遣。
- 十一 教育環境づくり特別委員会の関根罔男委員長、松本耕司副委員長、田島雄一、大澤正明、亀山豊文、長谷川嘉一、岩井均、大沢幸一、塚原仁、新井雅博の各委員

を、平成十七年十月二十七日から十一月七日までの十二日間、所管事項の調査のため、イギリス、フランス、トルコ、イタリアに派遣。

十二 安全・安心なくらし特別委員会の腰塚誠委員長、荻原康二副委員長、長崎博幸、真下誠治、久保田順一郎、須藤昭男、桑原功、狩野浩志の各委員を、平成十七年十一月七日から十八日までの十二日間、所管事項の調査のため、アラブ首長国連邦、イタリア、スイスに派遣。

十三 中沢丈一副議長を平成十七年十一月十三日から十八日までの六日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、フィリピンに派遣。

十四 大澤正明議長を平成十八年八月一日から十二日までの十二日間、アマゾン群馬の森十周年記念式典及び日伯友好植樹祭に出席のため、ブラジルに派遣。

十五 大澤正明議長を平成十八年十一月十一日から十八日までの八日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、東部ニューギニアに派遣。

十六 中沢丈一議長を平成十九年十一月十六日から二十一日までの六日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、パラオ・マリアナ諸島に派遣。

十七 中沢丈一議員を平成二十年六月十七日から三十日までの十四日間、ブラジル日本移民百周年記念式典に出

席及び世界遺産登録推進のため、ブラジル、アルゼンチン、フランス、スイスに派遣。

十八 腰塚誠議長を平成二十年九月二日から九日までの八日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、中国、ロシアに派遣。

十九 腰塚誠議長を平成二十年十一月二十八日から三十日までの三日間、国際観光展に出席のため、中国に派遣。

二十 小野里光敏副議長を平成二十一年一月十二日から十七日までの六日間、群馬県女性代表団の顧問として、中国に派遣。

二十一 金田克次副議長を平成二十一年十一月十五日から二十日までの六日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、ミャンマーに派遣。

二十二 関根罔男議長を平成二十二年八月十八日から二十五日までの八日間、在伯泉人会創立六十五周年及びサンパウロ州姉妹州県提携三十周年記念式典に出席のため、アメリカ・ブラジルに派遣。

二十三 松本耕司副議長を平成二十二年十一月十五日から二十日までの六日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、フィリピンに派遣。

二十四 久保田順一郎副議長を平成二十三年十一月十一日から十五日までの五日間、海外戦跡慰霊巡拝のため、パラオ諸島に派遣。

第七節 表彰・慶祝行事等

第一項 表彰

叙位叙勲受章者

氏名	位階・勲等・勲章	受章年月日
林 辰衛	正五位	平成一五・一〇・四
中村 栄一	旭日中綬章	平成一五・一一・三
柳沢 本次	旭日中綬章	平成一五・一一・三
橋爪 和夫	旭日中綬章	平成一五・一一・三
境野 貞夫	旭日小綬章	平成一五・一一・三
久保田富一郎	正五位	平成一五・一一・三〇
山口 清	旭日小綬章	平成一六・四・二九
菅野 義章	旭日小綬章	平成一六・四・二九
武川 栄一	正六位	平成一六・九・一
塚越 久雄	旭日双光章	平成一六・一一・三
岡部 吉之	旭日双光章	平成一六・一一・三
吉田 茂	従六位	平成一七・五・一九
塚越 輝夫	従五位	平成一七・九・一一
中山 治秀	正六位	平成一七・一〇・二四
平田 清久	正六位	平成一七・一〇・三一

藍綬褒章受章者

氏名	内容	受章年月日	顕彰年月日
関根 罔男	地方自治	一四・四・二九	一四・六・一七
秋山 一男	地方自治	一四・四・二九	一四・六・一七
岡田 義弘	地方自治	一四・一一・三	一四・一二・一八
岩井賢太郎	地方自治	一五・四・二九	一五・六・一七

高島 照治	正五位	平成一八・三・二七
大林 喬任	正五位旭日中綬章	平成一八・一二・二七
中村 栄一	正五位	平成一九・一・五
五十嵐俊夫	正五位	平成一九・六・三
松沢 睦	旭日中綬章	平成二〇・四・二九
青木 秋夫	旭日小綬章	平成二〇・四・二九
矢口 昇	旭日小綬章	平成二〇・四・二九
金子 泰造	正六位旭日双光章	平成二〇・五・三〇
小林 義康	従五位旭日小綬章	平成二〇・八・四
金子 一郎	従六位旭日双光章	平成二〇・一二・四
松沢 睦	正五位	平成二一・九・七
龜山 憲明	従五位	平成二二・八・二四
福田 作三	正五位	平成二二・一〇・二八
新井 昭二	従六位	平成二三・三・七
大川原源三	正六位旭日双光章	平成二三・一一・二六

田島 雄一	地方自治	一六・四・二九	一六・六・一一
小林 義康	地方自治	一七・四・二九	一七・六・一四

※ 褒章受章者は、群馬県議会議員顕彰規程に基づく顕彰当者であり、最下段の顕彰年月日の本会議で群馬県議会の顕彰状と併せて知事感謝状が贈られた。

全国都道府県議会議長会永年勤続表彰受賞者

表彰年月日	表彰内容	氏名
一四・一〇・三一	二〇年	青木秋夫、大林喬任、岩井賢太郎
一四・一二・一八	一五年以上	金田賢司、矢口昇、庭山昌、山下勝、時吉敏郎
一五・一〇・二八	一五年	中村紀雄
一五・一二・一五		
一六・一〇・二六	二五年以上	角田登
一六・一二・二〇	一〇年以上	石原条
一七・一〇・二五	二五年以上	田島雄一
一七・一二・二一	一〇年以上	岡田義弘、塚越紀一、金子泰造、荻原康二、安樂岡一雄、

一八・一〇・二四	三五年以上	南波和憲、亀山豊文、黒沢孝行、五十嵐清隆、
一八・一二・二〇	二〇年以上	星野寛、山本龍
二〇・一〇・二八	二〇年	松沢睦
二〇・一二・一九		矢口昇
二一・一〇・二七	一〇年以上	原富夫、早川昌枝、大澤正明、関根閑男、中沢丈一、小林義康、長崎博幸、腰塚誠
二一・一二・二五		中村紀雄
		小野里光敏、真下誠治、金田克次、松本耕司、久保田順一郎、須藤昭男、岩井均
二二・一〇・二六	三〇年以上	田島雄一
二二・一二・二六	二〇年	原富夫、早川昌枝、関根閑男、中沢丈一、塚越紀一、南波和憲、黒沢孝行

二三・一〇・二五	二〇年以上	腰塚 誠
二三・一一・一六		

※全国都道府県議会議長会永年勤続表彰受賞者は、群馬県議会議員顕彰規程に基づき、最上段左側の表彰伝達年月日の本会議で群馬県議会の顕彰状と併せて知事感謝状が贈られた。なお、二十五年以上の被表彰者は、永年勤続特別功労者としてその功績を讃えるため、議事堂内に肖像画を掲額した。

### 群馬県功労者表彰受賞者

表彰年月日	表彰事項	氏名
一四・一〇・二八	地方自治	金田賢司、矢口昇、庭山昌、山下勝、時吉敏郎
一五・一〇・二八	地方自治	中村紀雄
一八・一〇・二八	地方自治	大澤正明、原富夫、早川昌枝、関根園男、中沢丈一、小林義康、長崎博幸、腰塚誠
二二・一〇・二八	地方自治	塚越紀一、南波和憲、黒沢孝行

### 群馬県総合表彰受賞者

表彰年月日	表彰事項	氏名
一四・五・三	地方自治	腰塚 誠
一六・五・三	地方自治	石原 条
一七・五・三	地方自治	岡田義弘、塚越紀一、金子泰造、荻原康二、安楽岡一雄、南波和憲、亀山豊文、黒沢孝行、五十嵐清隆、星野 寛、山本 龍
二二・五・三	地方自治	小野里光敏、真下誠治、金田克次、松本耕司、久保田順一郎、須藤昭男、岩井 均

### 第二項 慶祝行事等

一 平成十八年九月六日、悠仁親王殿下のご誕生に際し、大澤正明議長は、九月八日皇居に参賀、記帳をし、九月十三日、次の賀詞を奉呈した。

「謹んで悠仁親王殿下の御命名をお祝い申し上げます」

二 天皇陛下御即位二十年の佳節をお迎えになられたことに際し、平成二十一年十月十九日、原富夫議長は、皇居に参賀、記帳し、次の賀詞を奉呈した。

「このたび 天皇陛下がめでたく御即位二十年をお迎えになられましたことは群馬県民ひとしく慶賀にたえないところであります

ここに群馬県議会は、二百万県民を代表し 謹んで慶祝の誠を表し あわせ皇室の御繁栄をお祈り申し上げます」

平成二十一年十一月十二日、原富夫議長は、天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典に参列した。

## 第八節 その他特筆すべき事項

### 一 「県・市町村議会議長交流会」の開催

地方分権が進展する中、二元代表制の一翼を担う議会としては、執行機関への監視機能の強化や政策立案機能の充実を図り、分権時代に適合した議会へと変革することが

求められていたことから、地方議会として、同じ立場におかれた県議会及び市町村議会の交流を通じて、議会の活性化や機能強化が図れるように「県・市町村議会議長交流会」を開催した。

第一回交流会は、平成二十二年十二月二十一日、市町村会館において、基調講演「地方自治法の抜本改革等について」及び議会改革の取組や議会基本条例の制定等について意見交換を行った。

第二回交流会は、平成二十四年一月三十日、群馬会館において、「大規模災害への議会のかわり方について」をテーマに、講演「想定を超える災害にどう備えるか」今求められる個人・地域の防災力」や意見交換を行った。また、県議会と市町村議会が足並みを揃えて国に対して、「福祉医療の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の削減措置の廃止」を求める意見書を提出することを決定した。

### 二 市町村合併問題調査研究会の設置・報告

平成の大合併と言われた市町村合併特例法（平成十七年三月までの時限立法）に基づき、県内の市町村合併の協議は推進されていた。市町村合併の協議は県政の最重要課題であり、県民の代表機関である県議会が、この問題の認識を深め、正面から取り組む決意のもと「市町村合併問題研

研究会(仮称)」を設置すべきであると、総務企画常任委員会委員長から議長あての提言を受けた。

そこで平成十三年十二月、市町村合併のあり方等について調査研究を行うため、全議員で構成された「県議会市町村合併問題調査研究会」を設置し、県内の市町村合併の動きや国・県の合併支援方針、市町村財政の状況等を確認するとともに、十四年十月、十五年九月には市町村議員や首長らも参加した講演会を開催した。また、十五年八月に

## 第三章 意見書及び決議書

### 第一節 意見書

#### 第一項 総務部関係

##### 一 「三位一体の改革」に関する意見書

国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の見直し及び地方への税源移譲を柱とする「三位一体の改革」は、地方分

は、合併が想定される各地域ごとに分科会を設置し、合併構想等について調査・研究を行った。さらに、十六年五月市町村合併に伴う県議会議員の選挙区変更について、同研究会の理事会において検討することを決定し、協議を重ねて意見集約を行った。

そして平成十六年十月一日、「群馬県議会の議員の選挙区の特例に関する条例(案)」を取りまとめ、議会運営委員会へ報告し、研究会の活動を閉じた。

権の本旨に則り、同時並行かつ一体のものとして取り扱われるべきものである。

しかるに、六月六日に地方分権改革推進会議が内閣総理大臣に提出した「三位一体の改革」についての意見」は、税源移譲を先送りし、国庫補助負担金の廃止・縮減及び地方交付税の見直しを先行するものであつて、地方公共団体として到底受け入れることはできない。地方分権推進よりも国の財政再建に重きを置いた同会議の意見は、「地方分権

改革推進」の名に値しないものである。

地方財政制度の抜本的な改革は、国の過度な関与を廃し、地方が潜在力を自由に發揮し、地方が自らの判断と財源による魅力ある地域づくりを促進することを主眼に進めなければならない。

よつて、国会及び政府におかれては、真の地方分権を確立するため、税源移譲の実施を明確に位置づけた「三位一体の改革」の実現を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月九日

群馬県議会議長 高 木 政 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、あて)

## 二 前橋地方法務局安中出張所の廃止統合計画の見直しを求める意見書

前橋地方法務局安中出張所の廃止統合計画は、登記所の適正配置に関する民事行政審議会答申の基準に基づくものと思慮されるが、同答申では、登記所の適正配置を実施するに当たつては、地域の自然的地理的諸条件や社会的経済的諸条件等の地域の実情を十分留意すべきであるとし

ている。

安中出張所は、統合予定先である前橋地方法務局高崎支局とともに高崎広域圏内に設置されている。しかし、同広域圏は本県の西部地区に位置し、高崎市と安中市という二市をかかえる圏域となっており、安中出張所管内の安中市と松井田町は高崎支局が存する高崎市とは、地域住民の日常生活圏が地理的条件からも明らかに分かれている。

また、同出張所の管轄区域内の松井田町から高崎支局までの車による片道所要時間は一時間以上であり、公共交通機関も少なく地域住民はもとより、企業、法人さらには市役所をはじめとする官公庁にとつて、その経済的、時間的負担は計りしれないものがある。

よつて、政府におかれては、こうした地域の実情を考慮され、地域の法務行政の拠点である前橋地方法務局安中出張所の廃止統合計画の見直しを行うよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年十月七日

群馬県議会議長 高 木 政 夫

(内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、あて)

## 三 三位一体改革と国庫補助負担金改革に関する意見



## 書

地方六団体は、地方分権推進のための「三位一体の改革」実現のため、平成十六年八月二十四日に「国庫補助負担金等に関する改革案」を内閣総理大臣に提出したところである。

この改革案は、地方分権の理念に基づき、地方公共団体の権限と責任を大幅に拡大するため、国庫補助負担金に関して地方への税源移譲を求めたものである。

「移譲対象補助金」として掲げられた総額三兆二千億円余の各事業については、いずれも社会資本の整備や国民の安定した生活基盤を確保するために必要不可欠であるとの認識に立った上で、画一的な国庫補助負担金事業としては廃止し、住民に身近な地方公共団体の権限と責任において実施すべきであるとされたものである。

国におかれては、これらの公共事業、農林業振興事業等が後退することのないよう十分配慮されるとともに、速やかに所要の税源移譲を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月十三日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、あて)

#### 四 新潟県中越地震に関する意見書

去る十月二十三日の夕刻に発生した新潟県中越地震は、平成七年の兵庫県南部地震に続き、大規模な災害をもたらした。

今もなお、多くの被災者の方々は、二次災害や今後の生活等、多くの不安を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされている。

群馬県議会は、震災により亡くなられた方々とその御遺族に対して、深く哀悼の意を表し、被災された方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものである。

現在、新潟県では、地元自治体を中心として、最大限の努力を傾注して復旧・復興にあたっていると聞いているところであるが、災害が想像を絶する規模であるため、抜本的、総合的な対策を早急に講ずることが必要である。

国におかれては、被災者が希望をもって生活再建できるよう、被災者支援に特段の措置を講ずるとともに、被災地の復旧・復興対策について、激甚災害法の適用、被害の実態に

応じた特別立法等の措置を講ずることにより、財政支援をはじめとした万全の対策を講じられるよう強く要望する。

また、国におかれては、地震のみならず、風水害、火山の噴火等、大規模な災害に係る総合的な対策について、地方自治体と適切に役割を分担しながら、積極的に整備を図られるよう、併せて提言する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十二月三日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(防災)、あて)

## 五 大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

本年は、新潟県中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれにみる大規模な災害に見舞われたところである。

この一連の災害によって全国各地に死者・行方不明者の発生や、住宅損害・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設等の公共施設等への被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼして

いる。

この深刻な事態に対し政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講ずることが必要である。

よって、国・政府におかれては、被災地のライフラインの復旧並びに、被災者への支援に一層力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講ずるよう下記の事項について強く要望する。

## 記

一 建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。

特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講じること。

二 都道府県管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき、優先的に整備を進めること。また、海岸および湾岸の水防施設も同様に、堤防等の総点検を速やかに実施し、整備を進めること。

三 今回の新潟県中越地震の教訓を生かし、国土の七割を占める中山間地での震災対策の確立を早急に図るとも

に、災害関連緊急治山事業を速やかに実施すること。

四 防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。また、市町村長に対する警戒情報の発令基準および避難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。

五 高齢者等の要援護者への対策を推進するため、災害情報 の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニ ュアルの策定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十二月二十日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、あて)

#### 六 郵政事業民営化に慎重な審議を求める意見書

政府は、骨太の改革ビジョンのもと、構造改革の中心課題として郵政事業の民営化に向けた検討を行っている。

そもそも構造改革の基本理念は、肥大化・硬直化した官の役割の見直しであり、改めて官と民の役割分担をすることであると考える。

しかしながら、群馬県においては、中山間地が県土の大半を占め、その多くが過疎の町村であり、官の役割を担えるであろう民間事業者の参入の可能性は低いと言わざるを得ない。

採算性優先の民営化議論においては、これら地方の地域住民にとつて最も身近な公共サービスの拠点として重要な機能を担っている郵政事業が消滅する危惧すらある。窓口の統廃合や均質的なサービスの低下などにより、地域住民に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よつて、国においては、郵政事業が地域において果たしている公共的・社会的役割の重要性に鑑み、そのあり方について、地域の要請に応じたサービスの充実、高齢化社会を踏まえた利便性の確保など、利用者の立場に立ち、十分な議論と慎重な審議を尽くされるよう強く要望するものである。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十二月二十日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、あて)

#### 七 都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

平成十二年の地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任の領域が拡大し、これに伴い、地方議会の役割と責任は一層重要性を増している。

今後、地方議会がその役割を十分に発揮していくためには、議会の諸機能をさらに充実していく必要がある、そのため、本議会は自ら運用面の改革に取り組んでいるところである。

一方、地方議会のさらなる活性化を図るためには、地方自治法の議会に係る権限制約の規定を緩和するとともに、議会と首長との関係の見直しや地方議会議員、とりわけ活動実態が専門化している都道府県議会議員について、その役割にふさわしい法的位置付けを明確にする等の制度改革が必要不可欠である。

よつて、国会及び政府においては、下記事項をはじめ、先に全国都道府県議会議長会が提出した「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」について検討を加え、早急に所要の法改正を図るよう強く要望する。

## 記

### 一 議会の自主性・自立性確保と権限強化

- (一) 議会の招集権を議長に付与すること
- (二) 議会の内部機関の設置を自由化すること
- (三) 議決権を拡大すること

(四) 議会に附属機関の設置を可能とすること

(五) 委員会にも議案提出権を付与すること

### 二 議会と首長との関係

(一) 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること

(二) 予算修正権の制約を緩和するとともに、予算の議決科目を拡大すること

(三) 決算不認定の場合の首長の対応措置を義務付けること

### 三 議員の位置付け

地方自治法第二百三条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月十四日

群馬県議会議長 中村 紀雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、あて)

### 八 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっている。国が法令に基づく事業実施を自治体に義務付け、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要である。

しかし、政府が七月に策定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」の焦点となった「歳出・歳入一体改革」は公共サービスの縮小と国民の自己負担増、地方財政の縮小を強いるものになっている。とりわけ、地方財政においては、人件費の大幅削減による地方財政の圧縮、算定の簡素化を目的とした新型交付税の導入、自治体再建法制の検討など地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない問題を含んでいる。さらに、喫緊のテーマとなるべき地域間格差など、あらゆる格差を放置したまま、公共サービスの解体をはじめとして、国民生活を犠牲にした財政再建を優先することは問題である。

二〇〇七年度予算編成作業が本格化するが、政府が進める効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サ

ービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、国の関係機関等に対し、地方財政の充実・強化をめざす立場から次のことを強く求める。

## 記

一 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては地方交付税制度の財政保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。

二 地方財政再建と地方財政自立にむけた第二期の改革として、国から地方への過剰な関与を見直し、さらなる税源移譲と国庫補助負担金改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度の改革を進めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十八年十月十一日

群馬県議会議長 大澤 正 明

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(規制改革担当)、あて)

九 北朝鮮の核実験実施に対し断固たる措置を求める

## 意見書

平成十八年十月九日、北朝鮮は、政府をはじめ国際社会の度重なる自制要求を無視して、地下核実験を実施したと発表した。

北朝鮮は、今年七月にも国際社会の事前の警告を無視し、日本海に相次いで弾道ミサイルを発射しており、今回、再び繰り返された暴挙は、国民及び県民に多大な不安を与えるところにも、北東アジアの平和と安全に重大な脅威をもたらすことであり、断じて容認することはできない。

よつて、国会及び政府におかれては、北朝鮮が地下核実験という許すことのできない暴挙に対し、また、今後二度と実施することのないよう、国際社会と連携して、経済制裁の発動をはじめとする断固たる措置を速やかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月十一日

群馬県議会議長 大澤 正明

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛庁長官、内閣官房長官、あて)

## 十 北朝鮮の「テロ支援国家指定解除」に反対する意見書

北朝鮮が、日本国民の拉致を正式に認めた初の日朝首脳会談から五年が経過したところであるが、この間、我が国の拉致被害者五人とその家族が帰国した以外に、進展がない状況が続いている。

そうした中、本年十一月二十日には、国連総会の委員会において、北朝鮮による拉致被害者の即時帰国の保障などを北朝鮮に強く求める人権非難決議が三年連続で採択されるなど、拉致問題に関する国際社会の関心は高まっているところである。

ところが、一方で、北朝鮮が「核の無能力化」に着手する見返りとして、米国のテロ支援国家指定から北朝鮮を外すことを要求し、それに呼応して米国では、「核の無能力化」が実現すれば北朝鮮の「テロ支援国家指定」を解除する動きがあるとの報道がある。

米国が北朝鮮の「テロ支援国家指定」を解除することは、北朝鮮の外国人拉致を不問に付すということにもなり、拉致被害者の救出活動に大きな影響を与えるものである。

よつて、北朝鮮によつて人権を奪われ、望郷の念を抱き続けている多くの拉致被害者の救出を早期に実現するため、国におかれては、米国が「北朝鮮に対するテロ支援国家指定

解除」をしないよう、最大限の外交努力を尽くすとともに、拉致問題の完全解決に向けて一丸となつて取り組まれることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、あて)

## 十一 地方議会議員の位置付けの明確化のための地方

### 自治法改正を求める意見書

地方議会議員の活動は、単に本会議に出席し、議案の審議などを行うだけでなく、当該地方団体の事務に関し調査研究するための活動や、住民代表として住民意思を把握するための活動などいわゆる議員活動があり、とりわけ都道府県議会議員は、活動区域が広域であることや審議事項が広範多岐にわたることから、その職務は、常勤化、専業化している。

また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に發揮するためには、議会改革や政策立案など今まで以上に積極的に

議員活動を展開していく必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けは法的に明確にされておらず、議員活動は一般的に議員の職務として認知されていない実態にある。このことが議員の活動に対する期待や評価において議員と住民との意識の乖離を生み出し、さまざまな問題の原因となっており、早急な対応が必要となっている。

ついでには、住民代表として政治にかかわる地方議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義し、地方分権時代にふさわしい議員活動を保障するため所要の措置を講ずる必要がある。

よつて、国におかれては、このような実態に配慮し、地方議会議員の位置付けを明確化するため、地方自治法を次のように改正するよう強く要望する。

一 地方議会議員の職責又は職務を明確にするため、地方自治法に新たに、例えば「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けると。

二 地方自治法第二百三条から議会の議員に関する規定

を他の非常勤職と分離し、独立の条文として規定するとともに、議会の議員、とりわけ都道府県議会議員の議員活動の実態に対応し、職務遂行の対価について、単なる役務の提供に対する対価ではなく、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため、「報酬」を「歳費」に改めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月一九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、あて)

## 十二 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

政府の「三位一体の改革」により地方交付税の大幅な削減がなされ、地方財政と公共サービスは大きく圧縮されてきています。これは国の財政赤字を地方にしわ寄せするものであり、医療、福祉、ライフラインなど住民生活に直結する

公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画の策定や地方交付税の算定のプロセスに地方が参画して、地方税を充実させ、地方交付税の算定に地域の行政需要を適正に反映させることが、地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保する上で非常に重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向にそった自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化をめざし、政府に対し次の通り求めます。

### 記

- 一 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準を確保する ため、地方税の充実、地方交付税が持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持 し、必要財源の充実・強化をはかること。
- 二 地方自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確 に地方交付税算定に反映し、地方交付税総額の還元・増額をはかること。
- 三 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年三月十九日



群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、あて)

### 十三 地方議会の議決事項に関する財産の取得又は処分に係る金額要件等の見直しを求める意見書

現在、第二期地方分権改革の実現に向けた取り組みが行われているが、今後、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。

しかしながら、地方議会の運営に関する法令上の諸規定は、依然として全国一律とされており、さらに、行政執行を監視する場合にも様々な制約が設けられている。

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、さらなる地方議会の権能強化が必要であり、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

地方議会の議決事項は、地方自治法第九十六条で定められているが、財産の取得又は処分に係る種類、面積及び金額についての要件を見直し、各自自治体で定めることができ

るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十九日

群馬県議会議長 腰 塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、あて)

### 十四 地方財政の安定的運営に関する意見書

我が国の経済・雇用情勢は、依然として厳しい局面が続いており、特に雇用に関しては失業率がさらに悪化すると懸念もある中、当面の景気対策については国・地方が連携した迅速かつ的確な対応が求められている。

こうした中、国においては、平成二十一年度補正予算の見直し作業が進められているが、地方団体が実施する雇用機会の創出、介護職員の処遇改善、地域医療の再生などの基金事業については、複数年度継続して実施することにより、事業効果が安定的かつ着実に発揮されるものである。

また、先日、国は平成二十二年度予算の編成方針を決定したが、民主党のマニフェストを踏まえた暫定税率の廃止により、国・地方を通じて大幅な歳入の減額が見込まれるところである。

よつて、国会及び政府におかれては、地域における経済・雇用対策の継続はもとより、地方団体における必要な行政サービスが継続して提供できるとともに、住民の安心した生活が確保されるよう、平成二十一年度補正予算の見直し及び平成二十二年度予算の編成に関し、次のとおり強く要望する。

## 記

一 国の平成二十一年度補正予算における地方向けの基金事業については、事業の効果的な実施のため、初年度だけでなく、予定の複数年度を維持すること。

二 国の平成二十二年度予算編成においては、民主党がマニフェストに掲げた「地域主権」を確立し、地方団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、地方交付税等地方財源の総額を確保すること。

また、「子ども手当」の創設、公立高校の実質無償化、自動車関連暫定税率の廃止など、地方が関係する新たな施策の決定に際しては、地方の意見を十分に聞くとともに、地方に新たな財政負担を生じさせないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、あて)

## 十五 国として直接地方の声を聴く仕組みを保障すること

### ことを求める意見書

地方の声を国政に伝える上で、地域住民の代表たる地方自治体の首長が、中央政府に対し陳情することは極めて重要な手段である。

政府・与党では窓口を民主党本部幹事長室に一元化した形式でのシステムづくりが進められている。これに対しては、地方自治体から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧の声が多くあがっている。原口一博総務大臣も「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることはあつてはならない」との趣旨の発言をしている。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望等を、立法府を構成する政党が一元化して受けることで、事実上、行政への窓口を閉ざすことは、県民利益を逸することであり、断固としてあつてはならない。さらには、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よつて、国におかれては、行政府として直接地方の声に耳

を傾け、しっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、あて）

## 十六 平成二十二年度予算の年内編成を求める意見書

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組み換えを明言している。

特に、行政刷新会議による事業仕分けでは、地方に何ら協議もないままに、これまで国が行っていた事業をいくつも地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示した。同会議の結論どおり、平成二十二年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

しかしながら、行政刷新会議が予算編成に対していかなる権限を持っているのか法的根拠もない。閣僚からも仕分け作業に対する異論もあり、事業仕分けの内容が来年度予算

にどのように反映されるのかは、全く不透明である。

地方自治体は新政権の予算編成を受け、年明けより速やかに二十二年度予算編成作業に着手し、国民生活・地域経済に影響を与えないよう適切な執行をしなければならぬ。しかし、現状では、政府の平成二十二年度予算編成に対する基本的な考えが明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よつて、政府におかれては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるように、平成二十二年度予算を年内に着実に編成することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、内閣官房長官、行政刷新担当大臣、あて）

## 十七 新たな防衛計画の大綱の速やかな策定を求める意見書

政府は十月二十日に行われた安全保障会議において、新たな防衛計画の大綱の策定を平成二十二年まで先送りす

ることを決定した。

鳩山由紀夫総理は北澤俊美防衛大臣の就任時に、新たな大綱を速やかに策定するよう指示を出したが、その後、方針を撤回した。現段階で、鳩山政権の安全保障に対する体系的な考え方は明らかになっていない。

現在の大綱は平成十六年に策定されたものである。それ以降、北朝鮮は核実験や大陸間弾道ミサイルの発射を行い、わが国の安全保障上、現実的な脅威となっている。また、中国による航空母艦の建造計画が進められるなど、北東アジアの安全保障環境は、現大綱が策定された平成十六年から大きく変化し、わが国は早急な対応が求められている。

また、自然災害への対応や、有事における国民保護など、防衛省・自衛隊の活動は国民生活と密接に関係している。防衛省・自衛隊の円滑な運用と、地方自治体との有機的な連携のためにも新大綱の策定は急務である。

よつて、政府においては、新たな防衛計画の大綱策定を先送りする決定を撤回し、早急に新大綱と新たな中期防衛力整備計画を策定し、国防に対する新政権の考えを内外に発表することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富夫

(内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、外務大臣、財務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、あて)

十八 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する

#### 意見書

政府・与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

わが国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作り工夫が必要であるが、永住外国人に対する地方参政権付与については、民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。

日本国憲法第十五条第一項においては、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また、第九十三条第二項においては、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成七年二月二十八日の最高裁判所判決では、「第九十三条第二項にいう住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相

当]であるとしている。

よつて、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ない。

したがつて、拙速な結論を出すことに強く反対し、永住外国人に対する地方参政権付与を断じて行うことのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

## 十九 国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革

### を求める意見書

地方分権の進展に対応し、地方公共団体が住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供していくためには、地方公務員が能力を最大限發揮し、地域の諸課題に取り組んでいくことができるようにすることが必要である。

このため地方公務員制度においても、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公

務員制度の改革に準じた改革を進める必要がある。

しかしながら、能力本位の任用制度の確立、新たな人事評価制度の構築、退職管理の適正の確保、不正な再就職あつせんに対する罰則の整備などを盛り込んだ地方公務員法改正案は、平成十九年の通常国会に提出され、継続審査となつてしたが、衆議院の解散に伴い廃案となつた。現状、国家公務員制度改革の法案は成立しているが、地方公務員制度の改革法案は未成立の状態である。

政府は公務員制度改革を政治主導で取り組む姿勢を明確にしているが、政治・行政の信頼回復のためには、地方公務員についても国家公務員と同様の改革を進めなければならない。また、ヤミ専従や不法な政治活動に取り組む地方公務員に対しても毅然たる態度で臨むことが必要である。能力本位で適材適所の任用や、能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇を実現し、真の地方分権に対応した質の高い政策形成能力を有する人材育成に取り組むためにも、国会及び政府におかれては、地方公務員法の改正に取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

## 二十 新成長戦略に関する早期の工程表の作成及び今後政策を推進するうえでの財政展望の明示を求める意見書

二〇一〇年度の一般会計当初予算案は、約九十二兆円と過去最大となり、税収(約三十七兆円)が国債発行額(約四十四兆円)を下回るという戦後初の逆転現象が生じた。また今後とも社会保障費が高齢化による自然増だけで毎年一兆円以上のペースで増える現状や、現政権が主張する子ども手当の支給・高校授業料の無償化・農業の個別所得補償や高速道路の無料化等の政策を勘案すると、今後更なる財源確保が必要となる。しかし、無駄削減・予算の組み替えや税外収入に頼るのも限界があり、十年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は、約八百六十二兆円になる見通しで大変危機的な状況にあるのが現状である。

また政府は、昨年十二月三十日に新成長戦略を策定し、成長率や失業率の目標を始め、「第三の道」を進むと宣言した。近年の景気低迷・円高そしてデフレ長期化の懸念を払拭するためにも、具体的な成長戦略によって国民の将来への「安

心」を構築しなければならない。よって、国においては、下記の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

一 新成長戦略の目標を達成するための工程表を早期に策定すること。その際、具体的な政策と財政展望を明確に示すこと。

二 今後政策を実現するうえでの財源確保の展望を示すこと。その際、高齢化が進む中で将来世代にツケを回すことのないよう財政健全化の道筋を付けること。

三 政府がリーダーシップを発揮し、マクロ的視点で戦略を示し、国民が雇用・社会保障などの将来に対し「安心」を抱くことができるよう努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議員 原 富夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

## 二十一 司法修習生に対する給費制の存続等を求める

## 意見書

平成十六年十二月の裁判所法の一部改正により、本年十一月一日から、国が司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）が廃止され、修習資金を貸与する制度へと移行することが予定されている。

しかしながら、この制度は法治国家日本の礎となるべき法曹人を育成しようとする国民の思いから成り立っており、事実、平成二十一年十一月に日本弁護士連合会が実施したアンケートによれば、回答した司法修習生の半数以上が法科大学院で奨学金等を利用し、その平均は三百十八万円、最高額は一千二百万円に上がっており、経済的に重い負担を強いられている状況が明らかとなった。

このような状況下で給費制が廃止されれば、まさに、同法の改正に際して国会附帯決議が指摘した、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招きかねない。

また、必ずしも法的紛争が増加していないにもかかわらず、法曹人口の大幅な拡大が行われてきた結果、司法修習を修了しても法曹として自立するために必要十分な仕事や経験を積む機会が確保されない者が生じるなど、法曹の質の維持・確保が懸念されている。

よって、国においては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修

習生の給費制を存続するとともに、法曹の質の維持・確保を図るため適正な法曹人口の検討を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十月二十日

群馬県議会議長 関 根 男

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、あて）

## 二十二 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

去る九月七日、尖閣諸島沖の日本領海内で、中国漁船衝突事件が発生し、那覇地方検察庁は九月二十四日、公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長を処分保留のまま釈放した。

「尖閣諸島は、日本固有の領土で領有権の問題は存在しない」というのが政府の見解である。過去の経緯を見ても中国や台湾が領有権について独自の主張を行うようになったのは、一九七〇年以降であり、それ以前ほどの国も異議を唱えたことはなかった。

しかし今回、中国人船長が逮捕されると、中国政府が関

僚級以上の交流停止や国連総会での日中首脳会談を見送り、さらに日本人四人の身柄を拘束するなどの事件も続き、中国人観光客の訪日中止など、日本の各種産業にも影響が出ていると言われている。

このような流れの中で、船長を釈放したことは「中国の圧力に屈した」との印象を与え、今後同様の事件に関しては、国内法に基づいて厳正に対処していく姿勢を貫かなければならない。また、このような結果は、国際社会にも誤ったメッセージを与え、今回の政府の対応は、国家主権に対する認識に疑問を抱かざるを得ず、極めて遺憾である。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現し、毅然とした外交姿勢を確立されるよう強く要請する。

#### 記

一 「尖閣諸島は日本固有の領土である」との態度を明確に中国及び諸外国に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。

二 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオの公表を含め、事実関係の解明に努めること。

三 政府は、検察当局の判断も含め、臨時国会の場で国民に対し説明責任を果たすこと。

四 中国からの謝罪や賠償の請求には応じず、日本が被った損害について賠償請求すること。

五 尖閣諸島の警備体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十月二十日

群馬県議会議員 関 根 園 男

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、あて)

#### 二十三 議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置

##### 付けの明確化等を求める意見書

地方分権をさらに推進するためには、地方政府における自治立法権を担う地方議会が住民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮する必要がある。特に、義務付け・枠付けの緩和などにより地方自治体の条例制定権が広がることに伴い、政策を提言し行政を監視する地方議会の役割と責任は益々大きなものとなる。

地方議会は、これまで議会活動の透明性の向上を図りながら、議会に与えられた機能を充実するため自己改革に努めてきた。今後とも地方議会は、住民の負託と信頼に応えるため、地域の実情に即した自主的な議会運営を目指すとともに、住民に対する説明責任を自覚し、自ら議会機能の



向上に努めなければならない。その上で、地方分権をさらに推し進めるためには、議会活動の自由度を高めつつ、地方政府における立法府にふさわしい法的権限を確立する必要がある。

また、議会を構成する地方議会議員が、本会議・委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするため、公選職としての地方議会議員の責務を法律上明記するとともに、専門化している都道府県議会議員の特性を踏まえて、議員の責務を果たすにふさわしい活動基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

さらに、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第十五条を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることも重要な課題である。

よつて、速やかに関係法律の改正を行い、地方政府における立法府にふさわしい地方議会の法的権限を確立するとともに、選挙制度の見直しを含め地方議会議員の活動基盤を強化するため、次の事項を実現するよう強く要請する。

一 地方自治法の抜本改正にあたっては、議会の権限を明確にするため、議会の立法権及び行政監視権を明示する基本規定を設けるとともに、会期制度のあり方など議会の活動・運営・組織に関する事項は条例及び会議規則に委ねること。

なお、専決処分や再議など長優位の制度は抜本的に見直すこと。

二 真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。

三 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。

四 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議会議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。

五 地方議会議員の活動基盤を強化するため、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見

直し、住民意思の把握や議員活動報告のための諸活動を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができ、ることを明確にすること。

六 住民意思を正しく議会意思に反映させるとともに地域の振興を図るため、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第十五条)を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十六日

群馬県議会議長 関 根 圀 男

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

#### 二十四 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の早期見直しを求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りについては、衆議院議員選挙区画定審議会が平成二十二年の国勢調査の結果に基づき、内閣総理大臣に見直しの勧告を行うこととしてゐる。

こうした中、いわゆる平成の大合併以後、群馬県では高崎

市をはじめ五市において、市の区域が複数の選挙区に分割されており、合併後の地域住民の一体感を著しく損ない、まちづくりには大きな影響を及ぼしかねない状況にある。

よつて、国においては、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と地域の実情を適切に反映する選挙の実施のため、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の見直しを早期に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十日

群馬県議会議長 関 根 圀 男

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、あて)

#### 二十五 震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

三月十一日に発災した東日本巨大地震・大津波被害からの本格的な復興は被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。わが国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながる。したがって一

刻も早い復興に向けて更なる補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発出することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、本格的な復興に向けた大規模な補正予算編成を八月に先送りすることは、一刻も早く復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災民の気持ちに背を向けるものである。

よつて、政府及び国会におかれては、今般の未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、早期に第二次補正予算を編成し成立を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月十日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、国家戦略担当大臣、あて)

## 二十六 津波対策推進法案の早期成立を求める意見書

三月十一日に、国内観測史上最大規模となるマグニチュード九・〇を記録する東北地方太平洋沖地震が起き、それに伴って発生した大規模な津波は広範囲において未曾有の

大惨事をもたらした。

とりわけ岩手、宮城、福島各県において被害が甚大であり、幾多の尊い人命が失われ、未だ多くの方々が行方不明となつている。特に犠牲となられた方のうち、津波により犠牲になられた方の割合が九二％とも言われている。また、地震とそれに続く津波により、福島県内の原子力発電所が壊滅的打撃を受け、電源喪失や電力不足による停電、農産物等における放射性物質の検出など、海のない本県においても、県民生活や産業活動に極めて大きな影響が生じている。

国会では平成二十二年の通常国会に、津波対策推進法案が議員立法により提出されたが、いまだに継続審議のままとなつている。同法案は「津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護し、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、津波対策を推進するに当たつての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定める必要がある」として、国や地方自治体による、一・津波に関する教育及び避難訓練の実施、二・「津波避難施設」の指定など施設の整備、三・ハザードマップ(危険区域図)の作成などを通じ、

想定される津波被害の範囲の周知、四、津波対策について国際協力の推進などを定めている。

東日本大震災による大きな津波被害を後世に伝え、津波から国民の生命・財産を守る決意を示すためにも、津波対策推進法案の早期成立は急務であり、今通常国会で成立を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十三年六月十日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、防災担当大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて）

## 二十七 尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る

### る体制整備を求める意見書

平成二十二年九月七日、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法操業を行っていた中国漁船が、海上保安庁の巡視船に体当たりするという重大事件が発生した。

また、本年八月二十四日には中国の漁業監視船二艘が尖閣諸島沖の日本領海内に侵入し、退去を求めた海上保安庁巡視船に「魚釣島その他の周辺諸島は中国固有の領土で

ある」と応答するなどの挑発的行為を行ってきた。このままでは、尖閣諸島周辺海域での中国漁船の違法操業が常態化し、我が国の領土・領海が危機に瀕することになる。

よつて国におかれては、我が国の領土及び領海と国民の生活と安全を守る見地から、次の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

一 尖閣諸島に関し、早急に諸般の現地調査を行うとともに、船舶の安全航行と漁民の安全操業のため、灯台の設置及び避難港の整備などに取り組むこと。

二 外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、我が国の漁場が奪われていることへの対策として、関係省庁による警備体制を強化するとともに、領海侵犯を取り締まり直ちに拿捕を可能とする関係法令の整備を図ること。

三 現在自衛隊には、平時において領土領海を守るべき法的根拠がないため、速やかに領域警備のための法制度を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外

務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、あて

## 第二項 企画部関係

### 一 群馬大学・埼玉大学の再編・統合に伴う群馬大学教育学部の存続に関する意見書

群馬大学教育学部は、永年にわたり本県における教員養成の中核として、本県の教育の発展や郷土に密着した教育の推進に多大な貢献をしてきたところである。

また、現在も多くの現職教員の研修・研究機関として重要な役割を果たすとともに教職を目指す県内の生徒の進学先として大きな存在であり、地域に根ざした教員養成機関として、県民の期待も大きいものがある。

群馬大学教育学部は、将来にわたり本県の教育文化の拠点としての役割を果たすことが一層期待されており、県民共通の財産である。

よつて、国におかれては、今後、両大学の再編・統合を検討するに当たり、教育学部の在り方について、広く県民や教育界、産業界等からの意見を十分に受け止め、慎重に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十八日

群馬県議会議長 岩 井 賢太郎

(内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、あて)

### 二 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和四十五年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、三次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、引き続き、人口減少と高齢化は過疎地域において特に顕著であり、公共交通機関の廃止・縮小、医師及び看護師等の不足などによる生活基盤の弱体化、耕作放棄地の増加、森林の荒廃や鳥獣被害の著しい増加などによる農林業を中核とした生産基盤の弱体化が一層進むなかで、多くの集落がその機能を低下させるだけでなく、消滅の危機に瀕しており、また、同様の問題が、やがて過疎自治体における基幹的な集落にも及びかねないなど、過疎地域は極めて深刻かつ緊急的な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、本県では特に首都圏に対して、食糧及び水資源を供給し、都市住民に自然環境とい

やしの場」を提供するとともに、森林の保全により地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と、豊かな環境・歴史・文化を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

都市・地方間の格差拡大や利害対立が問題となる中で、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成二十二年三月末をもって失効することとなるが、過疎地域が国民生活全体に対して果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、国家的な立場から総合的な過疎対策を講じ、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。過疎地域が、誰にとつても安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであり、引き続き過疎地域に対する取組みを充実強化することが必要である。

よつて、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものがある。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十月十日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、あて)

### 三 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では最長交付期間が三十年であり、交付対象発電施設の多くがまもなく交付期限を迎えることとなる。その場合、多数の関係市町村で交付金が終了または大幅な減額となり、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきで

ある。

よつて、国におかれては、平成二十二年度末をもって多くの交付対象発電施設が交付期限を迎える水力交付金について、過去三十年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成二十三年度以降は期限を設けない制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、あて)

#### 四 「新過疎法」の制定促進を求める意見書

過疎地域はわが国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしている。しかしながら、過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急激に進み、集落が消滅の危機に瀕するなど、わが国の

国土保全上、極めて深刻な状況に陥っている。

これまで四次にわたる過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきた。過疎地域の果たす多面的・公益的機能に鑑み、引き続き過疎地域に対する総合的な支援を継続する必要がある。

よつて、国会および政府におかれては、過疎対策を強力に推進するため、平成二十二年三月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」の後の「新過疎法」を制定し、以下の施策が実施されることを強く求める。

#### 記

一 「新過疎法」の制定にあつては、現行法の延長ではなく、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな過疎対策の理念を明確にすること。

二 「平成の大合併」を踏まえ、過疎地域の様々な特性を勘案した「人口密度」「森林率」などを加えた新たな指定要件・指定単位を設定すること。

三 過疎対策事業債の対象事業については地域の実情に合わせた要件緩和・弾力的運用を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、あて)

## 五 再生可能エネルギーの積極的推進と省エネルギー社会の構築を求める意見書

エネルギー基本計画は、国のエネルギー政策の基本的な方向性を示す重要な計画であるが、平成二十二年六月に二次改定された現行計画においては、エネルギーのベストミックスの中で原子力発電を基幹電源と位置づけ、二〇三〇年の総発電量のうち五〇%を原子力で賄うとしている。

しかし、東日本大震災及び福島第一原発事故を受けて、政府は現行計画を白紙から見直し、平成二四年夏を目途に新しいエネルギー基本計画を策定する方針を示し、現在その検討を行っているところである。

放射性物質による環境汚染や健康不安、農畜産物への影響など、現在も続く原発事故由来の様々な問題を鑑みるとき、今後の原発政策については、国民的議論のもと慎重な検討が必要である。また地球温暖化防止、エネルギーのリスク分散化の観点からも、新たな基本計画では再生可能エネルギーの積極的な推進を柱としながら、省エネルギー社会の構築を進めるべきである。そして、計画に実効性を持たせるた

めには、各種補助制度が必要である。

よつて政府及び国会におかれては、計画策定に当たつて再生可能エネルギーの積極的推進を図るとともに、下記項目への配慮を強く要望する。

### 記

- 一 電力確保の柱は、化石資源から再生可能エネルギーへと大きく舵を切ること。
  - 二 クリーンエネルギー導入に向けたガイドラインを策定し、補助や助成金等の制度を充実させること。
  - 三 関連産業の育成や技術開発に対する支援の拡充を図ること。
  - 四 家庭や個人商店などが行う節電対策について、各種支援策や補助金制度の枠の拡大を行うとともに、小電力発電設備の普及促進が進むよう支援制度の充実整備を図ること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)



### 第三項 生活文化部関係

#### 一 消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書

我が国の消費者政策は、昭和四十三年に制定された消費者保護基本法を基本的枠組みとして、展開されてきたところである。

近年、国際化・IT化の進展や規制改革の推進等により、消費生活は利便性、多様性が増した反面、消費者と事業者との情報力・交渉力等の格差が拡大している。また、消費者政策も、規制緩和等の進展に伴い、事前規制から市場メカニズムを重視した事後チェックへと重点を移しつつある。このように消費者を取り巻く環境が大きく変化する中で、消費者トラブルは増加・複雑化しており、また、食品の偽装表示事件等企業不祥事の続発は、事業者に対する消費者の信頼を著しく低下させた。

消費者・生活者重視の社会を実現し、消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができるようにするために、消費者政策を現在の経済社会にふさわしいものとして再構築することが必要である。

このため、昨年五月、国民生活審議会消費者政策部会は、二十一世紀にふさわしい消費者政策のグランドデザインを提示するため二十一世紀型の消費者政策の在り方につ

いての最終報告をとりまとめた。政府は、この報告を受け、昨年七月、消費者保護会議において、消費者保護基本法の見直し、公益通報者保護制度の整備、消費者団体訴訟制度の導入の検討及び消費者保護会議の改革を決定したところである。

消費者にとって安全・安心なくらしが保障される経済社会システムを実現するためには、消費者保護基本法を抜本的に見直すことが不可欠である。

よって、本県議会は、消費者保護基本法の見直しに当たっては、次の事項を実現することを強く要請する。

一 消費者・事業者間の情報力・交渉力等の格差を是正し、消費者問題に関する施策の充実につなげるため、国際的にも標準となつている「消費者の権利」を明記すること。

二 消費者被害を効果的に防止・救済しうる消費者団体訴訟制度を導入するために、導入の根拠となる規定を盛り込むこと。

三 消費者政策の推進体制に関する規定について、各省庁に対する勧告等を含め、消費者政策の総合的かつ一元的な体制を設けること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年三月十九日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、あて)

## 二 外国人住民に関する施策の確立を求める意見書

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人をはじめとして、多くの外国人住民が生活している。また、最近ではアジアを中心に、在留資格「研修」により来日する外国人も増加傾向にある。

こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化、定住化傾向が進んでおり、労働、社会保障、医療、教育等の分野での様々な課題が顕在化している。さらにこうした課題は昨今の厳しい経済環境のなか、一層深刻化している。

外国人住民が多く居住する地域においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方を理解し、安心して快適に暮らせる地域社会(多文化共生社会)づくりを推進していくため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるが、根本的には国における積極的な対応が肝要である。十一月二十六日に開催された「外国人集住都市会議おた二〇〇九」での国への緊急提言

は本県議会も賛同するものである。

よつて、国会及び政府に対し、以下の措置を講じられるよう強く要望する。

一 生活者としての外国人住民が自立し、日本人と同様に権利が尊重され義務の遂行を求められる「外国人受け入れ方針」を定めること。

二 外国人住民に関連する施策を総合的に企画・立案し、横断的に指導力を発揮出来るよう、省庁を再編し(仮称)外国人庁を設置すること。

三 地域を構成する一員である外国人住民を対象とした日本語教育の充実などの環境整備や制度改正を早急に行うこと。特に、外国人児童の就学を義務化するほか、外国人児童を受け入れる公立学校への十分な人的・財政的措置を行うとともに、外国人学校の法的位置づけを明確にすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、あて)

### 三 世界平和実現を求める意見書

核兵器の廃絶と世界の平和実現について、平和への願いや希望とともに、しっかりとした現実認識のもとに、国におかれては、下記事項の実現に努めることを強く要望する。

#### 記

一 非核三原則を堅持すること。

二 核兵器の廃絶は唯一の被爆国民である我々の悲願であり、人類は核の脅威から解放されていない。一方、国力を傾けて核兵器の開発を進めている国家がある事も忘れてはならず、核兵器削減交渉も大半が当事国の駆け引きに終始している現状を認識し、段階的な核軍縮を唱え、最終的な核兵器の廃絶を目指すこと。

三 日本国内で「反核」や「反戦」を叫ぶだけでなく、現在紛争の主な要因となつている貧困や飢餓、衛生状況の改善に対して援助することが、遠回りではあるが確実な世界平和実現への道である事を認識すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、あ  
て)

### 四 選択的夫婦別姓のための民法改正に反対する意見書

政府は、今国会において、結婚後も夫婦が別姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」を導入する民法改正案の提出を検討している。

元来、日本では婚姻と同時に夫婦が夫または妻の姓を名乗り、夫婦、家庭の一体感を培ってきた。

しかしながら、夫婦別姓制度が導入されることになれば、親子別姓をもたらし、家族の一体感や絆を損ねかねない懸念がある。

更に、夫婦別姓制度導入により、私たちの家庭・家族制度が変質すれば、祖先より子孫へというつながりを大切にする伝統的精神が、急速に失われていくことも憂慮される。こうしたことから、国においては、「選択的夫婦別姓制度」の導入には、慎重に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、あ  
て)

## 五 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める 意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割や責任が不明確・後退が危惧される。

もとより地方自治体の工夫・努力によつて消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかつたこともあり、消費者行政に関する地方自治体の意識や体制には格差が大きいのが現状である。加えて、地方自治体が担う消費者行政の業務には、国全体の利益のために行うものも多いが、現在の国からの財政支援は期間が限定されており、継続的かつ実効的な財政支援が求められている。

平成二十一年九月に消費者庁が設置され、消費者行政の一体化に向けての動きがあつた。国と地方がしっかりと連携して消費者行政のなご一層の充実に向けての好機であり、国は地方自治体がよりスムーズに消費者行政を強化できるよう、取り組みやすい制度設計の具体案を早期に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位や待遇も、業務の専門性に見合ったものとはなつていない。

よつて、国は下記事項に沿つて、速やかに地方消費者行政に対する支援を実施するよう強く要望する。

### 記

一 地方自治体の消費者行政の充実のため、恒久的な財政支援を行うこと。

二 全ての地方自治体が専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供することができるよう、消費生活相談窓口の一般的基準を提示するとともに、都道府県と市町村が連携して消費生活相談窓口を設置するための枠組みを構築し、小規模な自治体における消費生活相談窓口の充実に万全を図ること。

三 消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、消費生活相談員の専門性に見合った待遇が必要であり、より安定して勤務できる制度を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、あ

て)

## 六 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

平成二十二年度における消費者生活相談の件数は、全国で約八十九万件、本県でも約一万七千件と依然として高い水準が続いており、特にこれらの消費者被害は高齢者に比較的高額な被害が発生する傾向がある。

一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用・労力を要することから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣位にある消費者は、被害回復のための行動をとることが困難な現状である。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、できる限り消費者の請求権を束ねて訴訟追行ができるよう、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の案が、消費者庁において準備されている。

この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象に、手続き追行主体を内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定するとともに、訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で共通争点の審理を行い事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定して被害回復を図るという仕組みとなっている。

そのため、被害者である消費者にとつては、事業者の法的

責任が確定した段階で、特定適格消費者団体からの通知等に依じて被害回復を申し出ることと救済への道が開かれ、費用面での負担が低減されるという画期的な制度であるとともに、事業者にとつても、多数の消費者との間の紛争を効率的に解決できるメリットがある。

これまでの消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めていたが、損害金等の請求権を認めていなかったため、消費者被害の未然防止や拡大防止の効果は発揮されていたものの、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題を有していた。この制度案は、その課題に因應する点からも評価できるのである。

よつて、国においては、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第六項の趣旨に則り、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 一 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度を早期に創設すること。
- 二 同制度の実効性を確保する観点から、手続き追行主体となる特定適格消費者団体への財政的支援を含む、必要な支援を具体化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、あて)

### 七 拙速に新たな人権救済機関の設置を目的とする法律を制定しないよう求める意見書

現在、法務省は、新たな人権救済機関の設置等を規定した法案を国会に提出する意向を示している。

現状では、既に人権擁護事務にあたる法務局があり、人権擁護委員が人権侵害の被害者救済に従事していることなどで、年間約二万件発生している人権侵犯事件のほとんどが解決されており、新たな法整備は必要ないものと考ええる。

また、昨年八月に法務省政務三役名で公表された基本方針に基づき、十二月に公表された検討中の法案の概要では、「私人間においては、民法、刑法その他の人権に関わる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為が人権侵害となる。」としているが、違法行為か否かは、本来、中立公正な裁判所の審査を経て結論づけられるべきものであり、新たに機関を設置する必要はない。

さらには、その人権救済機関(人権委員会)を法務省の外局として、内閣の指揮監督を受けない強い権限を持つ国家

行政組織法第三条に基づく委員会とするとしているが、運用における問題は多くあり同委員会の安易な設置は認められるものではない。

よつて、国においては、十分な国民的議論を経ないまま拙速に新たな人権救済機関の設置を目的とする法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官、あて)

### 第四項 健康福祉部関係

#### 一 北朝鮮拉致事件の真相解明を求める意見書

九月十七日、小泉首相と北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の金正日総書記との初めての首脳会談が行われた。

日朝間の新しい歴史をつくる会談で、国交正常化に向けた日朝交渉の再開についての合意はなされたが、日本人拉致事件は発生以来二十数年が経過し、日本にとつては日朝国交正常化の前提としての最大の懸案事項であった。

北朝鮮による日本人拉致疑惑が、先の小泉首相訪朝により、国家元首たる金正日総書記から事実と認められ、政治的な謝罪を得たことは、一大成果であると認識する。しかし、残念ながら八人の方が死亡し、五人のみの生存と言う極めて衝撃的な情報が伝えられたわけである。

拉致された被害者のご家族の心中を察するに痛恨の極みであり、日本国民として強い憤りを覚えるものである。

金正日総書記は、この拉致事件について謝罪はしているものの、わが国の主権を侵害し、善良な国民を拉致するという犯行為は断じて許し難い行為である。

また、先般政府において公表された、拉致事件に関する政府調査団の調査結果については、北朝鮮側の説明には極めて不自然さが残ることとなり、なお一層疑惑が深まるものである。

よつて、国におかれては、北朝鮮との国交正常化交渉の中で、拉致問題の早期完全解決を願う国民の期待に応えて、毅然たる態度をもってこれにあたり、拉致被害者のさらなる拡大が懸念される問題も含め、事実関係の徹底した真相解明と公表、生存者の早期帰国、被害家族への補償要求などの措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十一日

群馬県議会議長 岩 井 賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国家公安委員長、警察庁長官、あて)

## 二 基礎年金の国庫負担割合の引き上げを求める意見書

少子高齢社会にあつて、公的年金制度を将来にわたつて安定的に維持していくことは、国民的な課題の一つである。

公的年金の保険料の増大は、国民年金における保険料の不払い者の増加や公的年金制度に対する国民の不安を招くことも懸念される。

公的年金制度に対する国民の不信や不安を払拭し、将来にわたつて安心できる制度とするためには、平成十二年に公布された国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の附則に規定されているとおり、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、制度基盤の安定化を図ることが必要である。

よつて、国においては、下記の施策を講じるよう強く要望する。

### 記

一 基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと

早急に引き上げること。

二 国庫負担引き上げに見合う分については、厚生年金及び国民年金等の保険料を引き下げること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十八日

群馬県議会議長 岩井賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、あて)

### 三 医薬品の一般小売店における販売に反対する意見書

政府は、平成十五年六月二十七日「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」を閣議決定したが、その中で経済活性化の観点から「医薬品の一般小売店における販売」を「医薬品販売体制の拡充」として取り上げている。

薬事法に基づく医薬品製造・販売等に係る諸規制は、過去の副作用被害事例等の反省の上に立って築き上げられたものであり、医薬品の品質、有効性及び安全性を確保し人の生命・健康を守るために不可欠な社会的規制である。国民の健康を犠牲にしてまでも、規制を緩和する考え方は断じて容認することはできない。

医薬品販売業者は、需要の多い医薬品だけでなく、希少な医薬品であっても、国民が適切に入手できるよう、その責任を果たしている。

超高齢社会を迎える我が国において、医薬品提供体制は国民の健康や安全をどのようなシステムで支えるかという視点で考えるべき問題であり、利便性や経済性を主に論議されるべきものではない。

「医薬品販売体制の拡充」について、国民の健康で安全な生活を守るといふ観点から、医学、薬学の専門家の意見を十分に尊重して検討するよう強く要請する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年十月七日

群馬県議会議長 高木政夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、規制改革担当大臣、あて)

### 四 年金給付額の据え置き等に関する意見書

少子高齢化が進み、経済の低迷が続いている中、高齢者世帯においては、公的年金だけが収入の全てという世帯も大変多くなっており、公的年金は老後生活を実質的に支える重要な制度である。



しかし、本年四月から実施された物価スライドによる年金額の引き下げに加え、低金利、介護保険料の負担及び医療費の一部負担の引き上げ等により年金の相対的価値は減少しており、高齢者の生活を圧迫している。

このような状況の中、政府関係審議会等において公的年金給付水準の引き下げ及び公的年金に対する課税の強化を図ることを検討しているとの報道がなされており、年金受給者の不安は一層増している。

ついで、厚生年金等公的年金で生活している者の安心かつ安定した生活に向け、国において、下記の施策を講じられるよう強く要望する。

#### 記

一 平成十六年度の年金改正にあたっては、年金給付額の引き下げを行わないこと。

二 物価スライドによる年金給付額の引き下げを二度と行わないこと。

三 国庫負担割合を引き上げ、現役世代の保険料負担の緩和及び年金に対する国民の不安を解消し、安定した年金制度を構築すること。

四 公的年金に対する課税強化を行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年十月七日

群馬県議会議長 高 木 政 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、あて)

五 拉致問題の早期解決のため毅然たる態度をもって交渉に臨むことを求める意見書

政府においては、北朝鮮による拉致被害者救出のために多大な努力を傾注し、地村さん、蓮池さん、曾我さんの家族の帰国に成功するという、大きな成果を挙げたところである。

しかしながら、横田めぐみさんをはじめとする日本政府認定の八名の拉致被害者について、北朝鮮は一方的に「死亡」とするのみで、真相はまったく明らかにされていない。

北朝鮮は、本年五月、再調査を約束したが、現在に至るまで誠意ある回答が示されていない。拉致問題の完全解決の道は、北朝鮮のかたくな隠蔽主義によつて固く閉ざされている。

この度における「特定失踪者問題調査会」によれば、二名の本県出身者が特定失踪者のリストに登録され、その家族は、現在も群馬県に在住していることから、もはや拉致問題は本県にとつても看過しえない課題となっている。

よつて、本県議会は、国に対して下記事項について強く要望する。

## 記

政府においては、対北朝鮮外交の基本方針として「対話と圧力」を打ち出しているが、北朝鮮との拉致問題解決に向けての交渉において、国や拉致被害者家族らが納得できる再調査結果が提出されるまで、毅然たる態度をもつて交渉にあたること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月十三日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、あて)

## 六 拉致問題の早期解決のため北朝鮮に対する経済制裁

### 裁発動を求める意見書

本県議会は、北朝鮮による拉致問題に対する政府の取り組みとその成果について敬意を表しつつも、去る十月十三日付けで、早期解決に向けて、毅然たる態度で交渉に臨むことを求める意見書を提出したところである。

しかしながら、先般の日朝実務者協議における北朝鮮側

の対応は、横田めぐみさんのものとして全く別人の遺骨を提出するなど、甚だ不誠実なものに終始したうえ、さらに自らの非を顧みず、我が国の対応を恫喝的な言辞をもって一方的に非難したことは、外交交渉上、到底許されないものと言わざるを得ない。

今回の北朝鮮による再調査結果が、「拉致問題の真相解明のために全面的に協力する」とする日朝平壤宣言の合意事項に反することは明白であり、国民の大多数は北朝鮮に対して厳格な対応をとることを求めている。

ついでに、国におかれては、引き続き北朝鮮と粘り強く交渉を進めるとともに、責任をもつて国民の安全を守ることを明確に示すため、北朝鮮に対して経済制裁を発動し、拉致問題の早期完全解決にあたられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十二月二十日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。あて)

## 七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の整備に関する意見書

する法律の整備に関する意見書

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律は、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、免許を受けなければならぬと規定している。

しかし、最近、これらの免許を持たない者があん摩、マッサージ、指圧などと類似する行為を業とする事例が増加しており、いづれ重大な事故を引き起こすことも懸念されるところである。

このことは、あん摩、マッサージ、指圧などの施術に対する国民の信用を失墜させるとともに、国民福祉の全体にわたつて大きな不安を国民に抱かせるおそれがある。

よつて、国においては、下記の施策を講じるよう強く要望する。

#### 記

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の改正等により、国家資格者の業務範囲の明確化、無資格者の取締りの徹底強化等に関して、法整備を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月十八日

群馬県議会議長 矢 口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大

臣、あて)

#### 八 社会保障制度の抜本改革を求める意見書

公的年金制度は国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、国民の最大の関心事となつている。

政府は公的年金制度改革を行うため、昨年、年金改革関連法案を提出し、参議院において六月五日に可決、成立した。

しかし、職業によつて加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なつていることや、年金制度に対する不信感による国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題も残されている。

現在、わが国の年金制度が抱える問題点や、介護・障害者サービスの決定、医療制度の改革など社会保障全体の抜本的改革を行うことが必要である。

よつて本議会は、国において国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

一 基礎年金制度の改革をはじめ各種年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急に実施すること。

二 子育て支援の充実、雇用政策、住宅政策などとの連携を十分に図ること。

三 国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月十八日

群馬県議会議長 矢 口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、あて)

#### 九 「医療制度改革」にあたって難病患者・長期慢性疾患

患者・障害者等の十分な医療環境を整えることを要望する意見書

政府・与党医療改革協議会は、「医療制度改革大綱」を昨年十二月一日に決定した。政府はこの大綱に基づき、二月十日「医療制度改革関連法案」を閣議決定し、現在開会中の国会に提出している。これらの改革は、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行など、医療制度をとりまく大きな環境の変化の下にあつて、国民皆保険を堅持し、将来にわたつて持続可能な医療制度を構築していくためのものとしてい

る。

しかし、原因不明、治療法未確立である難病の患者等にとつては、長期療養を余儀なくされ、身体的、精神的、経済的に負担の大きい生活をおくっているため、医療制度の改革に不安や不信感をつのらせる事態に及んでいる。

現在、わが国の医療保険制度が抱える問題点や、より質の高い医療を将来にわたつて提供できる医療保健システムを構築するなど抜本的改革を行うことが必要である。

よつて本議会は、国において難病患者等が、生涯にわたり安心、信頼して医療をうけながら暮らせる生活を保障するため、今回の「医療制度改革」にあつて、下記の事項について強く要望する。

#### 記

より質の高い持続した医療を必要とする難病患者・長期慢性疾患患者・障害者等が、十分な医療を受けられる環境を整えること。

以上のとおり、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年三月二十日

群馬県議会議長 中 村 紀 雄

(内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、あて)

#### 十 「臓器の移植に関する法律」の早期見直しを求める

## 意見書

平成九年七月十六日に「臓器の移植に関する法律」が制定され、移植によってしか病の回復が望めない患者とその家族に、希望と生きる勇気が与えられた。

しかしながら、現行法では多くの制限があり、国内で移植手術を受けられず、莫大な費用と時間をかけ、海外での移植手術に希望を託す患者も増大している。臓器移植を必要とする国内患者が、日本国内で移植医療を幅広く受けられるような措置を講じること、特に十五歳未満の子供にも心臓等の移植手術の機会を開くことや、家族の同意で臓器提供が出来るようにするなど、現行「臓器の移植に関する法律」の見直しを強く要望する。

なお、「臓器の移植に関する法律」には、「三年で必要な措置をとる」という附則があることに鑑み、早急な見直しを重ねて要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月九日

群馬県議会議長 大澤 正明

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、あて)

## 十一 国民皆保険制度を堅持し、憲法第二十五条に定

### める社会保障制度の推進を求める意見書

私たち国民は、国民皆保険制度の下に「誰でもいつでもどこでも」公平・平等に医療を受けることができる。

しかし、国では医療費削減の名のもとに医療制度改革関連法を成立させ、年金生活者(高齢者)を始め、国民に多くの負担を求め医療に格差が生じてきた。このことは、法の下の平等を阻害し社会保障制度が目指す「ゆりかごから墓場まで」の精神を反故にして老後の安全・安心なくらしを脅かすものである。

よって、国民が公平・平等な医療を享受し、安全で安心して生活を送れるよう、次の事項を強く要望する。

### 記

- 一、国民皆保険制度を堅持し国民医療を守る。
- 一、安心と安全が享受できる地域医療を実現する。
- 一、高齢者の負担を軽減し老後の生活を守る。
- 一、安心して医療を施せる診療報酬体系の改善を行う。
- 一、経済財政諮問会議に医療側代表者を参画させる。
- 一、株式会社への参入と混合診療の導入を阻止し、医療格差の解消を図る。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年六月二十一日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、あて)

## 十二 医療における控除対象外消費税を解消すること を求める意見書

医療における控除対象外消費税に対しては、平成元年の消費税導入時と平成九年の消費税率引き上げ時に、診療報酬に「補填」の上乗せが行われ、現在の上乗せ合計一・五三%を以て医療機関をめぐる消費税の問題は解決済みとされてきた。

しかし、その後の診療報酬改定で、項目が包括化されたりマイナス改定されるなどして上乗せが曖昧になっており、補填されていないと考えるべきものが多数ある。

医療機器・病院用建物等の取得の際に負担する控除対象外消費税は多額となり、これが医業経営の安定、病院施設・設備の近代化への隘路となっている。更にこの負担によって地域の医療機関が破綻する懸念も高まってきており、地域医療の崩壊が危惧されている。

よつて、今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬等の消費税非課税措置について

も、次のとおり特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

一 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改める。

二 上記一実現までの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産について、税額控除又は特別償却を認める措置を創設する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、あて)

## 十三 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める

意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感・疲労感等の様々な症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原

因として注目されている。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦勞もはかり知れなかった。

近年、この病気に對する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らにより新しい診断法・治療法（ブラッド・パッチ療法など）の有用性が報告されている。そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に關して本格的な検討を行う機運が生まれつつある。長年苦しんできた患者にとつてこのことは大きな光明となつてゐる。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く患者数など実態も明らかになつていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦勞を強いられている。

よつて政府は、以上の現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の研究・治療等を更に推進するため、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

一 交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に對する相談及び支援の体制を確立すること。

二 脳脊髄液減少症について更に研究を推進するとともに、診断法及びブラッド・パッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。

三 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッド・パッチ療法等の新しい治療法に對して早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

（衆議院議長、參議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、あて）

#### 十四 国民医療を守る意見書

我が国では、四十八年余に及ぶ「国民皆保険制度」の下に「誰もが・いつでも・どこでも」公平・平等に安心して医療を受けることができる。しかし、度重なる医療費の削減で、医師・看護師等の不足を招き、病床数や診療科が削減され、地域医療は瀕死の状況にある。

よつて、国民皆保険制度を堅持し、社会保障制度の充実につながる制度改正を行い、国民が安全で質の高い医療を公平に受けられる社会が構築されるよう、次の事項を強く要

望する。

## 記

一、国民の生命と健康を守るため、必要な財源を確保する。

一、社会保障の理念に基づいた国民皆保険制度を堅持する。

一、医療費の患者負担を軽減し、医療格差の解消を図る。

一、高齢者のための療養施設を十分確保する。

一、高齢者の受診の機会を奪わない。

一、医師、看護師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、あて)

## 十五 国立ハンセン病療養所栗生楽泉園の医療・福祉の

充実と、「ハンセン病問題基本法」を制定し、国立ハン

セン病療養所の地域への開放を求める意見書

一九九六年、第三百三十六通常国会で、「らい予防法の廃止

に関する法律」が成立・施行され、十一年余が経過した。しかし、強制隔離を骨格とする人権侵害のらい予防法によるハンセン病の苦難の歴史は今もなお消し去ることはできない。らい予防法廃止にあたって、衆参両院で全会一致で採択された国会決議では、政府に対して高齢化・後遺障害等の実態を踏まえて医療・福祉に万全を期すこと、正しい知識の普及と啓発活動など差別・偏見の解消に一層努力することなどを求めている。

また、厚生労働副大臣を座長とする「ハンセン病問題対策協議会」では、厚生労働省は「十三の国立ハンセン病療養所入所者が在園を希望する場合には、その意志に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色ない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努める」とを確認している。

しかし、「らい予防法の廃止に関する法律」を根拠とする現在の国のハンセン病施策では、ハンセン病療養所を地域・国民に広く開放することなく、入所者が毎年減少する中、ハンセン病療養所施設長などが二〇〇六年四月にまとめた「国立ハンセン病療養所の将来状況と対策の研究」では、統廃合を示唆するような報告も出される状況となっている。

入所者の平均年齢は七九歳を超え、高齢化、障害の重度



・重複化に対応した医療・看護・介護体制の拡充は急務の課題であり、国はハンセン病療養所入所者の方々に十分な医療・生活を保障する責任がある。

また、医療・福祉の拡充は国民の最も切実な要求である。ハンセン病療養所を地域に開かれた施設として存続・発展させることは地域住民・職員の願いであり、そのことが入所者の医療・生活権を最後の一人まで保障することにもなる。

「らい予防法の廃止に関する法律」を廃止し、「ハンセン病問題基本法(仮称)」を新たに制定し、ハンセン病療養所を広く国民に開放するとともに、国会決議に基づいて医療・福祉を拡充するよう下記事項を強く要望する。

#### 記

一 ハンセン病問題の眞の解決を図るため、「ハンセン病問題基本法(仮称)」を制定する。

二 療養所の将来のあり方については、入所者・職員・地域住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設として広く発展・開放させる。

三 ハンセン病療養所の医療・看護・介護体制の強化を図る。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、あて)

#### 十六 若年認知症対策に関する意見書

現在、六十五歳未満で発症する若年認知症の患者は全国で十万人存在していると言われている。しかも、ストレス社会を背景として、今後ますます増加することは、多くの医療関係者等の見方である。

若年期であるが故に、問題は複雑であり多岐にわたっている。しかも、若年期とはいえ、誰一人、認知症にならないという保証はなく、いつ、誰が、どこで発症するかわからないだけに事態は深刻である。また、発症後には的確なケアも受けられず退職を余儀なくされ、経済的破綻や家庭崩壊、子どもへの教育への影響、介護疲れによる悲惨な事件の発生、介護保険制度の不備、かかりつけ医の知識不足や専門医不足等、課題は山積している。

よって、的確な医療体制の確立をはじめ、介護や施設対応の改善を実現し、患者と家族が安息な日々を過ごせるよう、下記事項について強く要望する。

#### 記

一 若年認知症対策については、国民の健康生活を維持・確保するという観点から重要課題として取り組むこと。

二 若年認知症対策は、世界各国の共通課題となつている。よつて、国際協力体制を確立し、「医療」「介護」「施設」の改善を図ること。

三 抗認知症薬の研究・開発・実用化については、喫緊の課題である。患者及び家族の期待は計り知れないものがある。したがつて、早期に実用化を図ること。

四 認知症専門医の確保と質の向上を図ること。

五 かかりつけ医による認知症に対する診療体制を確立すること。

六 国・都道府県・市町村及び医療機関が連携して、若年認知症に関する認識を広め、早期発見、早期治療体制を確立すること。

七 経済的破綻による家族崩壊を防止するため、企業の社会的認識を広め、就労支援策を講じること。

八 介護保険制度の改善や社会福祉制度の適用を拡大し、適切なサービスを拡充すること。

九 若年認知症者の問題行動によつて子どもが窮地に立たされ家庭崩壊や不登校といった状況を引き起こしているため、子どもの養育やケアについて積極的に支援すること。

十 若年認知症対応モデル施設の設置を図ること。

十一 若年認知症者が地域で適切かつ継続的な医療が受

けられるように、病・病連携、病・診連携等地域医療連携の推進を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年六月十二日

群馬県議会議長 腰 塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、あて)

十七 重粒子線治療に対する早期の健康保険適用を求め  
める意見書

がんは、本県はもちろん我が国全体においても死亡原因の第一位であり、県内で年間約五千人、全国では年間三十万人以上の国民が亡くなつており、がんによる死亡者数は、高齢化の進行と合わせて今後とも増加していくものと推測されている。

このため国では、平成十九年四月に施行されたがん対策基本法に基づき、同年六月、がん対策推進基本計画を閣議決定し、放射線療法・化学療法の推進やがん登録の推進等を重点課題としてがん対策に取り組んでおり、本県においても、本年三月、群馬県がん対策推進計画を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図つているところである。

こうした中で、第三次対がん十か年総合戦略において戦略目標に掲げられている粒子線治療に関し、重粒子線治療については放射線医学総合研究所と兵庫県立粒子線センターの二か所ですでに稼働して、適応となるがんの種類等に限定はあるものの、その高い治療効果が報告されている。現在本県においても、群馬大学と共同して小型重粒子線照射施設を整備を進めており、今後他県においてもその設置が進むものと見込まれている。

しかし、この重粒子線治療については、保険診療との併用は認められるものの先進医療としての位置づけにとどまり、先進医療部分で必要となる多額の費用はすべて自己負担とされている。

よつて、すでに優れた実績が認められている重粒子線治療については、より多くの国民がその恩恵を享受できることが求められるものであり、早期に健康保険を適用されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十月十日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、あて)

## 十八 介護従事者確保に関する意見書

我が国は、二十一世紀の半ばには国民の三人に一人以上が六十五歳以上の高齢者になると予想されており、世界にも例を見ない超高齢社会を迎えようとしている。そして、高齢者の増加に伴い介護を必要とする方々が増加しており、その対策として、社会全体で高齢者介護を支える介護保険制度という仕組みが創設されたところである。

この介護保険制度において、指定介護老人福祉施設については、介護保険サービスを提供する中核的施設として、在宅で介護を行うことが困難な高齢者に対し、手厚い介護サービスを提供してきたところである。しかし現在、介護現場は厳しい状況にさらされているのが現状であり、とりわけ介護人材の確保が非常に困難な状況になっている。この原因の一つとして、介護報酬の切り下げなどにより施設の経営が厳しくなっており、介護職員の処遇改善を図ることが難しいと指摘されているところである。

ついでには、将来にわたり良質な介護サービスの提供を図るため、下記事項について実現するよう要請する。

記

- 一 利用者本位の良質なサービスを提供するため、介護の専門性・重要性に見合った賃金水準が確保されるよう「介護報酬設定基準」を定め、それを明らかにすること。

二 当面の対策として、来年度実施される介護報酬の改定にあたっては、介護サービス従事者給与と民間企業従事者との格差是正について十分に配慮すること。

三 国民の誰もが、高齢になっても安心して暮らせるためには、介護を担う人材の確保が重要なことから介護人材の地位向上などの対策に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十月十日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、あて)

### 十九 地域医療の堅持に関する意見書

急速に進む少子・高齢化、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師の不足及び偏在や看護師をはじめとした医療スタッフの不足の解消が大きな課題となっている。

国においては、医師確保対策等、一定の財政措置や「五つの安心プラン」によって地域医療とその担い手に対する支援策を公表しているが、地域医療サービスや医療財政の確保は喫緊の課題となっている。現在、各地方公共団体において

公立病院改革プランの策定作業が進められているが、へき地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療など、いわゆる不採算医療といわれる分野への医療提供に関わる公立病院の存続と医療サービスの継続的提供が地域にとって生命線とも言える重要な課題となっている。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、住民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、地方公共団体の責務となっている。

ついでには、地域住民が良質な医療を安心して継続的に受けられるよう、次の事項を強く要望する。

#### 記

一 地域医療を守るための適切な医療財源の確保を図ること。

二 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、予算措置を講じること。

三 「公立病院改革プラン」の策定については、地域住民が安心して身近で継続的に医療サービスを受けられるよう、住民・利用者・医療関係者等の意見を十分に踏まえて策定・実施が図られるよう支援すること。また策定に関し、地域医療の後退を招くことの無いよう、医療機能の維持・強化を前提とし、必要な予算措置を行うこと。

四 地域医療支援病院の機能を十分に發揮するため、地域の医療機関との連携強化を図ること。なお、地域住民に対するより一層の理解を深めるために尽力するとともに、医療従事者への教育・研修を実施し、知識・技術力の向上に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十月十日

群馬県議会議長 塚 塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、あて)

## 二十 北朝鮮による日本人拉致問題の解決のための経済制裁の延長等を求める意見書

北朝鮮は、昨年六月の日朝実務者協議において約束した拉致被害者の再調査について、その後何ら動きを見せておらず、拉致問題は大きな進展がみられない状態である。

一方、昨年十月に米国による北朝鮮のテロ支援国家指定が解除されたことは、拉致問題の解決に大きな影響を及ぼしている。

国は、北朝鮮籍船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止措置を行っているが、その期限が四月十

三日に到来することから、引き続き、経済制裁を延長して北朝鮮に対して圧力をかけることが不可欠であると考える。

今般、ヒラリー・クリントン米国務長官が北朝鮮による日本人拉致被害者の家族と面会し、拉致問題に対して理解を示したが、日本人拉致被害者を一日も早く救出するためには、米国や韓国をはじめ、国際社会に対して強い支持と協力を求め、国際社会と協調して圧力をかけていくことが必要である。

今後、国においては拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化するとともに、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて、経済制裁を含めた積極的な行動を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月十八日

群馬県議会議長 塚 塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣、あて)

## 二十一 網膜色素変性症の治療法確立等を求める意見書

網膜色素変性症は、視野狭窄、夜盲、視力低下を主な症状とする進行性の眼の病で、現在その治療法がまだ確立されておらず、平成八年一月に国の特定疾患治療研究事業に指定された眼の難病である。一般には人生半ばにして発症し、中途視覚障害者になるケースは少なくない。症状の程度は患者それぞれ千差万別ではあるが、進行性ということ、失明に至ることも少なくなく、患者は不安と恐怖に怯える毎日であるのが実態である。この病に苦しむ患者は全国に三万人〜五万人いると言われ、群馬県においては、特定疾患医療給付受給者だけでも三百九十四名(平成二十一年三月末現在)を数え、この数も年々増加の傾向にある。眼に不自由を来すと、職を失い、生活を脅かす結果となり、幸せであるべき家庭の崩壊に陥ることも多々見られる。

研究も大分進んできているが、更に実のあるものとなって治療法を確立するためには、今、確固たる政策が必要である。

以上のような状況から、この網膜色素変性症の治療法確立が急務不可欠のものとして、下記事項について実施するよう強く要望する。

記

一 網膜色素変性症の治療法確立に向けて、この治療研究に携わる医療関係者に対し、研究助成を十分に行うな

ど、取り組みを強力に推進すること。

二 更に、網膜色素変性症患者のQOL(生活の質)の向上を進めるため、支援策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、あて)

## 二十二 保育制度に関する意見書

質の高い保育環境を維持するためには、保育所に係わる最低基準が堅持されるとともに、子育て世代のニーズに合った保育サービスの充実を図ることが必要である。

よって、国におかれては、下記の事項の実現に努めることを強く要望する。

記

一 子どもたちの安全を保障するため、現行の保育所最低基準が堅持されるよう、国の責任において対策を講じること。

二 国の責任の下、児童福祉の原則を踏まえた保育の質の確保に努め、保育所の拡充等を図り、仕事と子育ての両

立ができる社会の実現に取り組むこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、あて)

## 二十三 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成二十二年度予算案に、中学卒業まで一人あたり月一万三千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれた。給付費総額は二兆二千五百五十四億円となり、平成二十三年年度以降は子ども一人あたり月二万六千円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となる。また二十二年度は児童手当との併給であるため、地方・事業主負担も求められることとなった。このため、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されたほか、一部の町村では地方負担を予算計上しない動きもあるなど、実際に支給できるのか懸念される。また、各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よつて、国においては、下記の事項に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

一 平成二十三年以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。

平成二十二年予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。

二 子ども手当によつて目指す国の中期ビジョンと平成二十三年以降の子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。

三 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。

四 平成二十三年以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、国家戦

略担当大臣、あて)

## 二十四 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

政府は平成二十二年度予算から導入した子ども手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、二十二年度予算では「暫定措置」として地方負担約六千億円が盛り込まれた。

本来、全額国庫負担が原則だった子ども手当について、原口一博前総務大臣は、地方負担を二十三年度以降は継続しないことを明確にしていたにもかかわらず、現政権は来年度以降も引き続き地方負担を求める考えを示している。

子育て支援は地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が担当すべきであり、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきである。

については、下記事項について強く要望する。

### 記

一 平成二十三年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。

二 子ども手当によって目指す国の中長期ビジョンと平成二十三年度以降の子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得

られる内容とすること。

三 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。

四 平成二十三年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十六日

群馬県議会議員 関 根 岡 男

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

## 二十五 特定疾患医療給付継続申請手続きの簡素化を

### 求める意見書

現在、特定疾患治療研究対象疾患として五十六疾患が認定(群馬県内では平成二十二年三月末現在一万八百六十六名)されており、特定疾患医療給付制度は難病患者にとつて有効な制度である。しかし、認定患者には年に一度非常に複雑な継続申請書類の提出が義務付けられており、それに伴う患者自身の負担は大変大きなものがある。また、



平成二十一年度からの高額療養費制度の変更によって、都道府県や各保険者の事務量増加にもつながっている現状である。

については、当該書類の提出は三年以上に一度程度で十分であると思われることから、特定疾患医療給付継続申請手続きの簡素化について強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十日

群馬県議会議長 関 根 罔 男

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、あて)

## 二十六 介護職員等の処遇改善のための措置を求める

### 意見書

高齢化の進展に伴い介護ニーズが増大する中で、サービスの提供を担う介護人材を確保することは重要な課題であるが、低賃金等を理由とする離職者の増加や、新たに介護職を希望する者の減少により、深刻な人材不足の状況が続いている。

国は、介護職員の処遇改善に取り組むことを目的に、平成二十三年度末までの三年間の時限事業により介護職員

処遇改善交付金制度を実施しているが、今後の高齢社会を支える雇用を維持するためには、介護職員の処遇改善を今後も継続実施していく必要がある。

また、この交付金制度は介護職員のみを対象とし、事務職や看護職、調理職等の職員は対象外としているが、さまざまな職員のチームワークで施設運営が成り立っていることから、すべての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきである。

よつて、国においては、平成二十四年度介護報酬改定に当たつては、介護従事者全般の処遇改善に繋がるよう、基本部分の改定を行われたい。

また、介護報酬改定による処遇改善を行わない場合には、介護職員処遇改善交付金制度を来年度以降も継続実施するとともに、弾力的運用ができるよう交付要綱の一部見直しを図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、あて)

## 二十七 環太平洋経済連携協定(TPP)・医療分野に関する意見書

群馬県議会は、平成二十二年十一月定例会において、「環太平洋経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書」を全会一致をもって可決した。

この意見書は、国会における十分な議論、各分野における適切な国内対策の実施、農業に対する十分な対応などを国に求めたものである。

しかし、去る十一月十一日、民主党政権は、地方の声を無視した形で、TPPについて「交渉参加に向けて関係国と協議に入る」ことを表明し、翌十二日からのAPEC首脳会議の場で関係国に伝えたところであり、このような対応に群馬県議会は断固抗議するものである。

また、首相は「国益を最大限に実現するため、全力を尽くす」と意義を強調するとともに、「医療制度や美しい農村は断固として守り抜く」と語ったが、既に政府は「TPP交渉において、今後、混合診療の全面解禁が議論される可能性は排除されない」との見解を明らかにしている。

今後、もしも混合診療全面解禁が実現されれば、世界に冠たる国民皆保険制度が維持してきた「いつでも、どこでも、だれでも」の基本理念のうち、とりわけ重要な「だれでも」、即ち「経済格差によらない医療提供の平等性」を崩壊させる

ことが懸念されるなど、制度の堅持は国民的課題である。よって、下記事項のとおり強く要望する。

### 記

一 国民皆保険制度を堅持すること。  
二 混合診療全面解禁の要望に対しては断固拒否すること。

三 医療の営利産業化を阻止すること。  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十六日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

## 二十八 「受診時定額負担金」制度の導入に反対する意見書

去る六月三十日、政府は「社会保障・税一体改革成案」の中で「受診時定額負担制度」の導入を打ち出したが、この制度は、高額療養費の負担軽減の財政確保のため、初再診時に一定の定額負担を患者に求めるものである。

本来、高額療養費制度は、財源が不足する場合は税財源(公費)や保険料により対応すべきものであり、病人の負

## める意見書

担によつて病人を支えることは絶対にあつてはならないことであるとともに、二〇〇三年に社会保険の本人窓口負担が二割から三割に引き上げられた際の改正法に、「保険給付は将来にわたり七割を維持する」と附則に明記されていることから、今回の『受診時の定額負担』はそれに反することとなる。また、定額負担が百円に留まらず、五百円、千円に引き上げられることが過去の例により危惧される。

さらには、患者にこれ以上の負担を強いることは、特に受診回数が多い高齢者等の受診抑制へとながり、症状の重篤化など健康被害を招くことも懸念される。

ついで、世界に冠たる国民皆保険制度を将来にわたり堅持するためにも、「受診時定額負担金」制度を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十六日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣、あて)

二十九 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に三十年以上の歳月が経過しており、この間、内閣において拉致問題対策本部が設置され、一体的な取り組みが進められたことで、小泉総理(当時)訪朝時に五人の拉致被害者とその家族の帰国が実現したものの、いまだその他の政府認定の拉致被害者や拉致された可能性がある方々の消息がつかめていないのが現状である。

しかも、問題の解決に向けた具体策は何も示されず進展も見られない状況であり、拉致被害者との一刻も早い再会を待ちわびている家族の方々の心情は、察するに余りあるものがある。

北朝鮮による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であるとともに、我が国に対する主権侵害でもあり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

よつて、国においては、北朝鮮による人権侵害を一層広く世界に訴えるとともに、引き続き制裁措置を維持し、また、強固な国際連携の下に北朝鮮政府に対し、小泉総理(当時)訪朝時に日朝両政府間で合意した「日朝平壤宣言」に基づく六カ国協議の再開と、早期の拉致被害者再調査実施を求め、全ての拉致被害者の一日も早い帰国が実現できるように、拉致問題の解決に向けて全力で取り組むことを強

く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣、あて)

### 三十 福祉医療制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の削減措置の廃止を求める意見書

現在、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、子ども、重度心身障害者、母子世帯等の医療費の自己負担分を補助する地方単独の医療費助成制度(福祉医療制度)が、全国の地方自治体で実施されている。

しかしながら、国は、このような医療費助成制度において、医療機関の窓口で自己負担分の減額を行うこと(現物給付)が「安易な受診の助長につながる」として、現物給付を導入している自治体に対し、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティーを講じている。このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の努力や独自性を阻害するものであり、地方の意志を軽視する国の姿勢に強く抗議するものである。

また、群馬県においては、平成二十一年十月以降、県と市町村とが連携して中学卒業までの子どもの医療費無料化を全国に先駆けて実現することで、子育て環境の充実に大きな役割を果たすとともに少子化対策としての効果も期待できるものとなっている。また、削減額の約三分の二は重度心身障害者に対する給付に伴うものであり、社会的弱者を支援するという地域福祉向上の観点からも現行の措置がそのまま維持されることは断じて見過ごすことができない。

よって、国においては、地方単独の医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、現物給付による医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、あて)

### 三十一 年金制度抜本改革の全体像を明らかにすることを求める意見書

企業年金などを預かり運用していた投資顧問会社「AI

「投資顧問」が業務停止となり、八十八万人もの加入・受給者に影響が及ぶものと懸念されている。

しかし、今日の日本においては、老後を支える年金制度が、先々、不透明であることは周知の事実である。政府は、国民負担軽減のための国庫負担増と表しているが、国庫負担金といえども原資は税であり、結局は国民が負担していることに何ら変わりがない。

政府は、国民に示したマニフェストの実行についてどう考へ、責任を取るつもりなのか、未だに全体像はおろか党内世論さえまとめられていないという、まさに無責任のそしりは免れない。また、年金制度の議論の過程が国民の政治に対する失望感の拡がりの要因となっている。

国民生活にとって必要不可欠な年金制度の抜本的解決については、政局や与野党の垣根はなく、一日も早く本格的な議論を開始して、国政に対する国民の信頼、生活の安心を取り戻す一歩とすべきであり、そのためにも、政府与党の責任において、早期に「年金制度抜本改革の全体像」を公表しなければならぬ。

よつて、群馬県議会は、政府に対して年金制度抜本改革の全体像を明らかにするよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、あて)

### 三十二 介護報酬改定の見直しに関する意見書

本県では、特別養護老人ホームの整備に当たり、地域の実情や利用者の要望を踏まえ、ユニット型個室と併せて従来型多床室の整備も進めているところであるが、平成二十四年度の介護報酬改定における特別養護老人ホームの報酬については、ユニット型個室と比較して既存の多床室や新設の多床室の報酬を大幅に引き下げることが予定されている。

本来、介護報酬の設定は介護の時間で評価すべきものであり、個室が多床室かで差をつけるべきものではない。

また、ユニット型個室は利用者負担が大きく、所得の低い利用者のためには、なるべく安い費用で入居できる多床室を整備すべきであるとともに、特に多床室を主体に運営している事業者にとっては、報酬減額によつて経営が不安定になることも懸念されることである。

さらには、公益性の高い社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームは、地域の実情により整備されるべきものであり、地方分権一括法に伴う改正省令において参酌すべき

基準とされたにもかかわらず、介護報酬の差をつけることによりユニット型個室へ政策誘導することは、地域の実情に  
応じて、施設の基準を条例で定めるといふ理念に反するも  
のである。

このように、利用者の選択を制限するだけでなく、事業者  
の経営状態を悪化させ、介護職員の雇用をも不安定にする  
おそれのある介護報酬の改定は大変遺憾であると言わざる  
を得ない。

よつて、国においては、介護報酬の設定について地域の実情  
に鑑み早期に見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提  
出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大  
臣、内閣官房長官、あて)

## 第五項 環境森林部関係

### 一 一般林政予算の拡充を求める意見書

森林に対する国民の要請は、従来からの木材供給や水資  
源のかん養、国土の保全をはじめ、保健保養や文化・教育的

な利用、更には動植物の生態系維持など、多様化・高度化  
の一途をたどっている。

更に近年では、地球温暖化防止に果たす二酸化炭素吸  
収源としての役割が注目を集めており、「気候変動に関する  
国際連合枠組条約」による京都議定書の達成に向け、持続  
可能な森林の整備が求められている。

しかし、今日、我が国の森林・林業を取り巻く状況は、外  
材の大量輸入や住宅建築様式の変化の中で、木材需要の  
減少や価格の低迷、林業労働者の減少・高齢化が進んでお  
り、「管理の行き届かない森林」の増加や木材関連業界の弱  
体化、農山村の地域振興にも影響を与えることが懸念され  
ている。

こうした状況の中、昨年六月、第百五十一回通常国会に  
おいて「森林の有する多面的機能の發揮」や「林業の持続的  
かつ健全な発展」を基本理念に、改正「森林・林業基本法」が  
成立し、十月にはその具体的取り組み目標となる「森林・林  
業基本計画」が策定されたところであり、今後は、この実現  
に向け関係者一体となった取り組みが求められていることは  
言うまでもない。

ついでには、森林を国民的財産として守り育てていくという  
視点から、国において下記事項について必要な対策を講ずる  
よう強く要望する。

一 新たな森林・林業基本計画に基づく、望ましい森林資源充実のための森林施業推進に向け、各種補助事業の充実に加え、地球温暖化対策推進法等に基づく新たな森林整備への支援策を講ずること。

二 公共事業・公共施設における地域材の活用促進を図るため、関係省庁の枠を越えてその推進を図ること。

三 森林整備の推進のためには、担い手となる山村地域の林業労働者の確保が極めて重要となっており、緊急地域雇用特別交付金事業とも併せ、働く環境の整備を図りつつ恒常的な林業労働力確保に向け必要な予算措置を講ずること。

四 間伐実行率を高め地方財政の軽減を図るため、事業対象林分の拡大や事業費負担割合の見直しなどの事業充実を図ること。また、間伐材の利用についても、木質バイオマスをエネルギーへの利用や公共工事への積極的利用等その促進に向け必要な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年六月十七日

群馬県議会議長 岩井賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財

務大臣、農林水産大臣、林野庁長官、あて)

二 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

我が国の森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、良質な水の安定的な確保など、豊かな国民生活を送る上で欠くことのできない多様な機能を有している。

特に、近年では、地球温暖化の主たる要因である二酸化炭素の吸収源として重要な役割が期待されている。

地球温暖化対策については、京都議定書に定める我が国の温室効果ガス削減目標六%のうち、三・九%を森林による吸収量で確保することとしており、削減約束の達成には森林の健全な育成が不可欠なものとなっている。

しかしながら、我が国の森林整備を担う林業は、木材価格の長期的な低迷等により採算性が悪化し、必要な間伐などの手入れや植林がされず、このままでは吸収量の確保を含め、森林の有する多面的機能が大幅に減退するおそれがある。

適切な森林整備は、木材の利用を通じて森林・林業の活性化を図るとともに、山村地域の振興にもつながるものである。このため、森林吸収源対策の着実な推進は極めて重要な政策課題である。

よつて、国におかれては、吸収源対策としての森林整備を強力に進めるため、温暖化対策税の創設を図り、その税収の活用目的に森林整備・保全を位置づけるよう地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年三月十九日

群馬県議会議長 矢 口 昇

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、あて）

### 三 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書

我が国は、その面積の約七割が山である。国民は、豊かな森林を持つ山からたくさんの恩恵を受け、その中で古来より生活を営み、文化を育んできた。

山は、生命を守り育む場所であり、環境の骨幹を担っている。国土の保全、水源の涵養はもとより、憩いや癒しの空間に加え、地球温暖化の主因である二酸化炭素の吸収源の役割を担うなど、安全で快適な生活確保に貢献している。

しかしながら、今日、山では森林整備を担う人材の不足、里では人々の理解不足によつて、山が荒れ、その公益的な機能が失われようとしていることは看過できない。

県土の六七％を森林が占める本県は、全国植樹祭の理念を引き継ぎ、群馬県植樹祭などを通じ、県民総参加の森林

・緑づくりを実践することをアピールしている。

戦後の育林や治山・治水事業、森林整備など、人の手により山が守られてきたことを認識し、国民生活の中で沢山の恩恵を受けていることに感謝の意を込め、山を守ることは国を守ることに等しいことの意識向上を促す契機として、「山の日」を制定することは、誠に意義深いものがある。

よつて、国におかれては、海の日と同様に国民の祝日として「山の日」を制定するよう地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月十三日

群馬県議会議長 矢 口 昇

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、あて）

### 四 山村の活性化と地球温暖化防止森林吸収源対策の推進を求める意見書

国土の七割を占める森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、水資源のかん養など、豊かな国民生活を送る上で欠くことのできない多様な機能を有している。

近年では、地球的規模で叫ばれている温暖化問題を解決する上で、その主要な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されている。



京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標六%のうち、三・九%を森林による吸収量で確保することとしていることから、削減約束の達成には適切な森林整備が不可欠なものとなっている。

しかしながら、我が国の森林整備を担う林業は、国産材需要の減少を要因とする木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化している。この結果、我が国の森林は、間伐などの手入れが十分に行われず、整備水準が平成十～十四年のベースで推移した場合、二酸化炭素の吸収量は、目標量を一千万トン下回ると予想される。また、森林の持つ多面的機能が大幅に減退する恐れがある。

特に、群馬県の森林は、利根川上流に位置し、首都圏三千万人の水瓶であることから、適切な森林の整備が緊急な課題である。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、併せて国産材の利用を推進することにより、森林吸収源対策を着実に進めて行くことが極めて重要である。当対策の推進は、林業の活性化を通じて山村地域の振興にもつながるものである。

よつて、国におかれては、森林整備の諸施策を一層充実させ、森林の持つ多面的機能を高めることに併せ、温暖化対策税の早期創設とその税を森林整備を推進するための新たな財源としても位置づけ、地球温暖化防止のための森林吸

収源対策の確実な推進と山村の活性化を図られるよう地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月十三日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、あて)

## 五 「尾瀬国立公園」の実現を求める意見書

尾瀬は、昭和九年に日光国立公園の一地域として国立公園に指定された。わが国最大の高層湿原を有し、学術的にも貴重な生態系をもつ「自然の宝庫」であり、国際的にも重要な湿地として、本年十一月にはラムサール条約湿地に登録された。

尾瀬は、これまで多くの先人達の努力によつて守られ、自然保護運動の原点とも言われており、地域住民やボランティア、事業者、行政といった多くの関係者によつて、ごみ持ち帰り運動やマイカー規制、植生復元など、自然保護や適正利用に向けた様々な取り組みが、早くから行われてきた。

こうしたことは、数ある国立公園の中でも特筆すべきことで、多様で美しい自然とともに尾瀬の知名度を高めており、国立公園の名称に「尾瀬」の名称を用いることを望む声が大きくなつてきている。

「尾瀬国立公園」として尾瀬が単独の国立公園になることは、地元県民の尾瀬に対する愛着がこれまで以上に強まり、また、全国に尾瀬保護の精神が広まることで、自然環境保全の意識の普及に貢献するものと確信する。

現在、環境省において、尾瀬地域の公園計画の見直しが進められていると聞いており、この機会に、「尾瀬国立公園」の実現が図られるよう、群馬県議会として強く要望する。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年十二月二十一日

群馬県議会議長 中村 紀 雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、あて)

## 六 旅館業における水質汚濁防止の規制に関する意見書

平成十三年の水質汚濁防止法施行令の一部改正により、ホウ素、フッ素等が人の健康に被害を与える恐れがある有害物質として排水規制の対象として追加された。この規制に関しては、その排水基準を直ちに適用することが技術的に困難である業種について、暫定基準が設けられ、二度にわたってこの暫定基準は延長されている。

自然界に存在する温泉水であっても、大深度掘削などの温泉開発が増えた現状を考慮すると、水質汚濁防止法の規制対象として取り組む必要がある重要な課題である。

しかし、温泉に対する規制に関しては、日帰り温泉が規制対象業種に入っていないことや、自噴と汲み上げが混在する現状を考慮すると、旅館業について製造業等と同一基準を用いることは問題が多いと考えられる。

また、これらの物質の除去装置のコストや処理過程で発生する廃棄物の問題など、中小零細経営の温泉旅館業にとつては経営を継続できない負担増になりかねない懸念がある。

よつて、国におかれては、温泉排水にかかる実用可能な処理技術の研究開発を促進するため積極的な支援を行うとともに、中小零細経営の旅館業者が無理なく処理設備を導入できるまでの間は、「水質汚濁防止法による排水基準を定める省令」の対象業種から旅館業を除外するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年三月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、あて)

## 七 森林・林業・木材関連産業政策の推進を求める意見書

日本の森林・林業・木材関連産業は、木材価格が長期低迷する中で林業の採算性は悪化し、森林所有者の経営意欲も極度に低下するなど適切な森林の育成整備が停滞する現状にある。

近年、自然・生活環境の保全や保健・文化的利用の場の提供、災害の防止など森林の持つ多面的機能に対する国民の期待と要請は増大している。

特に、京都議定書の第一約束期間が二〇〇八年から始まったことから、森林吸収源対策が喫緊の課題となっており、間伐を中心とする森林整備事業の着実な実行が求められている。

また、台風などによる自然災害が多発しており、安全・安心な国民生活の確保という観点からも森林の適切な整備保全が極めて重要である。

政府・林野庁では、関係省庁が連携し、森林を適切に整備保全する「美しい森林づくり」を推進するため、二〇〇七年から二〇一二年の六年間で三百二十万haの間伐を実施することとしているが、森林整備に係わる予算措置が不透明であることに加え、地方自治体の財政難、森林所有者の負担、地域材・国産材の利用促進、林業労働力確保対策など

解決すべき課題は山積している。

よつて、国においては、こうした地方自治体や森林所有者の実情等に十分配慮し、下記事項について必要な対策を講じるよう強く要望する。

### 記

一 森林・林業基本計画に基づく森林の整備保全、地方自治体や森林所有者等の負担軽減、地域材利用対策の推進と木材の生産・加工・流通体制の整備、林業労働力の確保に向けた諸施策の確立と予算の確保等、必要な措置を講じること。

二 地球温暖化問題をはじめとする地球規模での環境保全への対策や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進に関すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年三月十九日

群馬県議会議員 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、あて)

八 旅館業に係るほう素及びふつ素の排水規制に関する意見書

平成十三年七月一日に水質汚濁防止法に基づく有害物質に関する基準として、ほう素及びふつ素の一律排水基準が追加設定された。その際、この基準に直ちに対応することが困難とされる一部の業種に対してはより緩やかな暫定排水基準が設定されたが、この暫定排水基準に関しては未だ対応困難であるとしてこれまで二度にわたり延長され、平成二十二年六月三十日が適用期限となつてるところである。

温泉に含まれるほう素及びふつ素は自然由来であり、製造業と同一基準を用いることは問題が多いと考えられる。また、これらの物質の処理コストや処理過程で発生する廃棄物の問題など、中小零細経営の温泉旅館業に与える影響は大きく、観光資源としての温泉利用に多大な支障が生じることが懸念される。

よつて、国におかれては、温泉利用に係る立地条件及び技術的・経済的能力を考慮した実用可能な排水処理技術の確立とその普及を図るとともに、処理施設整備等のための財政的支援策が講じられるまでの間は、ほう素及びふつ素に係る暫定排水基準を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、あて)

## 九 「エコポイント」の活用によるグリーン家電普及促進事業」及び「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」の延長を求める意見書

世界が深刻な地球温暖化問題に直面する中、日本には世界の環境政策をリードしていく責任があり、低炭素社会実現に向けた様々な取り組みを通して、日本が誇る環境技術によつて雇用を創出し、経済成長と温室効果ガス排出削減を同時に進める体制づくりや長期戦略が必要である。

こうした中、平成二十一年度補正予算事業として実施されているエコポイント制度と環境対応車への買い換え購入に対する補助制度、いわゆるエコカー補助金は、平成二十二年三月末が期限となつているが、エコポイント制度に関しては、申請受付件数も着実に増えるなど、国民に周知されてきたところであり、エコカー補助金についても納車待ちの車種が出るなど大きな効果を生んでいる。

温室効果ガスを大幅に削減するためには家庭部門の削減対策強化は不可欠であり、環境・経済の両面で効果が見込まれる政策は今後も継続実施すべきである。

よつて、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」及び「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」について、下記の施策が実施されることを強く要望する。

## 記

一 平成二十二年三月末で期限が切れるエコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」及び「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」を延長すること。

二 現在「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」で対象となっているエアコン・冷蔵庫・地上デジタル放送対応テレビのほか、省エネ効果が期待される商品にもエコポイント制度の活用を検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家战略担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、あて)

十 森林整備法人の累積債務処理に係る抜本的な対策を求める意見書

林業公社等の森林整備法人は、国策として行ってきた拡大造林政策推進の担い手として、森林所有者による整備が期待したい条件不利地等を主な対象に分収林事業を展開し、その結果、森林資源の充実や農山村地域の振興に大きな役割を果たしてきた。

また、地球温暖化の原因である温室効果ガスの吸収をはじめ水源の涵養、国土の保全など、森林の公益的機能に対する国民の要請はますます高まっております、これらを健全な姿で引き継ぐことが今日の課題である。

しかしながら、森林整備法人の経営は、植林、保育等の森林整備コストの上昇や木材価格の下落等、林業が抱える構造的な問題に加え、事業資金を旧農林漁業金融公庫等からの借入れに依存してきた制度的問題から、多額の累積債務を抱え極めて厳しい状況にあり、設立主体である都道府県の財政運営にも重大な影響を及ぼす状況となっている。

よつて、国においては、森林整備法人が抱える問題の解決に向け、国有林野事業の累積債務処理を行った経緯などもふまえ、抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十月二十日

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

### 十一 災害廃棄物の広域処理推進等に関する意見書

被災地域の早期復旧に向け、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物の速やかな処理は喫緊の課題であり、政府は、災害廃棄物の広域処理への協力を全国に呼びかけているところである。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故に伴い、災害廃棄物が放射性物質に汚染されているのではないかと不安が国民の間に広がり、災害廃棄物の受入れを躊躇する自治体が多く見受けられる。

放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理を進めるに当たっては、受入側の住民への説明と合意形成を図ることが大切であり、住民の不安払拭に向けた細やかな安全基準や取扱い等に関する指針を策定することが必要である。

よつて政府は、災害廃棄物の広域処理の推進のため、次の事項について所要の措置を講じるよう強く要望する。

一 放射性物質汚染対処特別措置法の規定による指定廃棄物の基準(八千ベクレル/kg)以下であれば安全である根拠について、国民に丁寧かつ明確に説明し、理解を得る

こと。

二 災害廃棄物の広域処理において、仮置場での保管から中間処理施設における処理、最終処分場における理立に至るまでの各段階で放射線量等の調査を行い、調査結果を全面的に開示すること。

また、当該調査結果を踏まえた安全確保に関する措置及び安全面に関する情報提供を徹底して行うこと。

三 基準値を超える災害廃棄物の収集、運搬、処分、最終処分場の確保及び放射性物質の濃度が高く処分できない焼却灰の処理については、国が責任を持つて対応すること。

四 広域処理の受け入れ先の確保に関しては、住民への説明と合意を基本に進め、国が主導的な立場で自治体間の調整を図るとともに、財政的な負担に関し万全を期するなど、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月七日

群馬県議会議員 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、東日本大震災総括担当、あて)

## 第六項 農政関係

### 一 BSE関連対策の強化についての意見書

我が国で初めてBSE(牛海綿状脳症)の発生が確認されて以来、消費者は牛肉の安全性について大きな不安を抱き、畜産農家や関連事業者等の経営は、多大な打撃を被つてきた。

食の安全の確保と、地域の畜産業の維持を図るためには、早急な感染原因の究明と、消費者への正確な情報の提供、畜産農家の経営への支援が極めて重要である。

ついでに、下記事項について強く要望する。

#### 記

- 一 感染原因の早期かつ徹底した究明
  - 二 牛肉の安全性や食肉の表示について消費者の信頼を回復するため、家畜個体識別システムによるトレーサビリテイの確立
  - 三 経営への影響を最小限とするため、BSE疑似患畜の範囲の見直し
  - 四 家畜排せつ物法の適用猶予期間について、大家畜を対象とした延長措置の実施
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年六月十七日

群馬県議会議長 岩 井 賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、あて)

### 二 「ふるさと農道・林道緊急整備事業」の制度延長等についての意見書

ふるさと農道・林道緊急整備事業は、地方債を財源とした地方単独事業であり、平成五年度から十四年度までの時限制度として実施してきたところである。

この事業は、農山村の魅力ある生活環境の形成、農林業の生産性向上、農林産物の流通合理化、森林の維持・造成など、社会基盤整備の促進に資するところが大きく、中山間地域の市町村を中心として事業制度の継続が強く要望されている。

また、総務省は、地方財政措置の見直しで、地方債充当率及び交付税算入率の引き下げの方針を打ち出しているが、これは、厳しい状況に置かれている県及び市町村の財政に大きな影響を与えるものである。

ついでに、下記事項について強く要望する。

#### 記

- 一 「ふるさと農道・林道緊急整備事業」の事業制度を再

度延長すること。

二 地方財政措置の地方債充当率及び交付税算入率の充実に資すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年六月十七日

群馬県議会議長 岩井賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

### 三 WTO農業交渉等に関する意見書

WTO農業交渉は、今後の「交渉の枠組み」を決める重大な局面を迎えている。

わが国は、世界各国の「多様な農業の共存」を基本に、農業の多面的機能等への配慮を強く求めているが、強硬に関税の削減や輸入数量の拡大を求める国々も多く、国際的な賛同を得るところまで至っていない。

農産物貿易は、国際的な合意に従うことは当然であるが、わが国は世界最大の食料純輸入国であり、食料自給率は先進国で最低のレベルとなっている。国民の多くは、将来の食料需給に不安を抱いており、食料安全保障の面からもわが国提案を強力に主張していく必要がある。

また、わが国と他国との間で始まっている自由貿易協定の検討においても、WTO農業交渉におけるわが国提案内容を十分踏まえた対応が必要である。

ついては、下記事項の実現に向けて交渉を進めるよう強く要望する。

記

一 WTO農業交渉について

(一) 「多様な農業の共存」というわが国提案の基本を達成できるよう、農業の多面的機能や食料安全保障などについて配慮された「交渉基準(モダリティ)」を確立すること。

(二) 関税については、品目毎に柔軟な対応を行い、緩やかな削減方式とすること。また、最低輸入数量について基準となる年を見直すとともに、米の特例措置で加重された輸入数量については解消すること。

(三) 輸入急増時に自動的に制限措置を発動できる「特別セーフガード」の仕組みを維持するとともに、生鮮農産物等を対象として、機動的な発動ができる「新たなセーフガード」を創設すること。

(四) WTO農業交渉は、生産者だけの課題ではなく、国民的な課題であることから、理解促進のための対策を積極的に展開すること。



## 二 自由貿易協定について

(一) 農林水産物については、品目毎の事情を十分検討し、国内の関係品目に影響が生じないよう対応すること。

(二) 食料自給率の極端に低い現状や、将来の食料需給に関する国民の懸念に十分配慮し対応すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十八日

群馬県議会議長 岩 井 賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、あて)

## 四 鳥インフルエンザ対策に関する意見書

群馬県の養鶏業はこれまで安定的に発展してきており、平成十三年の農業産出額は百七十九億円と畜産全体の二〇%を占めている。

この養鶏業に重大な損失を与える鳥インフルエンザ(家禽ペスト型)が、平成十三年に香港、マカオ、アメリカ等で発生し、我が国も家禽肉の輸入停止措置等の侵入防止対策を講じる事態となった。

国内では、大正十四年以来、鳥インフルエンザ(家禽ペスト

型)の発生はないとされているが、国際化の進展により人の交流や畜産物の輸入が増加し、養鶏農家は、本病の侵入について強い不安を抱いている。

致死性の高い鳥インフルエンザが我が国に侵入した場合には、養鶏業のみならず、流通・販売等関連産業にも大きな被害が発生することが確実である。

については、下記事項への取り組みについて強く要望する。

### 記

一 鳥インフルエンザの防疫基準の確立

二 家禽ペスト発生時の防疫互助制度の確立

三 動物検疫体制の拡充及び強化

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年三月十二日

群馬県議会議長 岩 井 賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、あて)

## 五 WTO日本提案の実現に関する意見書

WTO農業交渉議長による「交渉基準(モダリティ)第一次案」が提示された。その内容は、大幅な関税削減や輸入数量の拡大等を求めるものであり、このまま交渉が進む事態

となれば、食料自給率の更なる低下のみならず、我が国農業農村の有する多面的機能の崩壊も懸念される。

農産物貿易は、国際的な合意に従うことは当然であるが、我が国は世界最大の食料純輸入国であり、食料自給率は先進国で最低のレベルとなっている。

国民の多くは、将来の食料需給に不安を抱いており、食料安全保障の面からも「多様な農業の共存」を基本にする日本提案を強力に主張していく必要がある。

ついでに、下記事項の実現に向けて交渉を進めるよう強く要望する。

## 記

### 一 WTO農業交渉について

(一) 「多様な農業の共存」という日本提案の基本を達成できるよう、農業の多面的機能や食料安全保障などについて配慮された「交渉基準(モダリティ)」を確立すること。

(二) 関税については、品目毎に柔軟な対応を行い、緩やかな削減方式とすること。また、最低輸入数量について基準となる年を見直すとともに、米の総合的な国境措置を堅持すること。

(三) 輸入急増時に自動的に制限措置を発動できる「特別セーフガード」の仕組みを維持するとともに、生鮮

農産物等を対象として、機動的な発動ができる「新たなセーフガード」を創設すること。

(四) 本県農業の主要作目である、こんにゃく、牛肉、豚肉、乳製品、麦、生糸等については、農業生産が維持できる関税水準を確保すること。

(五) WTO農業交渉は、生産者だけの課題ではなく、国民的な課題であることから、理解促進のための対策を積極的に展開すること。

### 二 非農産物市場アクセス交渉について

林産物については、違法伐採による森林減少など地球規模での環境問題及び有限天然資源の持続的利用の観点を踏まえた「交渉基準(モダリティ)」を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年三月十二日

群馬県議会議員 岩 井 賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、あて)

### 六 地方競馬の振興に関する意見書

地方競馬は、長年にわたり、地方財政及び我が国の畜産

振興に大きく寄与するほか、地域経済の活性化に貢献してきたが、近年、長引く景気の低迷、レジャーの多様化等から売上げは減少し、極めて厳しい経営を強いられている。

本県においても、高崎競馬の厳しい経営状況を踏まえ、有識者による検討懇談会が設置され、収支の均衡の見通しが得られないときは廃止の決断を求められるなど、厳しい状況に置かれている。

主催者はもとより競馬関係者も一丸となり、このような状況に対処するため、売上げ対策とともに、あらゆる経費の削減など、経営の改善に必死に取り組んでいる。

しかしながら、地方競馬の問題は構造的なものであり、個々の取り組みだけでは限界があることから、競馬制度の抜本的な見直しが強く求められているところである。

ついては、地方競馬の経営状況を改善し、我が国の競馬の振興を図るため、次の諸制度等を見直し、早急に関係法令の改正を行うことを強く要望する。

#### 一 我が国競馬の将来構想の提示

我が国競馬の継続的な振興を図る観点から、中央競馬、地方競馬を通じた我が国における競馬のあり方について、明確な将来構想を提示すること。

#### 二 中央競馬と地方競馬の共存共栄

(一) 地方競馬の経営改善対策、施設改善対策及び交

流競走等への支援の拡充・強化を図ること。

(二) 中央競馬・地方競馬の勝馬投票券発売について、相互受委託の導入の実現を図ること。

(三) 日本中央競馬会からの国庫納付金について、その一定額を地方競馬支援に確保すること。

#### 三 地方競馬全国協会交付金等の見直し

(一) 競馬法第二十三条の二第一項の規定に基づく一号交付金について、単年度収支が赤字の場合は還付するなど制度の見直しを早急に行うこと。

(二) 地方競馬の現状を踏まえ、地方競馬全国協会の役割を見直すこと。

#### 四 規制の緩和

競馬事業の効率的な運営を推進するため、最大限の規制緩和とその他の法改正を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年十月七日

群馬県議会議長 高木 政夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

七 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

担い手の減少・高齢化、国際化の進展や構造改革の立ち後れなど国内農業を取り巻く状況は厳しさを増しており、我が国農業はかつての活力を失いつつある。

このような状況において、国では、「食料・農業・農村基本計画」の見直しを進めており、今年の八月に「中間論点整理」として中間報告がなされたところである。

新基本計画の策定に当たっては、「食」と「農」に対する国民理解のもとで、意欲ある担い手が希望と誇りを持って農業に取り組めるよう、地域の実態を踏まえた農業政策の展開が強く求められている。

ついでには、下記事項の実現に向けて検討を進めるよう強く要望する。

## 記

### 一 食料自給率について

この五年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解のもと、自給率引き上げ政策を推進すること。

### 二 担い手の在り方について

(一) 政策対象者たる担い手は、意欲を持つ農業者等を対象とし、地域の実態に応じた認定が可能となるようにするとともに、集落営農を地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置づ

けること。

(二) 認定農業者以外の農業者にも生産意欲をもてるよう施策を講じること。

### 三 新たな経営安定対策(品目横断的政策等)

新たな経営安定対策は、地域農業を支える経営が他産業並みの所得を得られ、耕作意欲をもてるようなものとするとし、WTO等国際ルール上も安定した政策として位置づけること。

### 四 農地制度の在り方

(一) 土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として活用できる法制度を早急に確立すること。

(二) 構造改革特区でのリース方式による株式会社農業参入の全国展開導入にあたっては、地域農業の効果・影響等を踏まえて対応すること。

### 五 農業環境・資源保全政策の確立

(一) 担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策をセットで導入すること。

(二) 有機農業など環境保全型農業の推進をこれまで以上に支援すること。

(三) 現行の中山間直接支払制度は継続実施すること。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提

出する。

平成十六年十二月二十日

群馬県議会議長 矢口昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農  
林水産大臣、あて)

## 八 WTO・FTA交渉に関する意見書

WTO交渉は、今年の八月一日に、今後の交渉の前提となる大枠合意がなされたものの、関税削減率等の数値や詳細な要件等を含めた具体的なルールづくりは今後の交渉に委ねられた。アメリカをはじめとする農産物輸出国は、依然として、上限関税の設定や高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大等を要求するものと考えられている。

また、FTA交渉において、我が国は、東アジア各国との交渉を活発化させており、交渉相手国から農産物の一層の市場開放を迫られている。

このまま事態が進展すれば、食料自給率の更なる低下のみならず、我が国農業農村の有する多面的機能に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

こうした中において、各国農業の存立基盤を維持できるよう「多様な農業の共存」を基本理念とし、現実的かつ柔軟性のある貿易ルールを確立することが、今後の交渉において

今まで以上に重要である。

ついでに、下記事項の実現に向けて交渉を進めるよう強く要望する。

## 記

一 WTO交渉では、農林水産業の多面的機能の發揮や食料自給率の向上、各国の多様な農業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。

二 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的な拡大がなされないようにすること。

三 各国の国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には応じないこと。

四 行き過ぎたAMS(助成合計量)削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

五 東アジア諸国とのFTA交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を与え、WTO農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、日本の主張をもつて対応すること。

六 WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提

出する。

平成十六年十二月二十日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、あて)

## 九 WTO農業交渉に関する意見書

WTO農業交渉は、本年十二月の第六回閣僚会議におけるモダリティ(各国の共通のルール)確立に向け、現在交渉が進んでいるが、特に、市場アクセス(輸入機会)分野について各国の主張が最も対立しており、今後の交渉が極めて重要となっている。

ついでに、「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国の主張が反映されるよう、下記事項の実現に向けて交渉を進めることを強く要望する。

### 記

一 多様な農業の共存を促進する農産物貿易ルールの確立

(一) 食料安全保障や農業の多面的機能などの非貿易的関心事項が具体的に反映されたモダリティとする  
こと。

(二) 特別品目や特別セーフガード措置の取扱いも含め、食料輸入開発途上国の懸念を十分踏まえ、開発

途上国に対する特別な配慮を行うこと。

二 将来にとって不安のない国境措置の確保

(一) センシティブ品目(重要品目)については、一般品目と明確に異なる柔軟な取扱いが確保されること。また十分な数の品目を各国の裁量により選択可能とすること。

特に、本県特産のこんにゃくについて、引き続きセンシティブ品目として位置付けること。

(二) 関税割当約束の取扱いについては、関税割当数量、枠内税率、関税割当運用の適切な組合せを確保すること。

(三) 関税割当数量に関しては、最近の消費量の変化や、食料純輸入国で自給率が低い事情等に考慮し、一律的な拡大のみによる対応を断固阻止すること。

(四) 上限関税の設定は、輸入国に過大な負担を強いるものであり、断固阻止すること。

(五) 一般品目の階層方式による関税削減については、品目ごとの事情が反映可能となるよう、十分な柔軟性を確保すること。とりわけ、米国等が主張するスイス方式に断固反対すること。

(六) 特別セーフガードについては、輸入急増を適切に調整する機能を果たしていることから、これを維持す

ること。

三 新たな基本計画の具体化に支障のない国内支持ルールの確保

(一) 農政改革の円滑な転換を可能とする国内支持ルールを実現するとともに、「緑」の政策のもとで、万全な経営所得安定対策を確立すること。

四 効果的で厳格な輸出規律の確立と食料援助の確保

(一) 輸出信用、輸出国貿易等の輸出規律を強化するとともに、開発途上国の貧困解消・飢餓撲滅に向けた積極的な食料援助を可能とするものにする。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年十月十七日

群馬県議会議員 中村 紀雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、あて)

#### 十 新たな農業経営安定対策に関する意見書

国は、本年三月に策定した新しい「食料・農業・農村基本計画」において、農業の担い手を明確化して支援を集中化・重点化することや、品目横断的な新たな経営安定対策を講じることを打ち出した。

このことは、基本的に農業の持続的な発展のため必要なものであるが、実施にあたって問題となる事項も存在している。

については、円滑な対策の実施のため、下記事項の実現を図ることを強く要望する。

#### 記

一 地域の実態を踏まえた「担い手」基準の設定

地域実態を踏まえ、かつ農地の面的な利用集積を図るうえでは、地域で特定・明確化された担い手とすることを基本に、認定農業者をはじめ、育成すべき者、法人化前の集落営農、受託組織などを「担い手」として位置付けるとともに、地域の実情を十分勘案した規模等の要件設定とすること。

二 「米」の位置付けなども踏まえた具体的な仕組みの構築

国際化の進展のもとで、畑作輪作や水田作の「担い手」の経営所得が将来にわたって真に安定しうる仕組みとすることを基本に、現行制度の有する需給調整等の機能や米政策改革の検証を踏まえ、構造改革や需給安定に資する具体的な仕組みを構築すること。

三 資源保全・農業環境政策の仕組みの構築

農地・水路・畦管理などの農業資源保全対策について

は、地域の「協同」の取組みを全国的に支援する対策として構築するとともに、農業環境保全対策についても、環境保全型農業の全国的な取組み拡大に資する対策として、新たな経営安定対策と同時に措置すること。

#### 四 新たな政策転換にかかる財源の確保

新たな政策転換にかかる万全の予算確保措置と安定的な制度の確立対策への取組みを強化すること。

#### 五 経過措置の設定

十九年度から導入される新たな経営安定対策は、実施までに期間が短いことから、一定の経過措置を設け環境整備に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年十月十七日

群馬県議会議長 中村 紀雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

#### 十一 LDCC無税無枠措置の拡大に関する意見書

平成十七年十二月のWTO香港閣僚宣言に基づき、昨年十二月の財務省関税・外国為替等審議会において、本年四月からのLDCC無税無枠措置の拡大が答申されたところで

あり、関連法案は現在開会中の国会において審議中であり。

しかし、この度のLDCC無税無枠措置の拡大では、ミャンマー産こんにやく粉の輸入増大によるこんにやく価格の暴落等が懸念され、こんにやく生産農家をはじめ、関連産業に与える影響は計り知れないものがある。

こんにやくは、本県中山間地域の畑作における基幹作物であるとともに、全国の生産量の約九〇%を占める重要な特産物であることから、本議会は、こんにやくの生産体制及び生産農家等の経営を安定的に維持するため、下記の事項について強く要望する。

#### 記

一 関連措置である「緊急特恵停止措置(エスケープクローズ)」の発動基準を明確にするとともに、調査期間の短縮等による機動的・効果的な発動を行い、国内産業への影響を防止すること。

二 中国産こんにやく粉等がミャンマーを迂回して輸入される恐れもあることから、原産地規則の適正な設定とその運用等により、迂回輸入防止対策を徹底すること。

三 国産のこんにやくいもが今後も安定的に生産されるよう、産地における構造改革を支援し、生産体制の強化を推進すること。



以上のとおり、地方自治法第九十九条の規定により意見を提出する。

平成十九年三月九日

群馬県議会議長 大澤 正明

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

## 十二 配合飼料価格の高騰対策に関する意見書

本県畜産は農業の基幹部門であり、生産者は安全で安心な畜産物の安定供給に努めているところである。

しかし、原油価格高騰を背景とした米国におけるバイオエタノール需要の増加による飼料穀物価格の急騰と輸送費の上昇に伴い、配合飼料価格が高騰している。

一方、生産者乳価は平成十五年度から据え置かれていたが、十二月十一日の生産者団体と大手乳業メーカーとの平成二十年度の生産者乳価交渉において、三%の引き上げで合意した。しかしながら、生産費の上昇分を勘案すると、今後とも酪農経営に深刻な影響を与えると考えられる。

このような状況において、本県にとつて重要な地位を占める畜産が安定的に発展するためには、自給飼料生産基盤の強化に向けた積極的な推進が不可欠である。

そこで、国において次の事項に対する適切な措置を講じる

よう強く要望する。

記

一 配合飼料価格安定制度を引き続き適正に実施すること。

二 自給飼料の生産拡大を図るため、生産支援対策を積極的に講じること。

三 生産コストの上昇が適正に畜産物価格に反映されるよう加工・流通・販売業者及び消費者の理解醸成に努めること。

特に、生産者乳価は、生産者団体と乳業メーカーとの価格交渉により決定されるため市場原理が働き難く、厳しい状況にあることから特段の理解醸成を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

## 十三 WTO農業交渉に関する意見書

WTO農業交渉はモダリティ(保護削減の基準)第二次改訂版が加盟国に提示され、大詰めの協議が続く、交渉の結

果如何によつては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させることは明白である。

国内生産を基本とした食料安全保障の確立は、食料自給率が著しく低いわが国にとつて極めて重要かつ切実な課題であるので、下記の事項が確保されるよう交渉を進めることを強く要望する。

## 記

一 農業の多面的機能を十分尊重した農業モダリティの確立

多様な農業が共存し、世界各国で農業の多目的機能が十分發揮されるよう、非貿易的関心事項を確実かつ具体的に反映させて、食料輸入国における食料主権を可能とする農業モダリティを確立すること。

二 食料安全保障を強化する公平・公正な貿易ルールの確立

世界的な穀物需給のひっ迫・価格の高騰、一部諸国による輸出禁止・制限など、食料争奪の状況のなかで、国内生産を基本においた食料安全保障が確立されるよう、輸入国に配慮するとともに、輸出規律を厳格化した公平で公正な農産物貿易ルールを確立すること。

三 日本農業を壊滅させる上限関税の断固阻止

わが国などG10諸国の農業にのみ壊滅的な打撃を与える上限関税の導入を断固阻止すること。

また、高関税品目を多く有するわが国などG10諸国にのみ不当な代償を求める提案も拒否すること。

四 「こんにやくいも」の重要品目としての取り扱い及び十分な数の重要品目の確保

世界各国とも、農業生産、食生活、地域経済、雇用等にとつて、失うことがあつてはならない多くの重要品目を有している。これら品目の国内生産が縮小・撤退を余儀なくされることがないよう、十分な数の重要品目を確保すること。

特に、全国生産量の約九〇%を占め、本県地域経済に大きな役割を果たしている「こんにやくいも」を引き続き重要品目として取り扱うこと。

五 自給率向上に不可欠な重要品目に対する柔軟性の確保

食料自給率の向上には、重要品目の国境措置が適切に取り扱われることが不可欠であり、関税割当約束と関税削減の柔軟な組み合わせにより、品目毎の事情に応じた対応を可能とすること。

関税割当数量については、公平・公正の観点から改善すべきであり、一方的な輸入拡大とならないよう、毅然たる

対応を堅持すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年六月十二日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、あて)

#### 十四 配合飼料価格高騰に対する畜産・酪農経営安定

##### 対策に関する緊急の意見書

本県畜産は農業の基幹部門であり、畜産農家は安全で安心な畜産物の安定供給に努めているところである。

しかし、米国におけるバイオエタノール需要の増加やその他の要因による飼料穀物価格の値上がりにより、一昨年から配合飼料価格が高騰している。

配合飼料価格高騰は、今後も長期にわたって継続することが見込まれており、生産コストの上昇分が畜産物価格に転嫁されないため、畜産経営は極めて危機的な状況となっている。

このような状況において、本県農業にとって重要な地位を占める畜産が安定的に発展するためには、生産基盤の確保が不可欠である。

そこで、国において次の事項に対する適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

##### 一 配合飼料価格安定制度の拡充強化

制度を維持するとともに、高価格水準継続時の補てんにも対応できるよう拡充強化すること。

##### 二 再生産可能な経営安定対策の実施

生産費に見合った再生産可能な水準での経営安定対策を講ずること。

##### 三 畜産物の消費拡大対策及び適正な価格転嫁対策の実施

畜産物の更なる消費拡大対策に取り組むとともに、適正な生産コストの上昇分が販売価格に転嫁できるよう、消費者の理解を醸成すること。

##### 四 飼料用米等自給飼料基盤の抜本的強化対策の実施

安定的な飼料原料の確保に向け、飼料用米等の計画的な展開方策を示すとともに、所要の財源を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年六月十二日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

## 十五 農業経営の安定対策に関する意見書

農業は、本県の基幹産業であるとともに県民に食料を供給する重要な役割を担っており、生産者は安全安心な農産物の安定供給に努めているところである。

しかし、世界的な穀物需給の逼迫や原油価格高騰により、飼料、肥料並びに燃料などの農業生産資材価格が高騰し、県内の農業経営は、かつてない厳しい状況に追い込まれている。

特に、本県は農業産出額の八割を畜産と園芸作物が占める生産構造であるため、これら生産資材等の高騰による打撃は、農業経営を危機的状況に追い込んでいるところである。

については、生産者が安全安心な農産物を将来にわたって、安定して供給できるように、農業経営の安定対策に関する次の事項を要望する。

### 記

- 一 飼料価格の高騰及び肥料、農業用燃料価格の高騰に対する適切な支援対策を講じること。
- 二 生産コストを適切に農産物販売価格に転嫁できるように

な制度を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十月十日

群馬県議会議員 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、あて)

## 十六 日米FTA(自由貿易協定)等農産物貿易交渉に関する意見書

現在進められているWTO農業交渉や「豪州」とのEPA交渉、さらに、新政権が促進しようとしている「米国」とのFTA交渉は、その結果如何によつては、我が国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させることは明白である。

国内生産を基本とした食料安全保障の確立は、食料自給率が著しく低い我が国にとつて極めて重要かつ切実な課題であるので、下記の事項が確保されるよう交渉を進めることを強く要望するものである。

### 記

- 一 WTO農業交渉においては、世界各国の多様な農業の共存、持続可能な農業の発展等、日本がこれまで農業交渉

において主張してきた基本姿勢を堅持すること。

二 WTO農業交渉においては、重要品目の数を十分確保するとともに、上限関税の設定や関税率の著しい削減、関税割当数量の拡大などが行われないよう交渉すること。

特に、全国生産量の約九〇%を占め、本県地域経済に大きな役割を果たしている「こんにゃくいも」を引き続き重要品目として取り扱うこと。

三 日豪EPA交渉においては、小麦・牛肉・乳製品等の重要な農産物(重要品目)が、今後の交渉で「除外」又は「再協議」の対象となるよう、引き続き全力を挙げて交渉すること。

四 日米FTA交渉については、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないこと。

五 食料安全保障の観点から国産農産物の確保を国民的な課題として位置付け、国民の食料問題に対する理解と国産農産物の消費拡大に向けた具体的な行動を引き続き喚起すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、あて)

## 十七 農山村の多面的機能を維持する施策の推進を求め る意見書

我が国の農山村は、安心・安全な食料を供給するだけでなく、国土の保全や水源のかん養、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気や水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、農山村地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の減少、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっている。このまま放置すれば、農山村の多面的機能が失われ、国民すべてにとつて大きな損失が生じることが強く懸念されている。

よつて、国におかれては、農山村の多面的機能を維持・向上させるため、下記の施策の推進を図られるよう強く要望する。

### 記

一 生産条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。

二 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲の推進、被害防除、生息環境管理などの対策を強化すること。

三 農山村の多面的機能の維持・向上に不可欠である農道整備を継続するため、必要な財源を確保すること。

四 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林(もり)づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、内閣官房長官、あて)

### 十八 農業共済事業の健全な発展を求める意見書

政府の行政刷新会議による事業仕分けで農業共済の共済掛金国庫補助負担金及び農業共済事業事務費負担金について、いずれも「三分の一程度の予算要求の縮減」との評価が下された。

農業は他の産業と異なり、生産過程で自然の影響を直接

受ける割合が高く、風水害、病害虫などの災害により、経営が不安定となりやすい産業である。このような災害から農家の経営を守り、農業の自律的な発展を支えているのが農業共済制度である。

農作物の被害率は一般の損害保険に比べて非常に高く、それゆえ掛金が高くなることから、国は農業災害補償法に基づき掛金の二分の一を負担し、より多くの農家が農業共済制度に加入できるよう支援してきたところである。

農業共済組合が事業運営に当たり経費の無駄を削減し、経営の合理化を図ることは極めて有意義ではあるが、今般の事業仕分けにより、農業共済制度の負担金が削減され、結果的に農家の負担が増大することは、我が国農業の発展を阻害することにつながる。

よつて、国におかれては、農業共済制度の健全な発展を図るとともに、制度の運営に当たり農家の負担が増大しないよう、必要な予算措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長

官、あて)

## 十九 生産性が高く経営体質の強い農家の育成を求め る意見書

平成二十二年度政府予算に五千六百十八億円が計上された戸別所得補償モデル対策は、原則として水田農業に取り組むすべての農家を対象としていることから、一時的な食料自給率向上は期待されるが、長期的には水田農業の構造改革の停滞などが懸念される。

また、麦・大豆については、平成二十三年度から実施予定の新たな制度が現行の水田経営所得安定対策より低い水準になった場合、生産農家の意欲が減退する恐れもある。

さらに、地域農業の発展には果樹・野菜・畜産などの農業への支援も米作り同様に不可欠である。

加えて、食料自給率を向上させるため必要不可欠な農業農村整備事業の予算が大幅に削減され、農家の生産性を高める基盤整備が十分に進まないことも危惧される。

よつて、国におかれては、下記の点に留意し、生産性が高く経営体質の強い農家の育成を進める施策の充実を図るよう強く要望する。

記

一 戸別所得補償制度の本格導入にあたっては、食料自給

率向上に向けた麦・大豆などの位置付けを明確化し、多様な農業の展開に資する制度とすること。

二 戸別所得補償制度によって、認定農業者や集落営農組織等への農地集積を阻害する結果とならないよう早急に対処すること。

三 米作り優先ではなく、野菜・果樹・畜産などの農業を支援する政策体系を構築すること。

四 予算が縮減された農業農村整備事業については、予算の箇所付けの基準の明確化や新たな交付金の充当等、現在進められている事業が継続できるような措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議員 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

二十 米価下落及びコメの品質低下への緊急対策を求め  
る意見書

米価は既に過去十カ月で一俵当たり約一千円下落し、一

俵当たり約一千七百円の戸別所得補償を背負った平成二十二年産米が市場に流通し始めると、米価がさらに下落する可能性は極めて高い。

米価下落の要因は、米価下落と財政支出拡大の持続的連鎖が生じる不適切な戸別所得補償モデル事業にある。コメの生産による収益が過剰に期待されることから、農地の貸しはがし、貸し洩りが起り、加えて農業農村整備事業予算が約三分の一に縮減されたことと相まって、集落営農の促進や農業基盤整備が阻害されている現状はこれ以上看過できない。

現下の政策をそのまま進めることで、農家は所得の大幅な減少、消費者は麦・大豆の減産や安全な国産米生産農家の大幅減少に直面し、日本農業は生産者にとっても消費者にとっても壊滅的な打撃を受けかねない。

さらに、群馬県においては、梅雨明け以降の生育期に、記録的な高温が続いたことから、全県的に水稻が登熟不良となり、コメの品質が著しく低下し、これまで経験したことのない割合で規格外米が発生するなど、経済的に多大な損失を被っている。また、このコメの品質低下による経済的損失は、農家ばかりでなく地域経済にも大きな影響を与えている。

よって、国においては米価下落と平成二十二年産米の品質低下の現状を真摯に受け止め、現在の農政を抜本的に改

めるとともに、気象災害に対応するよう、下記事項について強く要望する。

記

一 国は直ちにコメの戸別所得補償を見直し、その財源を麦・大豆などの生産を促進する政策や、集落営農の促進、多様な担い手の育成、コメの過剰在庫解消など農家が安心して経営に取り組める政策の推進に充てること。

二 平成二十二年産米の品質低下に対応し、農業災害補償制度（農業共済）における農作物共済の「損害評価の特例措置」について、群馬県農業共済組合の申請を早急に承認すること。また、今回の品質低下を予測できず、被害申告が遅れた加入者についても特段の措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十月二十日

群馬県議会議員 関 根 男

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて）

二十一 環太平洋経済連携協定（TPP）への対応に関する

意見書



菅内閣総理大臣は、十月一日に行われた所信表明演説において、「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」と表明した。

TPPは、すべての物品の関税を原則撤廃し、貿易の自由化を求めるものであり、その影響による国内の農業生産額の減少・食料自給率の低下をはじめ、農業・農村・農家の維持・存続を根底から揺るがすことになり、環境をはじめとする国土の保全に多大な影響を及ぼすことになる。さらには、金融、情報などのサービス部門や郵政、公共事業の入札なども交渉の対象となり、幅広い分野に多大な影響を及ぼすことにもなる。

このため、農業をはじめ、影響を及ぼすと思われる国内産業に対する十分な準備がなされないままに交渉・締結という事態になれば、農業は壊滅的な状況に陥るだけでなく、他分野においても大きな影響を及ぼし、雇用の増大を目指す政府方針とも反する結果となることは十分に予測されることである。

よつて、国におかれては、我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ、経済全体に与える影響を十分考慮して対応するよう、下記事項について強く要望する。

## 記

一 広範な分野を対象とする包括的協定であり、全品目の関税撤廃を原則とするTPP交渉には、国会における十分な論議と時間をかけ、さらに国民合意がなされるまでは拙速に参加をしないこと。

二 交渉に当たるためには、まず各分野において適切な国内対策を先行して実施し、特に壊滅的な打撃を受けると思われる農業分野においては、農業振興、自給率の向上に向けて最大限の努力を行うこと。

三 TPP優先のため、日本の豊かな農村社会の絆や環境を犠牲にしてはならず、悠久なる国土の環境・景観保全に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十六日

群馬県議会議員 関 根 男

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて）

二十二 戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求める意見書

世界的な人口急増や開発途上国における生活水準の急

激な向上に伴う世界的な食料争奪の時代は目前に迫っている。わが国の食料自給率は既に四〇%を切り(平成二十二年度、カロリー換算)、自給率向上に向けて国内の農地を最大限活用し、担い手が意欲を持って、消費者の需要に応えられるような食料の供給体制を整備することが求められている。

民主党政権が行っている農業者戸別所得補償制度は、未だ制度が固定化されず内容的には政策効果に乏しいばかり政策であり、農地集積が進まない等、多くの欠陥を抱えている。昨年の自民・公明・民主の三党合意では「政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討すること」を約束したものの、政策効果を十分に検証することもなく、平成二十四年度予算に戸別所得補償関連経費六千九百億円を計上したことは、誠に遺憾である。

早急に農業・農村の衰退をくい止め、農業政策の立て直しを図っていくためにも、下記の事項について実現を図るよう強く求める。

## 記

一 「農業者戸別所得補償」は名称の変更を含め、国民の理解が得られるような制度とすること。

二 政権交代直後に大幅に削減された農業農村整備事業及び強い農業づくり交付金などに十分な予算を復活する

こと。

三 計画的な食料自給率の向上や農地の規模拡大など、目指すべき政策目標を明確にし、計画的に実現できるように予算編成・執行をすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議員 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官、あて)

## 第七項 産業経済部関係

一 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書

政府が進めている「不良債権の最終処理」により、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が危惧されている。また、中小企業の実態に合わない金融庁の「金融検査マニュアル」の適用と、預金者の不安から特定金融機関に預金が集まるおそれがある。ペイオフ解禁によって、地域金融機関の資金不足と中小企業への融資抑制が生ずる懸念が高まっている。

よつて国においては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

一 当面する中小企業の金融上の困難を解消し、地域経済を活性化させる対策として、

(一) 不良債権の最終処理にあつては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。

(二) 金融庁は、地域と中小企業の実態にあつた別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成し、適用すること。

(三) 地方自治体の公金預金は、固定性、流動性を問わず、ペイオフの対象から除外し、全額保護する措置を早急にとること。

二 金融問題を根本的に解決するために、「地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報を開示することにより、地域と中小企業との共存共栄をはかる金融機関を支援し育てる」、「物的担保や連帯保証に依存した融資の割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大する」、「貸し手と借り手の公正な取引関係を確立すること」を目的とする金融アセスメント法の早期制定をはかること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提

出する。

平成十五年三月十二日

群馬県議会議長 岩井賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、金融担当大臣、経済産業大臣、あて)

二 台湾からの観光客に対する査証免除を求める意見書

政府は、平成十五年七月に「観光立国行動計画」を策定し、「日本を訪れる外国人旅行者を二〇一〇(平成二十二年)に倍増させること」を目標として掲げたところである。

「観光立国行動計画」には、観光立国に向けた環境整備の一環として、査証取得の負担を軽減することが盛り込まれている。

これを受けて政府は、平成十六年四月に香港の旅券保持者に対する九十日以内の査証免除措置を実施したほか、二〇〇五年日本国際博覧会(愛知万博)の開催期間に合わせた短期滞在査証の免除措置等を実施している。

また、昨年七月には、小泉首相が日韓首脳会談で、韓国人对する恒久的な観光目的査証の免除を検討する考えを明らかにしている。

一方、台湾については、愛知万博開催期間中の短期滞在

査証の免除措置や、修学旅行生に対する査証免除措置が実施されているものの、恒久的な査証免除措置についての方針は、未だ打ち出されていない。

日本を訪れる外国人のうち、台湾からの訪日客は韓国に次いで二番目に多く、平成十六年には台湾人訪日客数は百万人台に達している。また、不法就労により退去強制手続が執られた外国人のうち、台湾の不法就労者の割合は極めて低い状況となっている。

わが国と歴史的な関わりが深い台湾との交流は、様々な分野でこれまで以上に活発に取り組む必要がある。

よつて、群馬県議会は、国会及び政府に対し、台湾からの観光客を誘致するため、また、台湾との交流を更に深めるため、台湾からの観光客に対する査証を免除するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月十四日

群馬県議会議長 中村紀雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、国土交通大臣、あて)

### 三 日本自転車振興会交付金制度の見直しを求める意

#### 見書

競輪事業は、レジャーの多様化や長引く景気の低迷等から売上額が大幅に減少しており、各施行者は、事業運営の見直し等による経費削減やファンサービスの向上等を図り、収益の確保に懸命な努力をしている。しかし、収支状況は大変厳しく、「地方財政の健全化」という競輪事業本来の目的が果たせない状況である。

日本自転車振興会交付金は、収益状況に関わらず売上に応じて一定額を納付するものであり、経営を圧迫する大きな要因となっている。

こうした中で、平成十四年に「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」が施行され、日本自転車振興会に対する交付金がこれまでより軽減されたが、この改正内容は、依然として交付金制度が競輪事業運営のうえで大きな負担となっている。

よつて、平成十八年三月三十一日までに行われる見直しの中で、次の事項を反映した制度の見直しを行うとともに、交付金の算定にあたっては、売上ではなく収益に応じた算定へと制度改正されるよう強く要望する。

なお、施行者の拠出した交付金の不適正な執行については、この交付金が大半の施行者の苦しい経営の中で拠出した資金であることに鑑み、厳正に執行・管理を行うとともに、

適正な情報開示がなされるよう要望する。

記

一 交付金の使途である「機械産業の振興」事業に対する補助は、本来、国家予算に基づいて行うべきであり、一号交付金の使途は、自転車競技法制定当時の本来の趣旨である「自転車産業の振興」に限定し、更に減額すること。

二 「体育事業その他の公益の増進」のため、体育・社会福祉・医療・文教・環境等の事業補助に使われているが、これらの事業は本来、国や地方自治体が地域の特性や独自の計画に基づいて実施すべきものであり、二号交付金は廃止すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年十月十七日

群馬県議会議長 中村 紀雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、あて)

#### 四 高金利引き下げに関する意見書

平成十六年の自己破産申立件数は、二十一万人を超えており、潜在的な破産予備軍と思われる多重債務者に至っては、百五十万人以上を数えると言われている。警察庁の

統計によれば平成十六年中に約八千人の人々が経済的な理由で自殺しており、平成二年と比較すると実に約六倍となっている。破産や自殺の要因と考えられる多重債務問題は、深刻な社会不安をもたらすものである。

この多重債務問題の原因の一つに、貸金業者の高金利による過剰融資が挙げられているが、普通預金金利が年〇・〇〇一％、公定歩合が年〇・一％という超低金利状況のなか、利息制限法の最高金利である年二〇％や、出資法の年二九・二％という上限金利は大変な高利であると言える。

また、出資法の特例規定により年五四・七五％という超高金利を適用することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）については、集金による返済という形態の必然性が薄れており、厳格に要件を守らない違反行為が横行している事案も数多く認められる。併せて、電話担保金融についても、電話加入権が実質的な財産的価値を失いつつある今日、同様の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低いと言わざるを得ない。

よって、国におかれては、国民生活における不安を解消し、その安定を図るため、下記事項について早急に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

一 利息制限法の制限金利を、市場金利に見合った利率まで引き下げること。

二 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。

三 貸金業の規制等に関する法律第四十三条のみなし弁済規定を廃止すること。

四 出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

平成十八年三月二十日

群馬県議会議長 中村 紀 雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、金融・経済財政政策担当大臣、金融庁長官、あて)

## 五 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

トンネル工事におけるじん肺被害は、大量のトンネル労働者に被害が出ているという規模の大きさ、更に公共事業工事によつて生み出されているということからも、早急に解決が迫られている重大な社会・政治問題である。

群馬県議会では、平成十二年十月十三日付けで、「じん肺患者の救済とじん肺根絶を求める意見書」を国会及び政

府関係機関に提出し、じん肺患者の救済とじん肺根絶対策の積極的な推進について要望したところであるが、今なお新たなじん肺患者が発生している状況にある。

本年六月十八日、じん肺に関する集団訴訟原告団と国との間で、和解が成立したところであるが、じん肺根絶に向けた取り組みは喫緊の課題である。

よつて本県議会は、改めて、国会及び政府に対し、トンネルじん肺問題の根絶のために、抜本的な対策を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年六月二十一日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、あて)

## 六 割賦販売法の改正を求める意見書

近年、特に高齢者を狙つた住宅リフォーム工事や健康食品、寝具、呉服、貴金属など高額な商品の次々販売等、悪質商法による被害が大きな社会問題となっている。このような被害の発生は、販売業者が消費者の支払能力を考慮せず、代金後払いで高額な商品の購入が可能となるクレジット

を利用した販売を行っていることが大きな要因となっており、クレジット会社もまた消費者の支払能力を十分に確認をせずにクレジット契約を締結させている。

このように、クレジット契約が悪質な販売業者による強引な営業活動を可能としており、悪質商法を助長する要因となつている。

国においても、これまでにクレジット会社(割賦購入あつせん業者)に対し、加盟店が法令に違反する勧誘行為を行っていないか実態を把握すること等、加盟店管理の強化・徹底についての指導を行つてきたが、クレジットを利用した取引による消費者被害は依然として多発している状況にある。

悪質商法による消費者被害の発生を未然に防ぐためには、悪質商法を助長するクレジット被害を防止することが重要であり、その方策を講じるために割賦販売法を次のとおり改正することを強く要望するものである。

一 過剰与信規制の実効性を確保すること。  
二 クレジット会社の不適正与信防止義務と既払金返還責任を規定すること。

三 割賦払い要件及び政令指定商品制を廃止すること。

四 個品方式のクレジット会社について規制を設けること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、経済産業大臣、あて)

七 経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める意見書

政府は十一月二十日に、日本経済がデフレ状態にあると三年五ヶ月ぶりに宣言した。

また、円高も進行しており、輸入品価格が下落し、デフレに拍車がかかる事態も想定される。さらに、日本経済を下支えする中小の製造業などが円高の影響で生産を縮小せざるを得なくなり、年末年始を控え、経済情勢の悪化は国民生活・雇用情勢への悪影響へとつながり、日本経済は危機的な状況にあると言える。

現下の経済情勢を克服し、デフレ脱却と経済の安定的成長を実現するためには、政府がリーダーシップを発揮し、国民に対して実効性のある対策を早急かつ的確に打ち出すことが求められている。

よつて、国会及び政府においては、以下の対策を早急に実行することを強く求める。

一 急激な円高による影響を緩和する中小企業金融対策

を充実・強化すること

二 雇用調整助成金制度の拡充などによる雇用の維持・確保と、長期失業者に対する職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援を充実させること

三 デフレ脱却と経済の安定成長を実現するマクロ経済政策を早期に策定すること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家战略担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、金融担当大臣、あて)

## 八 当面の電力需給対策に関する意見書

三月十一日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力・東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少し、さらに、中部電力浜岡原子力発電所の全面停止により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず全国的な問題に発展している。

電力供給力不足は国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼすため、政府は今夏の電力需給対策に加え、将来

的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。しかしながら、政府の電力需給緊急対策本部が五月に発表した対策では、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれず、不十分であり、夏場の電力不足を前に政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

よつて政府及び国会におかれては、下記項目について速やかに実現を図るよう強く要望する。

## 記

一 自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽熱利用システム、水力発電、小水力発電の導入補助を大幅に拡充すること。

二 LED照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。

三 稼働中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講ずること。

四 電力需給のひっ迫が長期化することを踏まえた、法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

五 電力供給不足対策としての計画停電を行わないこと。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提



出する。

平成二十三年六月十日

群馬県議会議長 南波 和憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経  
済産業大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

## 九 東京電力株式会社の電気料金値上げに反対する意

### 見書

今般、東京電力が自社の経営状況の悪化を理由に、突如として、一方的に電気料金の値上げを発表したことは、昨年夏の電力供給危機における、国民や企業の節電に対する真摯な協力を踏みにじる行為であり、極めて遺憾である。

今回の電気料金的大幅値上げは、現下の歴史的円高への対応に苦しむ製造業や長引くデフレと消費の低迷の影響を受けている小売業・サービス業等、各分野に甚大な影響を与えることは必至であり、電気料金的大幅値上げによるコスト上昇は、我が国産業の国際競争力を低下させ、産業の空洞化の加速と雇用環境のさらなる悪化を惹起し、地域経済を疲弊させるものである。

そもそも、日本の電気事業は地域独占体制が強固であるため、競争原理がほとんど機能せず、需要家が東京電力以外の民間事業者へ乗り換えることは事実上困難であり、今

回その弊害による高コスト構造が改めて明らかとなった。

さらに、福島第一原子力発電所の事故の直接的な原因は地震とそれに伴う津波であるが、安全対策の不備や事故後の対応などを考慮すれば人災としての側面も否定できない。

今回の電気料金の値上げは、これまでの政府の電力行政の不備や同社の安全対策の瑕疵による代償を国民や企業に転嫁するものであり、断じて容認できない。

今後とも電力の供給不足が懸念され、国民や企業の節電への理解と協力が不可欠であることから、国民の理解と協力を得るためにも、電気料金の値上げ等に関し、国として下記の措置を取るよう強く要望する。

### 記

一 地域経済に対して様々な悪影響を及ぼす今回の東京電力の電気料金的大幅値上げ方針について、速やかに見直しを行うよう東京電力に要請するとともに、国として、電気料金の値上げが生じることのないよう最大限の措置を講じること。

二 料金値上げありきではなく、まずは東京電力自らが国民の理解を得られるような大胆な経営合理化策を迅速に断行するよう強く求めること。また、その具体的な内容について、中長期的な方向性も含めて国民に明確に開

示させること。

三 電気事業に積極的に競争原理を導入し、地域独占体制の打破とその弊害による高コスト構造を改めること。

四 東京電力におけるこれまでの経営責任を明確化させるため、その責任の所在を徹底的に明らかにすること。

五 今後の電力需給の見通しについて、国民に対し、正確かつ継続的に情報を開示すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、あて)

## 第八項 県土整備部関係

### 一 北関東自動車道建設凍結に反対する意見書

道路関係四公団民営化推進委員会の間接整理が、去る八月三十日内閣総理大臣に対して報告された。

この中で、「国土交通大臣及び日本道路公団は、直ちに、高速自動車国道の施行命令の全面執行について、凍結・規格の見直しを含む再検討を行う。」とされている。

本県にとつて北関東自動車道は、生き生きとした特色ある地方都市圏を形成するための大動脈として、極めて重要な基幹施設である。

よつて、国においては、本路線の建設を凍結することなく整備促進を図られるよう、下記事項について特段の配慮を賜りたく強く要望する。

### 記

一 北関東自動車道の建設を工事進捗率や採算性のみで、凍結することなく早期の完成を図りたい。

二 北関東自動車道の沿線である本県東部地域は、北関東を代表する工業集積地であり、本路線の開通を予定した新たな開発が随所で展開されている。こうした実情を把握し、国においては、責任を持って整備を継続されるよう強く求める。

三 高速自動車道路はネットワーク化により、初めて絶大な効果が発揮される。

そのために、常磐・東北・関越・上信越自動車道等に繋がる「関東環状道路」の形成路線として、北関東自動車道の整備を国は着実に実施されたい。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年九月十九日

群馬県議会議員 岩井賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 二 道路整備についての意見書

本県は、一人あたりの乗用車保有台数、自動車免許保有率が全国一位であり、自動車が県民の日常生活に欠くことのできない移動手段になっている。

このため、都市部においては、主要幹線道路を中心に著しい交通渋滞が発生し、県民生活や経済活動に大きな影響を与えている。

一方、中山間地域の道路では、異常気象時には土砂崩れ、地滑りなどの災害が発生する恐れがあり、通行を制限しなければならぬ区間が数多くある。

また、歩行者、自転車利用者、障害者などの、すべての人々が快適、安全、安心に利用できる道路環境の整備が強く求められている。

このような状況から、道路予算を確保し、今後とも引き続き道路整備を推進する必要がある。

よって、国におかれては、本県の特長や事情を考慮した道路整備が促進できるよう、次の事項について特段の配慮を願いたく要望する。

## 記

一 本県にとつて道路整備のための、長期的、安定的な財源の確保が今後とも不可欠である。

このための必要な施策を講じられたい。

二 平成十五年度予算においては、所要の予算額を確保のうえ、道路整備を切望している地方への重点的な配分を願いたい。

三 首都圏それぞれの特色ある発展のため、北関東自動車道の建設を凍結することなく早期完成を図られたい。

四 地域高規格道路である熊谷渋川連絡道路の整備促進と上信自動車道の国による実施を図られたい。

五 県土の調和ある発展と地方と都市との均衡ある道路ネットワーク整備推進のため、国の支援を願いたい。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十一日

群馬県議会議員 岩井賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 三 北関東自動車道の早期完成に関する意見書

北関東自動車道は、群馬・栃木・茨城の三県を相互に結

び、各県の主要都市と常陸那珂港を連携することによって東京圏に集中している物流体系を再編するとともに、北関東の各都市の連携・交流を強化し、新たな情報の流れを確立しつつ、東京圏から自立し、生き生きとした特色ある地方都市圏を形成するための大動脈として極めて重要な基幹施設である。

実際に、北関東自動車道の沿線で、北関東を代表する工業集積地である本県東部地域では、本路線の開通を予定した新たな開発が随所で展開されている。

また、当自動車道は、関越自動車道や上信越自動車道と東北縦貫自動車道、常磐自動車道が一体となつて、高速道路ネットワークを構築することにより、初めて絶大な効果が發揮されるものである。北関東地域のみならず甲信越地域や東北地域を含めた東日本の広域的な連携・交流による地域の自立的発展や経済の活性化を図るとともに、災害時の防災活動や救急医療体制の確立など、県民の安全で便利な暮らしを実現するうえでも必要不可欠なものである。

本県県民は、北関東自動車道の一日も早い全線開通を待ち望んでいるところであり、引き続き、地方の意見や実情を十分に踏まえ、事業が遅延することなく、国の責任において早期整備が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提

出する。

平成十六年六月十一日

群馬県議会議長 矢 口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

#### 四 道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、県民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本である。今後二十一世紀において人口が減少し、過疎化や高齢化が進む中で、安全で活力ある県土づくりを進めるためには、道路網を計画的に整備し、適切に維持することは極めて重要である。

特に本県は地理的・社会的条件から自動車交通への依存度が極めて高い特徴がある。

現在県内では、北関東自動車道をはじめ高規格幹線道路網が着実に形成されつつあるものの、県民が安全に安心して豊かに暮らすためには、道路の整備水準は、未だ十分とは言えない。即ち、災害時のライフラインとなる重要な国・県道の防災対策や各地で発生している交通渋滞の解消、全国でも有数に高い交通死傷事故への対策など県民から強く求められている。

このため地方では、三位一体の改革により大変厳しい財政

状況の中、自主財源を投入してまでも道路整備を実施しているところである。今後とも道路網の整備・管理を適切に進めていく上では道路財源の安定的な確保は不可欠である。

現在、国においては、道路特定財源に関して一般財源化を基本方針として、見直しの議論がなされているが、見直しに当たっては、長期的視点に立つて遅れている地方の道路整備が着実に進められるようにすることが重要である。

よつて国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

一 道路特定財源の見直しに当っては、制度の趣旨を踏まえ、遅れている地方の道路整備に必要な財源としてこれを堅持すること。

二 地方の道路整備が着実に進められるよう、地方公共団体における道路財源の拡充に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を出す。

平成十八年三月二十日

群馬県議会議長 中村 紀 雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、金融・経済財政政策担当大臣、あて)

## 五 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書

道路は、県民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本である。今後二十一世紀において人口が減少し、過疎化や高齢化が進む中で、安全で活力ある県土づくりを進めるためには、道路網を計画的に整備し、適切に維持することは極めて重要である。

特に本県は地理的・社会的条件から自動車交通への依存度が極めて高い特徴がある。

現在県内では、北関東自動車道をはじめ高規格幹線道路網が着実に形成されつつあるものの、県民が安全に安心して豊かに暮らすためには、道路の整備水準は、未だ十分とは言えない。即ち、災害時のライフラインとなる重要な国・県道の防災対策や各地で発生している交通渋滞の解消、全国でも有数に高い交通死傷事故への対策など県民から強く求められている。

このため地方では、三位一体の改革により大変厳しい財政状況の中、自主財源を投入してまでも道路整備を実施しているところである。今後とも道路網の整備・管理を適切に進めていく上では道路財源の安定的な確保は不可欠である。

現在、国においては、道路特定財源に関して一般財源化を基本方針として、見直しの議論がなされているが、一般財源化は道路特定財源の安定的確保に大きな影響を及ぼす

ため、地方の遅れている道路整備がさらに大きく停滞することが懸念される。

よつて、道路特定財源の一般財源化に反対するとともに、国においては下記事項を実現されるよう強く要望する。

一 遅れている地方の道路整備に必要な財源としての道路特定財源を、一般財源化することなくこれを堅持すること。

二 地方の道路整備が着実に進められるよう、地方公共団体における道路財源の拡充に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十二月二十日

群馬県議会議長 大澤 正明

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 六 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書

道路は、県民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本である。今後二十一世紀において少子高齢化が進む中で、安全で活力ある県土づくりを進めるためには、道路網を計画的に整備し、適切に維持することは極

めて重要である。

本県は地理的・社会的条件から自動車交通への依存度が極めて高いが、現況の道路整備水準は十分とは言えない。特に、北関東自動車道をはじめ高規格幹線道路網を結ぶ上信自動車道、東毛広域幹線道路、西毛広域幹線道路及び国道五〇号前橋笠懸道路など幹線道路整備が強く求められている。また、各地で発生している交通渋滞の解消、全国で第二位と高い交通事故対策が緊急の課題である。さらに、一般の台風九号により県西部地域は記録的な豪雨に襲われ、県道が寸断され五地区に孤立集落が発生した。中でも南牧村は、村人口の二割近い四百八十八人が孤立状態となり、唯一の道路、水道及び電気も寸断され地区住民の生活に多大な影響を受け、あらためて、道路のライフラインとしての重要性が再認識されたところである。

国においては、昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、一般財源化は道路特定財源の安定的確保に大きな影響を及ぼすため、地方の遅れている道路整備がさらに大きく停滞することが懸念される。

よつて、道路特定財源の一般財源化に反対するとともに、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

一 道路特定財源については、一般財源化することなく、地方の道路整備が着実に進められるよう、道路財源の拡充に努めること。

二 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するにあたっては、地域間格差の対応や地域の活性化・自立等の観点から、地方の期待に応える道路整備を計画的かつ着実に推進すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 七 道路特定財源などの確保に関する意見書

道路は、県民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、現に、県民からの要望が最も多いのが道路整備の推進である。

道路特定財源諸税については、立ち遅れた道路整備を促進するため、本来の税率に上乘せした暫定税率とされており、今通常国会において暫定税率を維持すること等を内容とする道路特定財源関連法案が審議されているが、その適

用期限が平成二十年三月末(一部は四月末)に到来する。しかしながら、地方の道路整備は未だ不十分であり、本県においても厳しい財政状況にもかかわらず、道路特定財源のほかに多額の一般財源を投入して道路整備を行っているのが現状である。

こうした中、道路特定財源の一般財源化や道路特定財源の暫定税率を廃止することとなれば、安定的かつ確実な財源を確保できず、真に必要な道路整備が進まないばかりか、県及び市町村の財政・地域経済に多大な影響が及び、深刻な事態となることが危惧される。

よって、国会並びに政府におかれては、地方における道路整備の現状とその必要性を十分認識され、次の事項の実現を強く要望する。

### 記

- 一 道路特定財源は、安易に一般財源化するのではなく、「道路整備のための財源」という本来の目的に則り、真に必要な道路や道路関係の施策へ重点的に投資すること。
- 二 必要十分な道路整備が達成されるまで、本年度末にその期間が終わる暫定税率に係る道路特定財源関連法案を、今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な財源を確保すること。
- 三 地方の道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要な

としている。道路整備が確実に行われるよう、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体に  
おける道路整備財源の充実に努めること。

四 地方道路整備臨時交付金は、地方公共団体が行う地域の生活に密着した道路整備に不可欠であることから、本制度が維持されるよう関連法案についても、今年度内に成立させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年三月七日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の

### 推進に関する意見書

近年の地球温暖化による異常気象は、地球規模で発生している。とりわけ局地的集中豪雨による災害の頻度と規模の増大は、県民の生活を直撃するばかりでなく、県土の維持にも重大な影響を及ぼしている。

現在、国の指導のもと、県及び市町村が連携し「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律」の定めるところにより、土砂災害から県民の生命・身体を保護するという観点から、土砂災害警戒区域等の指定を推進しているところであるが、区域指定対象地域住民の不安は、日増しに募るばかりである。

よつて、県民が安心で安全な生活を維持できるよう、次の事項を強く要望する。

### 記

一 土砂災害警戒区域等の急傾斜地、土石流及び地すべり等の危険箇所に対する砂防施設整備のため、国の砂防関連予算の大幅な確保を図ること。

二 住民の安全・安心を確保するため、国の指導による土砂災害の防止に関する工事を強化し、特別警戒区域の指定解除に向けた施策を講じること。

三 土砂災害特別警戒区域内において建築確認申請を要する新築や増改築に伴う防護壁や安全対策の個人負担の軽減を図るため、国の新たな支援を行うこと。

四 国は、県及び市町村と連携し、土砂災害警戒区域等が過疎地域にならないように配慮すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年三月十九日

群馬県議会議長 中 沢 丈 一



(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 九 タクシー事業の規制緩和の再検討を求める意見書

改正道路運送法が施行されて六年になるが、タクシー事業の経営は、参入規制等の緩和を受けて、全国的な規模で大幅な事業者数、及び車両数の増加が著しく、各地で供給過剰が進展し、事業経営を圧迫している。

また、一部地域では無理な料金値下げが行われ、タクシー乗務員の長時間労働、過重労働による健康破壊や、収入の低下による生活破壊がもたらされ、さらには交通事故を誘発する危険性も指摘されている。

こうした状況に鑑み、今後ともタクシーを、安全で快適な公共性の高い交通機関として確保するため、これまでの規制のあり方について再検討がなされるべきである。

よつて、国においては、タクシー事業を巡る諸問題の解決がはかられるよう、これまでに実施してきた規制緩和の検証及び再検討を行うよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十月十日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、あて)

## 十 ハツ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書

ハツ場ダムは、昭和二十七年に当時の建設省がダム建設のための調査に着手するとの方針を提示して以来、五十六年の長きにわたる年月が経過している。

この間、地元水没関係住民は、激しい反対闘争や長い歳月にわたる議論を経て、苦渋の選択としてダム事業を受け入れてきた。

ハツ場ダムは、利根川上流域のダム群と連携し、流域に住む約四百八十八万人を洪水被害から守ると共に、首都圏約四百三十万人の都市用水を開発することを主な目的とするダムであり、治水及び利水上からも極めて重要な施設である。

このような状況の中、昨年十二月にはハツ場ダムの完成工期を五年間延長し、平成二十二年度から平成二十七年にすることを含む基本計画の変更案が国から示されたが、このことはダム事業の一日も早い完成を望む水没関係住民の意に反するものであり、極めて遺憾なことであると考えている。

群馬県議会は、先の二月定例会においてダム事業の早期

完成と生活再建に万全を期すことを念頭に基本計画の変更案に同意したが、国は速やかにその実行に努めていただきたいと考えているところである。

現在、水没関係住民は、来年度末を完成目途に整備が進められている代替地造成工事の進捗を見据え、新しい住宅建設など現地生活再建のための様々な準備に追われている状況にある。

このため、水没関係住民はもとより、地元町議会並びに群馬県議会等関係者は、早期のダム本体工事の着手と、一日も早いダム事業の完成を心の底から強く念願している。

平成二十年度末のハツ場ダム建設事業の進捗率は、約七〇％程度と見込まれているが、国内には本ダムを含めて無責任なダム不要論がある。

これらの無責任な言動は、現地で懸命に生活再建に努める水没関係住民の気持ちを逆なでし、これまでのご苦労を無視するものである。

全ての関係者が、ハツ場ダムの早期完成を望んでいることから、国は事業を遅滞させることなく、治水・利水両面において必要不可欠のハツ場ダムを早期に完成するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十九日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

### 十一 道路特定財源の「一般財源化」に関する意見書

道路は、防災、救急医療、通勤、通学など、二百万県民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な「生命线」であり、優先的に整備すべき社会資本である。

また、まちづくりなどの地域振興や地域経済の活性化のためにも、地域内外の交流と連携を支える道路網の整備を更に進める必要がある。

一方、昨今は、財政再建の名のもとに大幅な公共事業費の削減が進められたことにより、地方の社会基盤整備を支える建設業は崩壊寸前の様を呈している。

こうした中、本年五月に「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定され、平成二十一年度からの道路特定財源の一般財源化等、今後の道路整備の考え方が示されたが、道路整備が未だに道半ばである地方の実情、維持修繕や除雪等に苦しんでいる地方の実情などが全く理解されぬままに、「一般財源化」の仕組みづくりが成され、立ち遅れている地方の道路整備に影響があつては絶対ならない。

本県においても、東毛並びに西毛広域幹線道路や上信自動車道などの幹線道路からなる七つの交通軸の整備、首都圏への道路の連結強化、生活道路の渋滞や交通安全等の対策、維持補修の更なる充実など、道路事業に対する県民の要望が非常に多い。

よつて、国においては、道路特定財源の「一般財源化」に当たり、極めて厳しい地方財政の状況及び地方の道路整備の必要性に鑑み、今後とも、地方が必要とする、幹線道路網となる国・県道及び住民生活に密着した市町村道の体系的な整備を確実かつ計画的に推進するため、次の措置を講じよう強く要望する。

一 「一般財源化」に当たつては、直轄事業、補助事業をはじめ、現状の道路予算全体額である五・四兆円を確保するとともに、地方の道路整備財源となつている三・四兆円以上の額を「地方枠」として確保すること。

二 「地方道路整備臨時交付金」に代わる「地域活力基盤創造交付金(仮称)」については、地方の道路整備に使いやすい制度とすること。

三 内需刺激のための財政施策として、公共事業関係費のマイナス三〇%シーリングを一時中止すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十九日

群馬県議会議長 腰塚 誠

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

十二 八ッ場ダム建設中止撤回並びに建設推進を求める意見書

八ッ場ダムは、国と関係一都五県が法律に基づいて実施している共同事業である。

昭和二十七年に当時の建設省がダム建設のための調査に着手する方針を提示して以来、五十七年の長きにわたる年月が経過し、この間、地元水没関係住民は、激しい反対闘争や長い歳月にわたる議論を経て、苦渋の選択として本八ッ場ダム事業を受け入れてきた。

八ッ場ダムは吾妻流域に建設される唯一のダムで、広大な流域面積を持ち、かつ利根川上流ダム群の中でも最大の洪水調節容量がある。このため、多くの降雨パターンで洪水調節機能を発揮し、利根川上流域のダム群と連携し、下流都県に住む四百八十万人を洪水被害から守ることが期待されているとともに、首都圏約四百三十万人の都市用水を開発することを目的とする利水機能も併せ持っているダムであり、関係都県の利水者は八ッ場ダムの完成を前提に、八

ツ場ダムにより開発される用水の約五割を不安定な水利権である暫定水利権として取水が認められ、水道用水等として利用している。

八ツ場ダムの完成工期は平成二十七年であり、総事業費四千六百億円のうち平成二十年度末までに三千二百十億円が使われ、進捗率は約七〇〇程度となっている。現在水没地区住民は、ようやく移転可能となった代替地への移転が始まり、未来に向けての新生活を始めている中で、国と関係一都五県が進めてきた共同事業であるにもかかわらず、関係自治体への連絡調整もなく、九月四日に、国土交通省がダム本体工事の入札の延期を、同十七日には、国土交通大臣がダム本体工事を中止すると発表した。

利根川下流の関連都県知事は、利根川沿いに住む住民の安全と安定的に水を確保するために八ツ場ダムの必要性を訴えており、又、一都五県の議員二百六十五名でつくる「八ツ場ダム推進一都五県議員連盟」も、八ツ場ダム建設事業の早期完成を強く望んでいる。

従つて地元住民の長い間の苦しみと八ツ場ダム建設事業の必要性、又、本事業を中止にした場合には、多額の費用がかかる事などをご理解頂き、八ツ場ダム建設中止撤回を強く求めるとともに、下記事項の実現につき強く要望するものである。

一 八ツ場ダム建設事業は、国と地元住民・一都五県との約束のもとに行われている共同事業であり、国はその責任において事業の推進を図り、予定通りに全事業を完成させること。

二 地元住民の生活再建事業のためには、ダム湖の完成・国道J R付替え等の工事の一日も早い完成が必要であり最大限の努力を払い取り組むこと。  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十月一日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

### 十三 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書

政府は高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費六千億円を平成二十二年度予算概算要求の中に盛り込んだ。

しかしながら、鉄道、バス業界にとつては、高速道路無料化は地域のバス交通網縮小による経営悪化や鉄道の経営悪化を招き、自家用車を利用できない多くの交通弱者を生み出しかねないとの懸念がある。

また、政府が目指す高速道路無料化による経済活性化についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流入し、地域間で経済格差が広がることも考えられる。

さらに、原則無料化により、高速道路をはじめ、地域にとつて必要な道路整備事業の予算確保が困難になることも予想される。

また、政府の温室効果ガス排出削減方針との整合性についても問題があり、旧道路公団の債務返済について国民負担が増大することが懸念される。

よつて、国会及び政府においては、高速道路原則無料化の方針を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、あて)

#### 十四 地方の道路整備予算の確保を求める意見書

道路は、防災、救急医療、通勤、通学など、二百万県民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な「生命

線」であり、優先的に整備すべき社会資本である。

また、まちづくりなどの地域振興や地域経済の活性化のためにも、地域内外の交流と連携を支える道路網の整備を更に進める必要がある。

一方、国の来年度予算の概算要求においては道路予算が大幅に削減され、大変憂慮すべき状況になっている。

本県においては、上武道路、東毛及び西毛広域幹線道路や上信自動車道などの幹線道路からなる七つの交通軸の整備、首都圏への道路の連結強化、生活道路の渋滞や交通安全等の対策、維持補修の更なる充実など、道路事業に対する県民の要望が非常に多い。

政府においてはこのような状況を鑑み、平成二十二年度の予算編成に当たつて、安全・安心で快適な県民生活を確保する上で必要な道路整備のための予算確保を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、あて)

## 十五 八ッ場ダム建設推進を求める意見書

平成二十一年九月十七日の国土交通大臣の突然の中止発言以来、八ッ場ダム建設事業は、混乱している。この約一年半の間に次々に大臣が替わり、地元住民及び関係都県は非常に不安な状況に陥っている。

昨年、十月にようやく八ッ場ダムの再検証がスタートし、国土交通大臣は、①「中止の方向性」には言及せず、一切の予断を持たず八ッ場ダムの検証を行うこと

②今年の秋とはいわず、一日も早く、検証結果を出すこと  
③国の責任において、生活再建事業を遅れることなく確実に完成させることを約束した。

しかし、この間、川原湯温泉では老舗旅館の休業が相次ぐなど、地元住民の不安・混乱はより一層拡がってきている。さらに、地元住民にとつて、生活再建事業の早期完成は最も重要なことであるにもかかわらず、全体に整備が遅れ気味であるのではないかと心配する声も聞かれる。

八ッ場ダムは、首都圏の人たちの生活用水や工業用水を確保するとともに、利根川の氾濫による洪水被害を防ぐため、国と一都五県が実施している共同事業である。

五十八年にも及ぶ地元住民の長い間の苦しみと利根川沿川地域の生命・財産を洪水から守り、首都圏の水資源の安定確保に資する八ッ場ダム建設事業の重要性を鑑み、下記

事項の実現につき強く要望するものである。

### 記

一 八ッ場ダム建設については、検証作業を一日も早く終了させ、都民、県民を洪水から守り、安定した利水の確保に必要なダム本体を計画どおり完成させること。

二 地元住民の生活に密接にかかわる、道路・鉄道等の代替、代替地の造成、温泉施設の移転などの生活再建関連事業については、国の責任において、遅滞なく早急に完成させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十日

群馬県議会議長 関 根 圀 男

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 十六 八ッ場ダム建設事業検証作業の早期完了を求め る意見書

平成二十一年九月十七日に国土交通大臣の突然の中止発言から、約一年経った昨年十月、ようやく八ッ場ダムの再検証がスタートした。「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」幹事会が、昨年十月一日から本年

二月七日までに四回開催され、その後三ヶ月以上たつて、ようやく先月二十四日に第五回の幹事会が開催された。

第五回の幹事会では、利水対策案の概略検討が示されたが、未だに概略検討であり、治水対策案については概略検討さえ示されていない。ダム建設に代わる利水代替案も荒唐無稽で、非現実的なものである。

また、関係都県の知事などが出席する「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」は、いまだ開催されていない。

大畠国土交通大臣は、五月十九日の参議院国土交通委員会において、「八ッ場ダムの検証については、一切の予断を持たずに今年の秋までに結論を得る。できるだけ早期に結論を得るように努力していく姿勢に変わりはない。」と答弁している。

しかし、このような状況を鑑みると、検証が遅れていると大変危惧しているところであり、また、地元長野原町や東吾妻町のみならずも非常に大きな不安を感じている。

今回の東日本大震災では、千年に一度といわれる大きな地震によって、多くの被害が生じたところであり、「想定外」という言葉では済まされない防災対策の重要性が再認識され、防災のあり方が問われている。

これらの点を踏まえ、「中止の方向性」には言及せず、一

切の予断を持たず、今年秋とはいわず一日も早く検証結果を出すことが喫緊の課題であることに鑑み、下記事項の実現につき強く要望するものである。

#### 記

一 八ッ場ダム建設に関する検証作業については、今年の秋といわず、一日も早く、検証結果を出し、都民、県民を洪水から守り、安定した利水の確保に必要なダム本体を計画どおり完成させること。

二 地元住民の不安を解消するため、検証項目毎に今後のスケジュール(工程表)を明らかにすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年六月十日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

十七 八ッ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書

平成二十三年九月十三日に、八ッ場ダム建設事業の關係地方公共団体からなる検討の場において、洪水調整、新規利水、流水の正常な機能の維持の面から、八ッ場ダムが最も有利であることが国から示された。

平成二十一年九月十七日に、就任したばかりの前原元国土交通大臣は、突然に八ッ場ダム建設の中止を発表した。それから二年間が経過し、ようやく検証の結果が示されたところであり、この間、国土交通大臣は次々と代わられたが、各大臣は、八ッ場ダムは「予断を持たずに検証すること」を確約してきた。

また、野田総理大臣も国会で、「八ッ場ダムについては、検証の結果に沿って国土交通大臣が適切に対処されるもの」と答弁している。

従つて、国土交通大臣がこの検証結果に基づいて、他の声に惑わされることなく科学的合理性のある判断により、すみやかに対応方針を決定するべきである。

群馬県議会は、八ッ場ダム対策特別委員会を設置し、本ダムの必要性について多くの議論を行い、国に対して「八ッ場ダム建設事業検証作業の早期完了を求める意見書」などを提出してきた。

今年には東日本大震災、福島新潟豪雨、台風十二号による豪雨など想定を超える自然災害が発生し、多くの被害が生じた。「想定外」と言う言葉では済まされない防災対策の重要性が再認識され、国の役割の中で「災害から国民の生命財産を守る」ことが最も重要であることを、国民との共通認識を持ったところである。

百年に一度、二百年に一度の災害にどのように対応するのか、今こそ防災対策のあり方が問われており、今できる対策は即座に実施するべきであり、首都圏を洪水と濁水から守る八ッ場ダム建設事業を一刻も早く完成させることが喫緊の課題である。

これらのことに鑑み、下記事項の実現を強く要望するものである。

#### 記

一 八ッ場ダム建設が最も有利であることが明確に示された今、この検証結果を最大限尊重し、直ちにダム本體工事に着手するとともに、基本計画どおり平成二十七年までに八ッ場ダム建設事業を完成すること。

二 地元住民の生活再建事業を早期に完成させること。  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

#### 十八 八ッ場ダム建設事業の継続を求める意見書

平成二十一年九月十七日に当時の国土交通大臣が突然



八ッ場ダム建設事業中止を発言してから、二年以上の月日が経過した平成二十三年十一月七日、ようやく検証作業の全行程が終了し、国土交通省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が「建設継続が妥当」と結論付けた。

この検証作業は、前原元国土交通大臣の「治水利水について再検証を行う」、「アリバイづくりのための再検証でなく、徹底して情報公開する中で再検証を行い、最終的な結論を得る」との発言に始まり、この二年間に次々に替わつた大臣も、「予断を持たずに検証することを確認してきた結果である」。

与党民主党は「ダム本体工事に入ることとは容認できない」と、当時の国土交通大臣の指示により「有識者会議」が作った全国のダムを検証するルールに従つて、予断を持たず検証した結果を無視する発言をしている。

しかし、野田総理大臣が神聖な国会の場において「八ッ場ダムについては、現在のスキームによる検証の結果に沿つて国土交通大臣が適切に対処される」と答弁しており、前田国土交通大臣は検証結果に基づいて、すみやかに対応方針を決定するとともに、本体建設の予算措置を行うべきである。

「災害から国民の生命財産を守る」ことは、最も重要な国の役割であることはいうまでもなく、政治、経済の中心である首都圏を洪水と濁水から守ることは、我が国を守ること

そのものであり、八ッ場ダム建設はその一翼を担う重要な、喫緊の課題である。

こうしたことに鑑み、下記事項の実現を強く要望するのである。

#### 記

一 八ッ場ダム建設について、政府は、国土交通省の検証で「建設継続が妥当」との対応方針が示されことを重く受け止め、早期に「建設継続」の最終判断を行うとともに、平成二十四年度予算に速やかに八ッ場ダム本体建設経費を計上すること。

二 基本計画どおり平成二十七年まで八ッ場ダムを完成させるとともに、地元住民の生活再建関連事業を早急に完成させること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十六日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

十九 八ッ場ダム建設事業のダム本体工事の早期着工を求める意見書

平成二十三年十二月二十二日、前田国土交通大臣は、ようやく八ッ場ダムの建設事業の事業継続を表明し、その日のうちに八ッ場ダムの地元を訪れ、「八ッ場ダム建設事業の継続」を報告した。

前原元国土交通大臣が、平成二十一年九月十七日に突然の中止を発表してから二年と三ヶ月もの時間が経過し、その間、地元住民や関係者は翻弄され続けた。

「今後の治水のあり方に関する有識者会議が作った全国のダムを検証するルールに基づき、科学的、合理的な検証の結果、「八ッ場ダムの継続が妥当である」との結論となり、国が最終決定した以上、速やかにダム本体工事を着工することが国の責任と義務である。

所管する国土交通大臣は、各方面からの政府に対するダム本体工事の予算執行に關した理不尽な内容の申し入れ等の圧力に屈せず、責務を果たすべきである。

先のみえないなか、翻弄され続けてきた地元住民や関係者は、前田大臣から直接ダム建設事業継続の報告を受け、安堵の表情をみせていた。

国は、地元住民や関係者に再び先行きのみえない大きな不安を与えないよう、政府の方針として決定された「八ッ場ダム建設事業の継続」に従い、ダム本体工事の一日も早い着工を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月十九日

群馬県議会議長 南 波 和 憲

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、あて)

## 第九項 教育委員会関係

### 一 義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和六十年年度予算において旅費・教材費に対する国庫負担が廃止され、一般財源化されたことにはじまり、以降、恩給費・共済費追加費用の一般財源化等の見直しが行われており、地方の負担は一段と増大している。

さらに、文部科学省は、来年度から段階的に共済費長期給付金、退職手当等に係る経費を縮減するとともに、負担金の定額化を検討することとしている。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものである。このよう

な制度の重要性にかんがみ、義務教育の水準確保と地方教育行政の安定を図るとともに、学校栄養職員と事務職員をこの制度の適用対象から除外することなく、来年度以降ににおいても、これら職員の給与費に係る制度を初めとした現行制度を堅持することが必要である。

よつて、群馬県議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の現行水準を維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十八日

群馬県議会議長 岩井賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、あて)

## 二 義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和六十年年度予算において旅費・教材費に対する国庫負担が廃止され一般財源化されたことにはじまり、今年度からは共済費長期給付及び公務災害補償に係る分が一般財源化され、地方の負担は一段と増大している。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものである。このような制度の重要性にかんがみ、義務教育の水準確保と地方教育行政の安定を図るとともに、学校栄養職員と事務職員をこの制度の適用対象から除外することなく、来年度以降においても、これら職員の給与費に係る制度を初めとした現行制度を堅持することが必要である。

よつて、群馬県議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の現行水準を維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年六月十七日

群馬県議会議長 高木政夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、あて)

## 三 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これま

で大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、段階的に一般財源化が進み、平成十五年度には、共済費長期給付及び公務災害補償に係る分が一般財源化され、平成十六年度からは、総額裁量制の採用及び退職手当、児童手当に係る分の一般財源化等、大きな制度の変更がなされたところである。さらに、国は「三位一体の改革」の中で、平成十八年度末までに全額の一般財源化について検討を行うこととしている。

義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、来年度以降においても、学校栄養職員や事務職員を含めた教職員の給与費に係る義務教育費国庫負担制度を堅持することが必要である。

よつて、群馬県議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年六月十一日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、あて)

#### 四 教育基本法の改正を求める意見書

教育基本法は、昭和二十二年の制定以来、我が国の教育の大本を示す法規としてその役割を果たしてきたが、今や日本の教育そのものを見直す時期にきている。

戦後半世紀を経て、国際社会の変化に伴い日本の社会も大きく変化し、教育は多くの課題を抱えるに至った。

青少年の凶悪犯罪に見られるように規範意識や道徳心は希薄化し、学校教育においては、学校崩壊やいじめ、不登校、学力低下など多くの問題がある。また、家庭や地域社会においても教育力の低下が指摘され、今日、教育改革は国民的課題となっている。

こうした中、平成十五年三月、中央教育審議会は文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱している。

しかし、その後の論議は、その重要性に比して不十分なままになっている。

今こそ、将来の日本を担う国際社会に通用する人材の育成や、青少年の健全育成のあり方について、国として真剣に考え、新たな時代にふさわしい日本の教育の方向性を明確に指し示す必要がある。

よつて、国においては、一切のタブーを設けることなく論議を行い、教育基本法を改正するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月十三日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、あて)

## 五 義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまでに大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、段階的に一般財源化が進み、地方の負担は一段と増大しており、また、国の三位一体の改革の中で、平成十七、十八年度予算で八千五百億円程度の削減を行い、平成十七年度は暫定措置として四千二百五十億円の減額を行うこととされた。

教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方については、中央教育審議会等で平成十七年度の秋までに結論を得ることとなっているが、義務教育の水準確保と地方教育行政の充実に図るためには、来年度以降においても現行制度を堅

持することが必要である。

よつて、群馬県議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月十四日

群馬県議会議長 中村 紀雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、あて)

## 六 義務教育費国庫負担制度についての意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和六十年年度予算において旅費・教材費に対する国庫負担が廃止され、一般財源化されたことに始まり、以降、恩給費・共済追加費用等の一般財源化が行われており、平成十七年度予算においては中学校教職員給与費相当分が暫定的に一般財源化された。さらに、平成十八年度からは、国の負担率が二分の一から三分の一に削減された。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまでに我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてき

たところである。

この制度が縮小・廃止されることによる影響は、義務教育に係る財源確保の問題だけでなく、地方自治体の財政にも大きく関わるものである。

よつて、群馬県議会は、国会及び政府に対し、義務教育費国庫負担制度の維持及び国の負担率の二分の一への復元を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月十一日

群馬県議会議長 大澤 正明

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、あて)

## 七 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を

### 求める意見書

今般、川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、来年度より全児童生徒を対象とする「悉皆方式」から、「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正されている。

さらには、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査の実施」を「事業仕分け」の対象としたため、調査規模

がさらに縮小される可能性が出てきており、都道府県や自治体の学力比較ができなくなることにより、地域間格差を是正する実効性が失われるおそれさえある。

来年は、三年前に小学六年生だった生徒が中学三年生となり、「全国学力・学習状況調査」に参加する予定であるが、三年間の学習の成果を、定点観測により検証できる初めての機会であるにも関わらず、あえて「抽出方式」に切り替える合理的な理由がない。何よりも保護者から、子供の相対的な学力を知ることができることから、「全国学力・学習状況調査」に参加したいという声が、数多くあげられている。

抽出調査の対象外であっても、設置者が希望すれば利用できる「希望利用方式」も併用することであるが、その実施に関しては非常にあいまいであり、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となつた者と比べて、著しく不公平を生じる。悉皆調査であるからこそ、子供一人ひとりの課題などが把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となることから、悉皆調査として継続すべきである。

よつて、国におかれては、世界最高水準の義務教育を実現するために、小六・中三の全児童生徒を対象とする全国学力テストを継続して実施するとともに、その調査結果を最

大限利用するなど、さらなる充実を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十五日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、あて)

#### 八 教員免許更新制の存続を求める意見書

平成二十一年度より教員免許の更新制度がスタートした。教員免許更新制は、一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものである。制度導入にあたっては、教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待を集めていたところである。

しかしながら、政府は平成二十一年十月に、教員免許更新制の抜本見直しを表明し、平成二十二年度予算に、教員免許更新制の効果検証などを含めた調査・検討事業を計上した。

教員免許更新制度は、本格実施から一年も経っており

ず、成果や課題も十分にまとめられていない状況である。また、自己負担で講習を受けた教員への補償についても検討がなされていない。改革の方向性も示されないまま「抜本見直し」だけが表明されている現状では、学校現場が大いに混乱することも懸念される。

質の高い教員を確保し、国民の負託に応える教育水準を維持、発展させるためにも、政府においては、教員免許の更新制を存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

#### 九 教育公務員特例法の早期改正を求める意見書

北海道教職員組合が、平成二十一年の衆議院議員選挙にかかる違法献金の疑いを持たれている事件は、政治資金規正法違反容疑で、組合幹部が逮捕されるという重大な事態に発展した。

教職員組合の選挙活動に関しては、山梨県教職員組合が、平成十六年の参議院議員選挙に際して、政治団体の資

金集めに関するとともに、組合幹部が政治資金収支報告書の虚偽記載により、政治資金規正法違反で罰金命令を受けるなど、これまでも類似の事件が発生しており、子どもたちに強い影響力を持つ教員の政治的行為については、厳正に中立を保つべきとの指摘が、かねてよりなされていたところである。

現在、公立学校の教育公務員の政治的行為については、教育公務員特例法第十八条により、国家公務員と同様の制限が定められているものの、罰則が適用されていないこともあり、中立性が十分に担保されているとは言い難い状況である。

政府もかかる状況を認め、教育公務員特例法の改正につき、検討を表明したところであるが、政治的中立の立場から、子どもたちに公平公正な教育が実施されるよう、早急に法改正を行い、罰則規定を設けることを強く要望する。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月十九日

群馬県議会議長 原 富 夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、あて)

## 十 公立学校における空調(冷房)設備の導入推進に関する意見書

今夏の記録的な猛暑に対し、従前の暑さ対策では学校環境衛生基準を満たせず、適切な教育環境の確保が困難として、空調(冷房)設備の導入を検討する必要性に迫られている設置者がある。しかし、各設置者とも、老朽化対策や耐震化、統廃合など従前から継続して対応している課題に係る財政負担が大きく、空調(冷房)設備導入という新たな課題に対応することが困難な状況となっている。

よつて、国においては、特に義務教育については全国的に一定の水準を確保する必要があり、また、児童生徒の安全・安心にかかわることでもあることを踏まえ、下記の事項の実現を図るよう強く要望する。

### 記

- 一 平成二十三年度予算における公立学校施設整備費予算を確保した上で、空調(冷房)設備の設置事業について
- (一) 国交付金の算定割合を引き上げること。
- (二) 地方財政措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十六日

群馬県議会議長 関 根 罔 男



(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、あて)

## 第十項 警察本部関係

### 一 警察官の増員に関する意見書

本県は、首都圏域という地理的条件、高速交通網の発達、都市化・国際化の進展、長引く不況等を背景に、昨年中の刑法犯認知件数が三万件を突破し、戦後の混乱期を除き過去最高を記録するとともに、社会的反響の大きい殺人事件の続発、略取・誘拐事件の発生、路上強盗、来日外国人犯罪等の急増が県民の治安への不安感をなお一層拡大させているなど極めて厳しい治安情勢である。

このような情勢の中、国においては、危険水域にある日本の治安を速やかに回復するため、平成十三年度から地方警察官を緊急増員するとともに、平成十四年度から三箇年計画による地方警察官の増員計画を決定し、本県においても警察官の増員がなされたところである。

しかし、本県の警察官一人当たりの人口負担率は依然として他県と比較して高い水準にあり、今後、ますます厳しさを増す犯罪情勢に的確に対応し、懸念される治安の悪化をここで何とかくい止め、治安を元に復するためには、更な

る治安体制の整備が必要である。

そこで、国においては、本県の厳しい治安情勢及び治安体制を踏まえ、県民共通の願いであり県勢発展の基盤である良好な治安を維持し県民の安全で安心な社会生活を確保するため、警察官の大幅な増員が図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十一日

群馬県議会議長 岩 井 賢太郎

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家公安委員長、警察庁長官、あて)

### 二 警察官の増員に関する意見書

本県においては、首都圏域という地理的条件、高速交通網の発達、都市化・国際化の進展、長引く不況等を背景に、昨年中の刑法犯認知件数が三万九千八百三件と戦後最多を記録するとともに、社会的反響の大きい重要犯罪の多发、街頭犯罪及び侵入犯罪の頻発、来日外国人犯罪の急増等が県民生活に大きな不安を与えている。

特に、本年一月には暴力団が関与したとみられる一般市民を巻き添えとしたけん銃使用による射殺事件が発生する

など、正に、本県の良好な治安はもはや過去のものであると論じられるほど重大な岐路に立たされている。

このような情勢の下、国においては、危険水域にある日本の治安を速やかに回復するため、平成十三年度から平成十六年度までの三箇年計画による地方警察官の増員計画を決定し、本県においても警察官の増員がなされたところである。

しかし、本県の警察官一人当たりの人口負担率は依然として高い水準にあることから、今後、ますます厳しさを増す犯罪情勢に的確に対応するとともに、治安の危機的現状を打開し、県民の不安感を解消するためには、更なる人的基盤の強化が必要不可欠である。

そこで、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、県民共通の願いであり県勢発展の基盤である良好な治安を維持し、県民が安心して暮らせる安全な社会を確立するため、本県警察官の大幅な増員が図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年十月七日

群馬県議会議長 高木政夫

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官、あて)

### 三 警察官の増員に関する意見書

本県においては、首都圏域という地理的条件、高速交通網の発達、都市化・国際化の進展、長引く不況等を背景に、昨年中の刑法犯認知件数が四万七百五十三件と戦後最悪を記録し、本年上半期においてもその傾向は止まらず、全国における刑法犯認知件数の微減傾向に反して、犯罪の増加基調に歯止めをかけることがかなわぬ状況にある。特に、社会的反響の大きい重要犯罪の多発、街頭犯罪及び侵入犯罪の頻発、来日外国人犯罪の急増等が県民生活に大きな不安を与えている。

このような情勢の下、国においては、危険水域にある日本の治安を速やかに回復するため、平成十三年度から平成十六年度までの三箇年で地方警察官の増員を行い、本県においても警察官の増員がなされたところである。

しかし、本県の警察官一人当たりの人口負担率は依然として高い水準にあることから、今後、ますます厳しさを増す犯罪情勢に的確に対応するとともに、治安の危機的現状を打開し、県民の不安感を解消するためには、更なる人的基

盤の強化が必要不可欠である。

そこで、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、県民共通の願いであり県勢発展の基盤である良好な治安を維持し、県民が安心して暮らせる社会を確立するため、本県警察官の大幅な増員が図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月十三日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官、あて)

#### 四 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める

##### 意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途を辿っており、国民の誰もが犯罪被害者となり得る可能性を有している。こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛みを受け、ときには好奇と偏見の目にさらされながら、正当な援助を十分受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成十二年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認めら

れるなど、一定の前進はみられたものの、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など、犯罪被害者の多くが望んでいる重要な権利が認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に民事裁判を起こさなければならず、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いられている。

以上のことは、法制度上被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を欠いたものであり、早急に是正されなければならない。

よつて、群馬県議会は、国会及び政府に対して、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため、下記の項目を早急に実現する事を強く要請する。

- 一 犯罪被害者が刑事手続きに参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 二 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害回復を求めることができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
- 三 故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年十月十三日

群馬県議会議長 矢口 昇

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長、検事総長、警察庁長官、あて)

## 五 警察官の増員に関する意見書

本県においては、首都圏域という地理的条件、高速交通網の発達、都市化・国際化の進展等を背景に、昨年中の刑法犯認知件数が四万二千六百四十三件と四年連続で戦後最悪を記録したが、本年上半期においては、一万七千三百八十四件と昨年同期に比較して二一・〇%の減少に転じ、ここ数年間連続していた著しい増加傾向に一定の歯止めが掛かりつつあるように見受けられる。しかしながら、その内容を見ると、社会的反響の大きい重要犯罪が増加しているほか、暴力団、来日外国人等による組織犯罪、振り込め詐欺等の知能犯罪等の多発、さらに、少年犯罪の低年齢化に加え、人口十万人当たりの交通事故件数及び負傷者がともに全国ワースト二位となるなど、本県における治安情勢はいまだ予断を許さない状況にある。

このような情勢の下、国においては、平成十三年度から継続して地方警察官の増員に取り組み、この間、本県においても警察官の増員がなされたところであるが、本県の警察官一人当たりの人口負担率は、依然として高い水準にあることから、今後も、治安回復に向けた取組みを強力に推進し、犯罪の減少傾向を定着させ、県民の不安感を解消するためには、更なる人的基盤の強化が必要不可欠である。

そこで、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、県民共通の願いであり県勢発展の基盤である良好な治安を維持し、県民が安心して暮らせる社会を確立するため、本県警察官の大幅な増員が図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年十月十七日

群馬県議会議長 中村 紀雄

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官、あて)

## 六 警察官の増員に関する意見書

本県においては、首都圏域という地理的条件、高速交通網の発達、国際化の進展等を背景に、平成十六年まで刑法犯認知件数が四年連続で戦後最多を更新していたが、官民

一体となった犯罪抑止総合対策を強力に推進した結果、昨年は前年に比較して大幅に減少し、本年も昨年から減少傾向を維持している。しかし、その減少率は、全国と比較すると低いことから、犯罪の減少傾向が定着したとはいえない状況にあり、さらに、本年八月末現在の犯罪率（人口十万人当たりの刑法犯認知件数）は全国第九位と高率を保持している。

また、本県は全国でも有数の外国人集住地域を有していることなどを背景に、県人口に占める外国人登録者の比率が全国第七位、全検挙人員に占める来日外国人の比率が全国第二位であるなど来日外国人犯罪に対する県民の不安は、依然解消されていない。さらに、運転免許所持率及び自動車所有率が昭和四十年代から全国第一位を継続していることなどを背景に、人口十万人当たりの交通人身事故件数及び負傷者がともに全国ワースト二位となるなど本県における治安情勢は、いまだ予断を許さない状況にある。

このような中、国においては、平成十三年度から継続して地方警察官の増員に取り組み、この間、本県においても警察官の増員がなされたところであるが、本県の警察官一人当たりの負担人口は六百十一人（全国第十七位）であり、全国平均の五百八人と比較して依然として高水準にあることから、今後、治安回復に向けた取組みを強力に推進し、犯

罪の減少傾向を定着させ、県民の不安感を解消するためには、更なる人的基盤の強化が必要不可欠である。

そこで、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、県民共通の願いであり県勢発展の基盤である良好な治安を維持し、県民が安心して暮らせる社会を確立するため、本県警察官の大幅な増員が図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月十一日

群馬県議会議長 大澤 正 明

（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官、あて）

## 第二節 決議

### 第一項 総務部関係

#### 一 暴力団排除の推進に関する決議

暴力団は、住民の生活や企業活動等に不法に介入するなど、その活動は悪質多様化し、民主主義社会の正常な発展に悪影響を与えている。

去る一月二十五日前橋市内において暴力団が関与した一般市民を巻き込む拳銃使用の殺傷事件は、県民の間に大きな衝撃を与えた。

県民は、暴力団による犯罪行為や抗争事件によつて、いつ更なる危害を加えられるかわからない不安に脅かされ、平穏で平和に暮らす権利が侵害されており、県民が自ら立ち上がり暴力団排除の気運をより一層高めなければならぬ。

よつて、群馬県議会は、暴力団の存在を許さないという強い意志のもとに、県民総ぐるみにより暴力団の存在しない、安全・安心で明るく住みよい群馬県の実現を期するものである。

以上決議する。  
平成十五年三月十二日

群馬県議会

## 二 第一号議案平成十八年度群馬県一般会計予算に係る附帯決議

本予算の歳出中、第二款総務費第二項文教費のうち、「学校法人太田国際学園ぐんま国際アカデミー」に対する私立学校助成については、平成十七年十二月定例県議会において、補助額の増額等を求める請願が全会一致をもつて

採択されていることを県当局は重く受け止め、当事者間において早急に解決を図り、平成十八年九月定例県議会開会日までに県議会に報告することを強く要望する。

以上、決議する。

平成十八年三月二十日

群馬県議会

## 三 県公費不正支出への自主返納で生じた残余金の取り扱いに関する決議

平成八年に明るみとなった県の不正経理問題では、職員からの抛出金やカンパ活動等により、総額十一億三千九百万円が寄せられ、利子を加えた不正支出額約七億六千七百万円を県に返還し、現在、約三億七千六百万円の残余金が生じている。

返還後の残余金については、当時、「今後の改革に向けた諸事業に活用することを中心に検討していきたい」とされたが、何ら活用されることなく現在に至っている。

現在、「県職員公費支出改革会議」において管理されている残余金を、このままの状態で放置することなく、広く県民の理解が得られるよう、一日も早く処理することを強く要望する。

以上決議する。

平成十八年十月十一日

群馬県議会

#### 四 飲酒運転撲滅に関する決議

飲酒運転による痛ましい交通事故を契機として、社会全体で飲酒運転撲滅の機運が高まっている。

飲酒運転撲滅のためには、運転者自らが飲酒運転は絶対にしないという強い意識を持つことはもとより、社会全体が「飲酒運転は絶対にさせない、許さない」という環境を醸成することが必要である。

本県議会は、関係機関・団体とも連携のうえ、飲酒運転による悲惨な交通事故のない社会の実現のため、飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを決議する。

平成十八年十月十一日

群馬県議会

#### 五 ぐんま国際アカデミーに対する私学助成問題の早期解決に関する決議

「ぐんま国際アカデミー」に対する私立学校助成については、二月定例県議会における附帯決議で、平成十八年九月定例県議会開会日までに当事者間で問題解決するよう強く要望したところであるが、未だ問題解決が図られていな

い。

こうした状態が長期化することは、「ぐんま国際アカデミー」で学ぶ子ども達や父兄に大変不安な日々を強いている。設立に至る経緯、私学助成決定の考え方において、県と太田市の間で、見解の相違はあるものの、次代を託す子ども達のことを考え、お互いの歩み寄りにより、この問題は解決されなければならない。

なお、解決にあたり、「ぐんま国際アカデミー」への私学助成金の交付は、全国的に例を見ない極めて低額であるため、県は、今年度中に地方交付税単価相当額を上乗せした増額補正予算を計上し、交付することを本県議会は強く要望する。

以上決議する。

平成十八年十月十一日

群馬県議会

#### 六 事務検査に関する決議

地方自治法第九十八条第一項の規定により、次のとおり事務の検査を実施する。

記

##### 一 検査事項

知事室長及び秘書課職員の「政治的行為の制限」の検

査に関する事項

## 二 検査方法

本検査は地方自治法第一百十条及び委員会条例第四条の規定により、委員十三人からなる「行政の中立に関する調査特別委員会」を設置して、これに付託する。

## 三 検査権限

本議会は一に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第九十八条第一項の権限を上記特別委員会に委任する。

## 四 検査期限

上記特別委員会は一に掲げる検査が終了するまで閉会中もおこなふ検査を行うことができる。

平成十九年六月二十一日

群馬県議会

## 七 県議会議員の政治倫理の確立に関する決議

県有地等の取得・処分に関する特別委員会の審査によつて、群馬県住宅供給公社が元県議会議員の親族企業から購入した「前橋市元総社県営住宅用地」が長期間にわたり

未利用、いわゆる塩漬けになっている問題や「前橋市みずき野分譲住宅予定地」の購入契約解除や親族企業が関わる企業への売却問題に関して、その土地取得に元県議会議員

の働きかけや関わりが明らかとなった。

県、住宅供給公社及び親族企業の土地取引を舞台に、県議会議員が親族企業への利益供与と疑念を持たれかねない行動を取ったことは、著しく県議会の信頼を失墜させるものであり、看過することの出来ない由々しき事態である。

また、このような重大な事態に陥るまで、県議会も、この問題を明らかに出来なかつたことは大変遺憾なことであり、県民の代表である私たちは、これを重く受け止めなければならない。

我々県議会議員は、県民の厳粛なる信託により、県民の代表として県政に関わる権能と責任を有していることを深く認識し、いやしくも政治不信を招くことのないよう、公正、誠実を旨とする厳しい政治倫理によつて、みずから厳しく律することを改めて肝に銘ずるものである。

ここに群馬県議会は、政治倫理に関する条例の制定を目指すとともに、行政に対する監視機関として県民の期待に応え、不当な行政への介入を排除し、今後とも健全な議会運営に取り組むことを決意する。

以上、決議する。

平成二十年十二月十九日

群馬県議会



## 八 県有地等の取得及び処分の適正化並びに有効活用に関する決議

県議会は、県住宅供給公社が元県議の親族企業から購入した前橋市元総社県営住宅用地が長期間にわたり未利用、いわゆる塩漬けになつている問題を契機として、県有地等の取得・処分に関する特別委員会を設置し、県及び県が出資する公社・事業団等の土地等の取得及び処分並びに有効活用について、集中的に審査を行つてきた。

この中で、県営住宅用地や土地開発基金保有土地において、その利用目的、必要性、適地性及び購入価格等の検討が必ずしも十分になされなのまま買収され、事業の凍結等により、有効利用の手だてが講じられないまま放置されている実態が明らかになった。また、当該土地に巨額な評価損が生じていることも判明した。

今回の事件は、直接的には当時の担当部局の責任が大きいのと言えるが、問題の本質は、当時、県庁の構造的な問題があつたと思われる。すなわち、知事並びに県全体としての意思決定や責任の所在があいまいにされたまま、巨額の土地買収を可能ならしめる体制、組織が運営されたことにある。このような体制を構築、看過した前知事の責任は誠に大きいと言わざるを得ないところである。

当局においては、特別委員会の審査経過を踏まえ、土地

開発基金を廃止するに至つたところであるが、今後、県有地等の取得、保有及び処分が適正に行われるよう下記事項について強く要請する。

### 記

- 一 土地取得等の意思決定について、権限や責任の所在を明確にすること。
- 二 土地買収に際し、利用目的、必要性、適地性及び購入価格等を十分に検討するとともに、その検討過程における記録及び書類等を適切に保存すること。
- 三 未利用地及び低利用地は、処分を含め、利活用等の方策を検討すること。
- 四 県が出資する公社・事業団等についても、土地の取得及び処分並びに保有土地の利活用について、より一層の適正化を図ること。

以上、決議する。

平成二十一年三月十八日  
群馬県議会

## 九 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する決議

政府・与党では国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

わが国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作り工夫が必要であるが、永住外国人に対する地方参政権付与については、民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。

日本国憲法第十五条第一項においては、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また、第九十三条第二項においては、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

また、平成七年二月二十八日の最高裁判所判決では、「第九十三条第二項にいう住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当」としている。

よつて、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ない。

したがつて、拙速な結論を出すことに強く反対し、永住外国人に対する地方参政権付与を断じて行うことのないよう強く要望する。

以上、決議する。

平成二十二年三月十九日

## 第二項 環境森林部関係

### 一 群馬県林業公社の今後のあり方及び負債返済に関する決議

県議会は、多額の負債を抱える群馬県林業公社の今後のあり方及び負債返済に関して、林業公社対策特別委員会を設置し、一体的、横断的、集中的に審査を行つてきた。

この中で、林業公社の分収林事業は、国の造林拡大政策を受けて昭和四十一年の公社設立以来、平成十五年までの間に五千二百ヘクタール余の森林造成を行い、森林資源の蓄積という成果のみでなく、森林組合等の発展あるいは雇用など山村地域の振興に大きな役割を果たしてきた事実を再確認したが、昭和五十五年をピークとした木材価格の下落によつて、分収林事業は事実上「破綻」をきたしており、林業公社の抱える百六十五億円の負債については、今後の返済の見通しがつかない状況にあることも改めて認識したところである。

したがつて、林業公社の問題をこのまま放置すれば、今後、県民負担がさらに増大することは明らかであり、「抜本的改革」に着手するとした知事の判断を支持しつつ、「林業

公社の今後のあり方」に関しては、「公社改革」にあたり百五十億円にも及ぶ県民負担が発生することを極めて重く受け止めたうえで、県民への説明責任を果たすためには「解散すべきである」との結論に達した。

また、制度的に破綻した分収林事業は、事業継続が困難であることから、廃止を前提に森林所有者の理解と協力を得ながら契約の解除に努めるべきであるが、その際には森林の公益的機能を損なわないために、別の管理手法を検討する必要があると考える。

次に、「林業公社の負債返済」に関しては、県民負担を最小にするとの観点から「第三セクター等改革推進債」を活用し、できるだけ早期の償還に努めるべきであると結論づけるとともに、林業公社の分収林事業は国策によって推進されたことに鑑み、今後も引き続き林業公社対策に対する国の支援を強力に求めていくべきであると考える。

なお、林業公社の解散には、新たな森林整備法人認定の必要性等いくつかの課題も存在するため、今後、具体的な方策を推進する中で、その解決に努めることを強く要望するものである。

最後に、林業公社の分収林事業については、平成十二年の包括外部監査でも指摘を受けたところであり、県議会としてこれまで林業公社の経営に関する本格的な議論を怠って

きた責任があり、県民に対し深くお詫びする。

以上、決議する。

平成二十二年十二月十六日

群馬県議会

## 第三項 農政部関係

### 一 平成二十二年産コメの品質低下に対する緊急対策を求める決議

平成二十二年産の水稲は梅雨明け以降の生育期に、記録的な高温が続いたことにより、全県的に水稲が登熟不良となり、コメの品質が著しく低下している。

特に平坦地域を中心に、これまで経験したことのない割合で規格外米が発生するなど、経済的に多大な損失を被っている。

さらに、このコメの品質低下による経済的損失は、農家ばかりでなく地域経済にも大きな影響を与えている。

このため、県においては、災害に遭われた農家の救済はもとより、県産米の消費拡大や、気象災害への対応を的確に行うよう、下記事項について強く要望する。

記

一 コメの品質低下について、「群馬県農漁業災害特別措置

条例」の被害対象とし、損害を受けた農家に対して条例に基づく適切な処置を講ずること。

二 県産米の消費拡大を図るため、消費者に対して積極的に広報・PRを行うこと。

三 学校給食や県有施設等における県産米の利用について積極的に取り組むこと。

四 コメの品質低下の要因を徹底的に分析し、次年度以降の発生防止に向けて万全の対策に取り組むこと。  
以上、決議する。

平成二十二年十月二十日

群馬県議会

#### 第四項 産業経済部関係

##### 一 群馬県中小企業憲章制定に関する決議

本県は、県内事業所の約九九％は中小企業であり、働く人の約八〇％がそこに雇用されているまさに「中小企業立県」である。また、多種多様な分野で果敢に挑戦する中小企業は本県産業の強みである。

現在、急激に変化する社会経済状況の中で、これからの本県経済を維持・発展させるためには、地域を支える中小企業の健全な発展を促進することが必要であり、喫緊の課

題となっている。

ついで、今後ともこうした企業を生み育てる環境づくりをすすめ、中小企業、そしてすべての県民の生業に活力を与えて、その業に関わる県民が誇りを持つて生きる「ふるさと群馬」を築いていくことを目指すため、下記事項の趣旨を踏まえた群馬県中小企業憲章を早急に制定するよう強く要請する。

#### 記

一 地域に根ざした活力ある中小企業の存在が、豊かな地域社会の基盤として県民生活の向上に寄与することから、その健全な発展に努めること。

二 中小企業の特性に応じた活動と新たな事業への挑戦を可能にする総合的な施策を、国、市町村、その他の機関と連携しながら推進すること。

三 中小企業的重要性を子どもたちに伝え、子どもたちが将来、県内で起業することや中小企業で働くことに誇りと夢を持てるようにすること。

四 地域経済の活力を維持するため公正な市場の確保に努め、中小企業の果敢な挑戦を支援すること。

五 施策立案及び実施にあたっては、中小企業の経営に対する影響について配慮するよう努めること。  
以上、決議する。

平成二十三年三月十日

群馬県議会

## 第五項 県土整備部関係

### 一 北関東自動車道の早期全線開通を求める決議

北関東自動車道は、現在、全体の約五割の六四・九kmが開通し、東日本高速道路株式会社により、残区間の整備が鋭意推進されているところであるが、全線開通は太田IC（仮称）から東北自動車道岩舟JCT（仮称）の間が完成する平成二十三年度末に予定されている。

本道路は、単に主要都市間の移動時間の短縮に留まらず、本県の経済発展、県民生活の向上をはじめ、文化、観光等の交流に極めて大きい効果が期待されているため、計画を前倒し、早期全線開通が図られるよう、県民総意に基づき、強く要望する。

とりわけ、本県で平成二十年三月二十九日から開催される「第二十五回全国都市緑化ぐんまフェア」において、来場者の利便性向上や周辺道路の混雑緩和等に大きく寄与する伊勢崎ICから太田IC（仮称）の間については、フェア開催前に開通が図られることを強く要望する。

以上、決議する。

平成十九年十月十二日

群馬県議会

### 二 ハツ場ダム建設継続を求める決議

平成二十一年九月十七日に国土交通大臣が突然ハツ場ダム建設事業中止を発言してから、二年以上の月日が経過した平成二十三年十二月七日、ようやく検証作業の全行程が終了し、国土交通省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が「建設継続が妥当」と結論付けた。

この検証作業は、前原元国土交通大臣が「治水利水について再検証を行う」、「アリバイづくりのための再検証でなく、徹底して情報公開の中で再検証を行い、最終的な結論を得る」との発言に始まり、この二年間に次々に替わった大臣も、「予断を持たずに検証すること」を確約してきたところである。

与党民主党は「ダム本体工事に入ることは容認できない」と、当時の国土交通大臣の指示により「有識者会議」が作った全国のダムを検証するルールに従って、予断を持たず検証した結果を無視する発言をしている。

しかし、野田総理大臣が神聖な国会の場において「ハツ場ダムについては、現在のスキームによる検証の結果に沿って国土交通大臣が適切に対処されるもの」と答弁しており、前

田国土交通大臣は検証結果に基づいて、すみやかに対応方針を決定するとともに、本体建設の予算措置を行うべきである。

この検証の二年間は何だったのか。多くの時間と費用が無駄になっただけではないか。

検証結果を先延ばししている間にも、川原湯温泉では、老舗旅館の休業が相次ぐなど、地元住民の不安、混乱はさらに一層拡がってきている。

「災害から国民の生命財産を守る」ことは、最も重要な国の役割であることを「二・一一の大災害」からの教訓としたところである。政治、経済の中心である首都圏を洪水と濁水から守ることは、我が国を守ることにそのものであり、八ッ場ダム建設はその一翼を担う重要かつ、喫緊の課題である。

こうしたことに鑑み、下記事項の実現を強く要望する。

#### 記

一 八ッ場ダム建設について、政府は、国土交通省の検証で「建設継続が妥当」との対応方針が示されことを重く受け止め、早期に「建設継続」の最終判断を行うとともに、平成二十四年度予算に速やかに関係経費を計上すること。

二 基本計画どおり平成二十七年まで八ッ場ダムを完成させるとともに、地元住民の生活再建関連事業を早急

に完成させること。

以上、決議する。

平成二十三年十二月十六日

群馬県議会

#### 第六項 教育委員会関係

#### 一 第六十一回国民体育大会冬季大会スキー競技会開

#### 催決議

本県は、昭和五十三年に「スポーツ県群馬」を宣言し、「いつでもどこでもみんなでスポーツ」を合い言葉に広範なスポーツ活動を推進しており、平成十三年度からは「元氣！ぐんま 生涯スポーツ社会の実現に向けて」をテーマに掲げた「ぐんまスポーツプラン」をスタートさせ、健康で明るく豊かな県民生活の実現を図ってきたところである。

このような本県において、第六十一回国民体育大会冬季大会スキー競技会を誘致開催することは、誠に意義深く、また、時宜にかなうものであると確信する。

よつて、第六十一回国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催については、本県が開催地として指定されるよう、県民総意に基づき、強く要望する。

以上決議する。

平成十五年三月十二日

群馬県議会

## 二二〇一六年オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議

我が国ではこれまで一九六四年の夏季東京大会をはじめ、一九七二年の冬季札幌大会、一九九八年の冬季長野大会と、三回のオリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜びを与えてきた。

そして今、二十一世紀を迎え、再び東京都は、夏季オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会を開催することを目指している。

これらの競技大会を通して、我が国がこれまで培ってきた伝統や文化、先端技術を世界に発信し、平和を希求する強い意志と不屈の精神を示すことは、改めて世界の平和と発展に貢献するものである。

また、我が国を舞台に、世界のトップアスリートが技と力を競い合う姿は、未来を担う子どもたちに新たな感動を与え、青少年の健やかな成長を促すことと考えられる。

更に、本県にとっても、多数の外国人の来訪により、国際交流の促進や経済効果が期待されるとともに、世界に本県

をPRする絶好の機会として意義の深いものである。

よって、群馬県議会は、二〇一六年オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の日本開催を心から希望するとともに、東京都の招致活動を全面的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

平成二十年三月十九日

群馬県議会

## 第四章 事務局

### 一 組織等の変遷

#### (一) 職員定数

群馬県議会事務局の組織及び定数に関する条例(昭和五十二年三月条例第七号)が施行されて以来、職員定数の変更はなく、一般職の職員の定数は、三十六人である。

#### (二) 組織等の変遷

平成十四年四月、人事異動に伴い、専門官及び管理長代理の職を新たに設置した。

平成十五年四月、グループ制導入に伴い、各課に置かれた係を次のように改めた。総務課は、総務係、予算経理係、秘書室秘書係を、総務経理グループ、秘書室秘書グループに、議事課は、議事係、委員会係を、議事グループ、委員会グループに、調査広報課は、広報企画係、調査資料係を調査広報グループに改めた。また、職員の職についても、課長補佐、主幹、係長、係長代理を、補佐、係長、主幹、副主幹に改め、役付職員の係長をグループリーダーに改めた。

平成十七年四月、守衛の定年退職に伴い、職員の職から守衛の職を削除した。

平成十八年四月、職員の職について、新たに補佐(総括)、係長(総括)、主幹(総括)、主査(総括)、主幹運転技師を設置し、管理副長を廃止した。

平成十九年四月、所属長の指定により置いていたグループのサブリーダーについて、人事上の正式な発令を行うことになった。

平成二十年四月、係制の再導入に伴い、各課に置かれたグループを次のように改めた。総務課は、総務経理グループ、秘書室秘書グループを、総務経理係、秘書室秘書係に、議事課は、議事グループ、委員会グループを、議事係、委員会係に、調査広報課は、調査広報グループを調査広報係に改めた。また、役付職員のグループリーダーに係長に改めた。

平成二十一年四月、組織改正により、総務課の総務経理係が廃止され、総務係、予算係が新設された。

平成二十三年四月、組織改正により、調査広報課の調査広報係が廃止され、政策調査係、企画広報係が新設された。



平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の局長、課室長は、次のとおりである。

次 議 事 課 長	秘書室長	事務局長	総務課長	次					
			総務係 (四名)	予算係 (三名)	秘書係 (七名)	議事係 (三名)	委員会係 (四名)		
議員及び職員的身分、議員報酬及び職員給与、顕彰、慶弔会、議員控室、議事堂管理、議会の傍聴、情報公開、資産等の公開、各課事務の総合調整		予算、決算、経理、費用弁償及び旅費、政務調査費、物品調達及び出納保管		正副議長の秘書事務、議長会、儀式、公用自動車の管理		本会議、議案の受理、議員提出議案、議決報告		委員会及び公聴会、請願陳情、会議録	

次 調査広報課長	政策調査係 (二名)	議員の政策提案補助、全国議長会、県政資料の収集、自主調査及び依頼調査、図書室運営、議会史編さん
企画広報係 (二名)	報道機関との連絡調整、議会広報、刊行物の発行、議会ホームページ、展示ホール運営	

職名	在職期間	氏名
事務局長	自平成一一・九・二一 至平成一六・三・三一	茂原 璋男
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	谷野 和義
〃	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一	齋藤 隆
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	須田 栄一
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	栗原 弘明

議事課長	〃	〃	〃	〃	秘書室長	総務課長	事務局参事	総務課長	〃	総務課長	事務局参事	総務課長	事務局参事	総務課長	事務局参事	総務課長	
至平成一五・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成一九・四・三一	至平成一九・三・三一	自平成一六・四・三一	至平成一六・三・三一	自平成一三・四・三一	至平成一四・三・三一	自平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	至平成二二・三・三一	自平成二二・四・三一	自平成一九・四・三一	至平成一九・三・三一	自平成一八・四・三一	至平成一八・三・三一	自平成一五・四・三一
小見輝夫	萩原みどり	長井美由紀	鈴木恵子	石川智子	緑川善彦	緑川善彦	川田恵一	高橋秀知	高橋秀知	小見輝夫	関寿佑						

〃	〃	〃	〃	調査広報課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
至平成二二・四・三一	自平成一九・八・三一	至平成一九・七・三一	自平成一八・四・三一	自平成一五・四・三一	至平成一五・三・三一	自平成一三・四・三一	至平成一三・三・三一	自平成一一・四・三一	自平成一〇・四・三一	至平成一〇・三・三一	自平成一八・四・三一	自平成一七・四・三一	自平成一七・三・三一	自平成一五・四・三一
阿部成司	徳安尚人	反町敦	船戸正重	高橋尊彦	長尾景茂	塚越正弘	緑川善彦	栗原弘明	高橋秀知	須田栄一				

## 二 各種刊行物の発刊

### (一) 議会・議員関連刊行物

#### ア 会議録(本会議の記録)

議会の都度

一三五部

#### イ 議会提要(議会関係の法規、資料等を収録)

平成十九年から加除式に変更

三〇〇部

#### ウ 議会事例集

(昭和二十二年五月以降の特異事例を収録)

四年に一回

#### エ 議会書式例

随 時

二〇〇部

(会議規則、委員会条例関係等の書式例を収録)

#### オ 請願文書表

(提出された請願の要旨を収録)

一三〇部

#### カ 陳情書参考送付一覧表

(提出された陳情の要旨及び要望の一覧を収録)

一三〇部

#### キ 議会の都度

請願の処理の経過及び結果報告書

(採択等された請願の執行部における処理の経過と結果の状況報告を収録)

#### ク 議会手帳(国会、県議会議員及び県幹部の名簿、県地域機関等一覧表等を収録)

年 一回

一、〇六〇部

#### ケ 議会資料(県行政等の情報、資料を収録)

随 時

八〇部

#### コ 当初予算参考資料(当初予算審査のための参考資料を収録)

年 一回

八〇部

#### カ 県行政資料(委員会別に県の主要事業と予算の概要を収録)

年 一回

四〇〇部

#### シ 議会四力年の回顧(議会四か年の活動状況と議員それぞれの所感を収録)

四年に一回

一五〇部

#### サ 平成二十三年発行分は、議会改革検討委員会の答申に基づき、経費削減のために簡素化して作成した。

(二) 広報関連刊行物

ア 議会要覧(議員の顔写真、略歴等を紹介)

四年に一回

五二〇部

#### イ 議会だより(議会の活動状況、一般質問の内容等を紹介)

年 一回

一三〇部

年 四回

七四六、七〇〇部

「ぐんま県議会だより」の表題は、平成十四年度発行第十三号から平成二十二年度発行第四十四号まで「ぐんま県議会だより県議会最前線」とし、第四十五号からは「群馬県議会だより」となった。なお、平成二十三年度発行第五十号から表題の揮ごうを高等学校書道部等の生徒に依頼した。また、紙面サイズも従来のA四判からタブロイド判に平成十八年度発行第二十九号から変更した。



ぐんま県議会だよりの変遷

ウ グラフぐんま(定例会の状況等を紹介)

年 四回

一六、六〇〇部

エ 議会時報(議会の活動状況及び関係諸資料等を収録し紹介)

議会の都度

三〇〇部

オ 議会時報点字版(視覚障害者用に点字による議会時報の紹介)

議会の都度

四三五部

カ 議会時報録音版(視覚障害者用に録音による議会時報の紹介)

議会の都度

七五部

キ 請願陳情の手引

(請願陳情の手続きを紹介したパンフレット)

随 時

ク 議会史(地方制度、議会の組織及び選挙、議会の概要等を収録)

平成十七年十二月に第九卷(昭和五十四年～昭和六十二年)を刊行

第九卷 六〇〇部

平成二十三年一月に第十卷(昭和六十二年～平成十一年)を刊行

第十卷 四五〇部

### 三 議会テレビ広報等

開かれた県議会を旨し、議会の活動状況及び議員の県政に対する取組状況等を紹介し、県議会に対する認識を深めてもらうためテレビ広報番組を制作・放映したほか、県議会に関する最新情報の積極的な情報公開を行うためホームページやツイッターを活用し広報を行った。

#### (一) テレビ広報

番組名	内容
<p>県議会最前線</p>	<p>(定例会概要) 議会内に設置された議会活動の活性化検討会議での協議を踏まえ、平成一三年度から一七年度まで、一般質問を中心に、委員会での審査状況等定例会の概要をダイジェストで年間六〇本、放映時間一〇分で放送した。</p> <p>(委員会県内調査概要) 平成一五年度から二一年度まで委員会県内調査の状況を放映時間一〇分で放送した。一五年度は年間一五本放送、一六年度から二〇年度までは年間一〇本、二一年度は年間九本放送した。</p>
<p>議会生中継</p>	<p>議会活動を県民に情報提供するために、本会議(質疑及び一般質問)の生中継を平成一八年度から実施した。放映時間二六〇分、年間制作本数一三本</p>
<p>特別番組 「新正副議長 の横顔」</p>	<p>新正副議長にスポットをあて、就任の感想や今後の抱負等をインタビュー形式で編集するとともに執務風景や議会での活動状況等を紹介し、県議会及び県政に関する理解を深めることを目的に、正副議長就任時に三〇分番組で制作・放映した。なお、平成一八年度からは一〇分番組で「新議長・副議長の紹介」となった。</p>

## (二) ホームページの運営管理

平成八年十一月に開設。その後、情報公開を求める要望に応えるため、掲載内容等を年々充実強化した。

主な掲載内容としては、県議会の概要、議員の紹介、会期と議事予定、発言通告・一般質問、提出議案、委員会活動、議会改革、政策条例、議会中継、会議録検索システム、県議会からのお知らせ、議会広報紙「県議会だより」等である。また、平成二十二年からツイッターの運用を開始し、議会情報の周知に努めた。

## (三) インターネット中継

平成十八年五月定例会から議会の活動状況を県民に情報提供するために、本会議全日程について、インターネットで録画の配信を開始した。また、九月定例会から生中継を行い、その翌日には、録画映像の配信を行うようにした。

## 四 議会図書室の状況

議事会館の廃止に伴い、平成十七年三月三十一日に議会資料室を閉鎖し、その機能を議会図書室へ移管した。

なお、群馬県議会図書室運営規程により、図書及び資料の保管冊数は、概ね二万五千冊と規定されている。

蔵書の状況

蔵書 (A+B)計	資料 (B)料	(A) 図書			区分 年度
		計	廃棄	受入	
一三、二〇〇	九、四三三	一三、六八七	三〇五	四〇〇	平成一四
一三、六三七	九、五七四	一四、〇六三	一九	三九五	平成一五
二四、一〇〇	九、七三三	一四、三六七	六三	三六七	平成一六
二四、六六八	九、七八四	一四、八八四	一九	七六	平成一七
二五、一七	九、九九三	一五、一七八	二〇	四〇四	平成一八
二五、三三三	一〇、二六二	一五、二七〇	二八九	二八一	平成一九
二五、一五五	九、七五四	一五、四〇一	二二	三五二	平成二〇
二五、五二	九、九九一	一五、五三〇	一五六	二七五	平成二一
二五、八四二	一〇、二四一	一五、六〇一	一八〇	二六一	平成二二
二六、一五〇	一〇、四六四	一五、六八六	一四八	二三三	平成二三

(単位 冊)